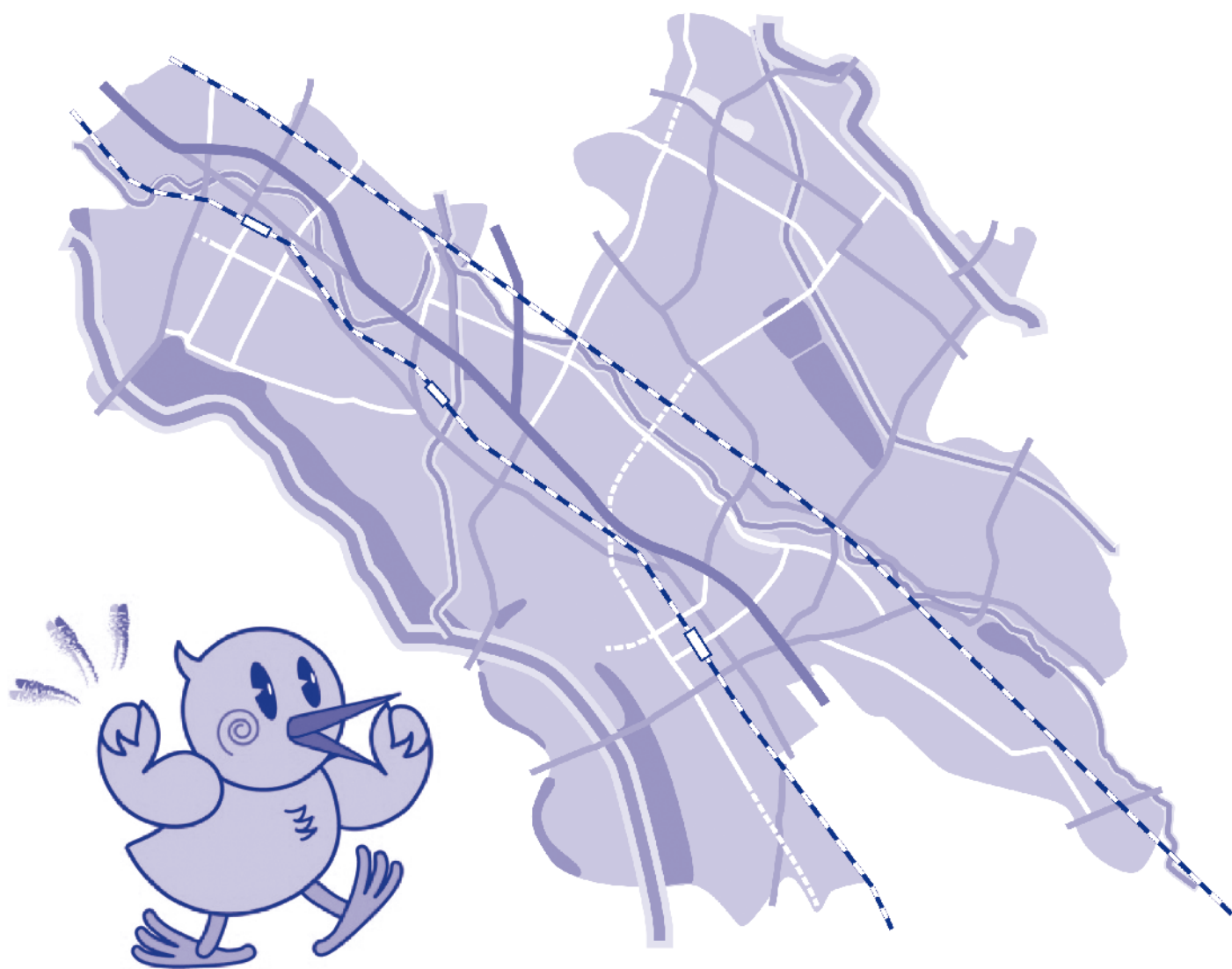


第6次 鴻巣市総合振興計画

基本構想＜平成29年度～平成38年度＞
前期基本計画＜平成29年度～平成33年度＞



第 6 次 鴻巣市総合振興計画

基 本 構 想＜平成 29 年度～平成 38 年度＞
前期基本計画＜平成 29 年度～平成 33 年度＞



市民憲章

人形のまちとしての長い伝統、近代都市として発展する鴻巣、わたくしたちは、郷土の繁栄と市民の幸福をはかるために市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは
親切をつくり、助けあい住みよいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは
健康で元気にはたらき、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは
環境をよくして、美しいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは
きまりをまもり、安全で平和なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは
教養を高め、明るい文化的なまちをつくりましょう。

(昭和 49 年 11 月 5 日制定)

鴻巣市都市宣言

- ・ 青少年健全育成都市宣言 (昭和 58 年 10 月 22 日)
- ・ 交通安全都市宣言 (昭和 62 年 5 月 16 日)
- ・ 非核平和都市宣言 (昭和 62 年 7 月 1 日)
- ・ スポーツ都市宣言 (平成 5 年 5 月 15 日)
- ・ 人権尊重都市宣言 (平成 7 年 2 月 1 日)
- ・ 男女共同参画都市宣言 (平成 24 年 3 月 10 日)
- ・ 健康づくり都市宣言 (平成 27 年 10 月 1 日)

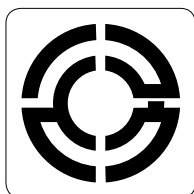
鴻巣市の市民の日

毎年 10 月 1 日

「鴻巣市自治基本条例」の制定を契機として、市の歴史を振り返り、愛着と誇りをもち、さらには将来を思い描く日として、鴻巣市・吹上町・川里町の 1 市 2 町が合併した日

(平成 24 年 7 月 1 日告示)

各種制定・指定事項



市 章



市の花
パンジー



市の木
けやき



市のシンボルカラー
濃い青色(ぐんじょういろ)



市の
シンボルマーク



市のメインキャラクター
「ひなちゃん」

～少子高齢化・人口減少社会に 立ち向かうにあたって～



合併後 10 年が経過しましたが、この間、本市では新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立を目指し、「第 5 次鴻巣市総合振興計画」に掲げる将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向け、着実にまちづくりを進めてまいりました。

一方、少子高齢化による人口減少社会が急速に進展する中、今後のまちづくりを考えると、これまでの人口規模や人口構造をベースにした市政運営では、対応が困難になることが予想されています。

しかし、私は人口減少を受け入れなければならない状況を決して悲観してはおりません。先人たちから引継がれ、培われた本市の潜在能力とチャレンジ精神を持って、必ず解決できるものと考えております。

このたび策定した「第 6 次鴻巣市総合振興計画」は、平成 29 年度を初年度とする 10 年間のまちづくりの根幹となる本市の最上位の計画であり、合併後のまちづくりをさらに発展させるため「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の将来都市像を継承することとしました。そして「人口減少の抑制と、人口減少社会への適応（準備）」を見据えた「持続可能な都市」の実現を目指してまいります。

これからは、本計画を着実に推進し、将来にわたり「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と思っただけのまちづくりを、市民の皆さんとともに進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました総合振興計画審議会委員の皆さんをはじめ、貴重なるご意見、ご提案をいただきました市民の皆さん、市議会議員の皆さんに、心より厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

鴻巣市長

原口和久

目 次

序 論

第1章 総合振興計画の概要

1. 計画の策定趣旨	3
2. 策定の基本姿勢	4
3. 総合振興計画の構成と期間	5・6
4. 総合振興計画の実現に向けて	7・8
5. 総合振興計画と各種計画との連動	9

第2章 市の特性

1. 位置・地勢	10
2. 歴史的特性	11
3. 立地と交通機関	12

第3章 鴻巣市を取り巻く時代動向・潮流..... 13～15

第4章 市の現状

1. 人口・世帯	16～18
2. 財政動向	19・20
3. 産業動向	21・22
4. 市民意識	23～25
5. 統計でみる鴻巣市の強み・弱み	26

基本構想

第1章 将来都市像

1. はじめに	28
2. 基本理念	28
3. 将来都市像	29

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標	30・31
------------------	-------

第3章 土地利用構想

1. 土地利用の方向性(ゾーン別土地利用構想)	32・33
2. 土地利用構想図	34

第4章 政策展開の方向

1. 政策の設定	35
2. 政策毎の目指す姿	
政策1 安全・安心に関する政策	36
政策2 保健・福祉・医療に関する政策	37
政策3 教育・文化に関する政策	38
政策4 都市基盤に関する政策	39
政策5 産業に関する政策	40
政策6 市民協働・行政運営に関する政策	41

前期基本計画

第1章 基本計画の考え方

- 1. 基本計画の考え方 44
- 2. 重点分野の設定
 - (1) 設定の必要性 45
 - (2) 重点分野設定の考え方 45
 - (3) 政策・施策・基本事業体系と重点分野一覧 46・47

第2章 施策別計画

- 施策別計画の見方 48・49

政策1：安全・安心に関する政策 ～安全・安心に暮らせるまちづくり～

- 施策1 生活環境の整備 50・51
- 施策2 上水道の安定供給 52・53
- 施策3 污水处理の推進 54・55
- 施策4 資源循環型社会・低炭素社会の形成 56・57
- 施策5 交通環境の充実 58・59
- 施策6 防犯対策の推進 60・61
- 施策7 防災・減災対策の推進 62・63

政策2：保健・福祉・医療に関する政策 ～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～

- 施策1 健康づくりの推進 64・65
- 施策2 地域福祉の推進 66・67
- 施策3 子ども・子育て支援の充実 68・69
- 施策4 高齢者福祉の推進 70・71
- 施策5 障がい者(児)福祉の充実 72・73
- 施策6 セーフティネットの推進 74・75

政策3：教育・文化に関する政策 ～子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり～

- 施策1 学校教育の充実 76・77
- 施策2 市民文化・生涯学習の充実 78・79
- 施策3 スポーツの振興 80・81
- 施策4 人権尊重の推進 82・83

政策4：都市基盤に関する政策 ～住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり～

- 施策1 調和と魅力ある土地利用の推進 84・85
- 施策2 道路の整備 86・87
- 施策3 雨水対策の推進 88・89
- 施策4 市街地の整備 90・91
- 施策5 公園・緑の整備と保全 92・93

政策5：産業に関する政策 ～賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり～

施策1 商工業の振興	94・95
施策2 農業の振興	96・97
施策3 観光の振興	98・99

政策6：市民協働・行政運営に関する政策 ～市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～

施策1 コミュニティ活動の推進	100・101
施策2 開かれた市政の推進	102・103
施策3 効率的な行財政運営の推進	104・105

資料

I 第6次鴻巣市総合振興計画 策定経緯	108～110
II 鴻巣市自治基本条例	111・112
III 鴻巣市総合振興計画審議会条例	113
IV 鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿	114
V 第6次鴻巣市総合振興計画(案)について(諮問)	115
VI 第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)について(答申)	116～119
VII 第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)について(答申)	120～125
VIII 用語解説	126～130

序 論

第 1 章 総合振興計画の概要

1. 計画の策定趣旨

総合振興計画とは、よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策及び施策を体系化した、鴻巣市の行財政運営における最上位計画です。

平成 23 年に地方自治法が改正され、基本構想の法的な策定義務が廃止されましたが、鴻巣市では、将来を見据え長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていく上で、すべての施策や事業の指針となる中長期の計画は欠かすことができないと考え、「鴻巣市自治基本条例※」第 18 条を根拠とした鴻巣市の政策を定める最上位の計画として、第 6 次鴻巣市総合振興計画を策定するものです。

● 鴻巣市総合振興計画の変遷

計 画	「将来都市像」
第 1 次（昭和 45 ～ 54 年度）	（設定無し）
第 2 次（昭和 55 ～ 64 年度）	“豊かな自然と調和のとれた産業 安らぎのあるまちづくり”
第 3 次（平成元 ～ 10 年度）	“うるおいと活力のある「田園・文化都市」”
第 4 次（平成 11 ～ 18 年度）	“笑顔あふれる幸の ^{しあわせ} 巣 ^{まち} こうのす”
第 5 次（平成 19 ～ 28 年度）	“花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす”



新しいステージ
第 6 次鴻巣市総合振興計画
（平成 29 ～ 38 年度）へ

2. 策定の基本姿勢

(1) 人口維持から人口減少の抑制と適応を見据えた、持続可能な計画

これまでの人口増加・維持を目指す時代から、今後は人口減少が不可避な時代に突入していきます。

その中でも影響を最小限に留め、将来にわたり可能な限り人口減少を圧縮させ、負の影響を低減させるとともに、人口が減少しても市民が安心して住み続けられる持続可能な市をつくりあげることが主眼にした計画とします。

(2) 市の課題・社会情勢の変化を踏まえた、継続性と実現性が両立した計画

市を取り巻く社会情勢が刻々と変動する中、他市間競争への意識が必要なこれからの時代において、市の強みを活かし、弱みを補う行財政運営が必要です。

そのため、策定にあたっては、合併後10年の「地域の均衡ある発展と速やかな一体性の確立」を主眼にした第5次鴻巣市総合振興計画の取組結果を踏まえた継続性と、一方で社会情勢の変化に対応できる柔軟で実現性の高い計画を両立させていくこととします。

(3) 行政評価と連動した、市民にわかりやすい計画

まちづくりを進めるにあたり、どのような状態を目指して、何をどのように行うかということを明確にするため、施策や基本事業の目的や目標を具体的に定め、行政評価を継続的に活用し、市の取組の内容と達成状況を容易に理解することができるわかりやすい計画(PDCAサイクルの基点としての総合振興計画)とします。

(4) 経営資源の選択と集中を図る戦略的な計画

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めていくためには、限られた財源を効果的に配分する選択と集中の視点が不可欠です。そのため、本総合振興計画を策定するにあたっては、鴻巣市をより魅力あるまちとするため計画期間中に重点的に取り組むべき分野を定めることとします。

3. 総合振興計画の構成と期間

本総合振興計画では策定の基本姿勢に示した点を踏まえ、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造による構成とします。

(1) 基本構想（理念と方向性）

基本構想は、市の将来都市像、将来人口などの目標を明らかにし、その実現に向けた課題、政策体系（分野別の目指す姿）を示したものです。

計画期間は10年間とし、平成29年度から平成38年度までとします。

(2) 基本計画（施策ごとの目指す姿）

基本計画は、基本構想を実現するために必要な施策・基本事業、目標などを定めたものです。計画期間は5年間とし、前期基本計画は平成29年度から平成33年度まで、後期基本計画は平成34年度から平成38年度までとします。

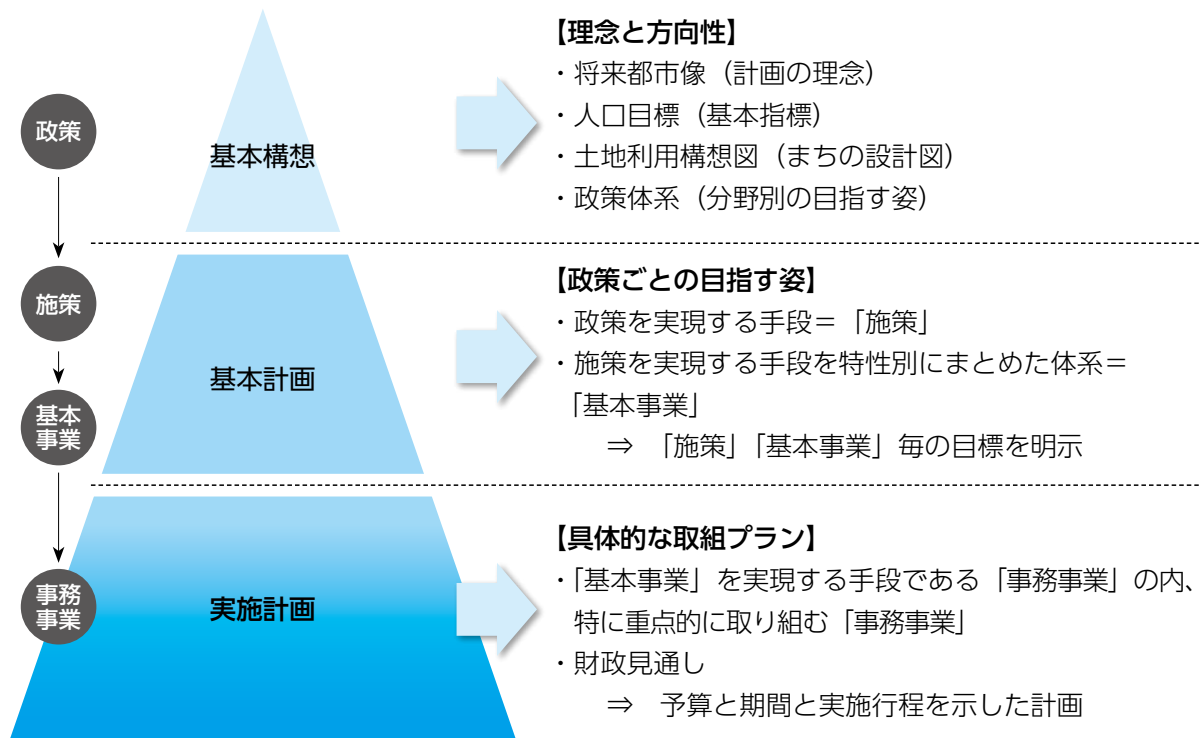
さらに、施策分野を横断して5年間で集中的・重点的に取り組むべき行政改革や、人口減少対策など市の将来を見据えた必要不可欠な取組に対し、基本計画の重点分野として示します。

(3) 実施計画（具体的な取組プラン）

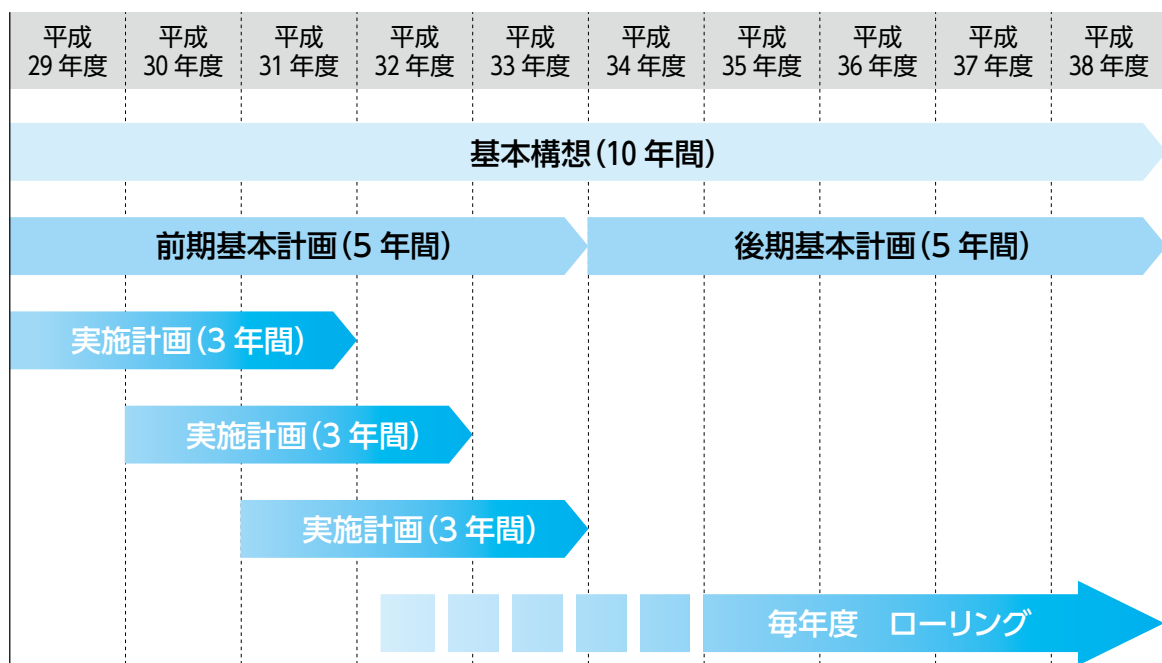
実施計画は、基本計画で定める重点的に取り組むべき分野などの推進を中心に、計画期間における財政状況の見通しに基づく財政計画と、施策・基本事業の重要度などを考慮し年度別・事業別に分類された具体的な事業の実行程を、示します。

計画期間は3年間とし、事業進捗による見直し・法改正や行政ニーズへの迅速な対応が必要となることを踏まえ、1年毎に見直す方式（1年ローリング方式）にて、別途公表します。

【第6次鴻巣市総合振興計画 計画構成図】



【第6次鴻巣市総合振興計画 計画期間】



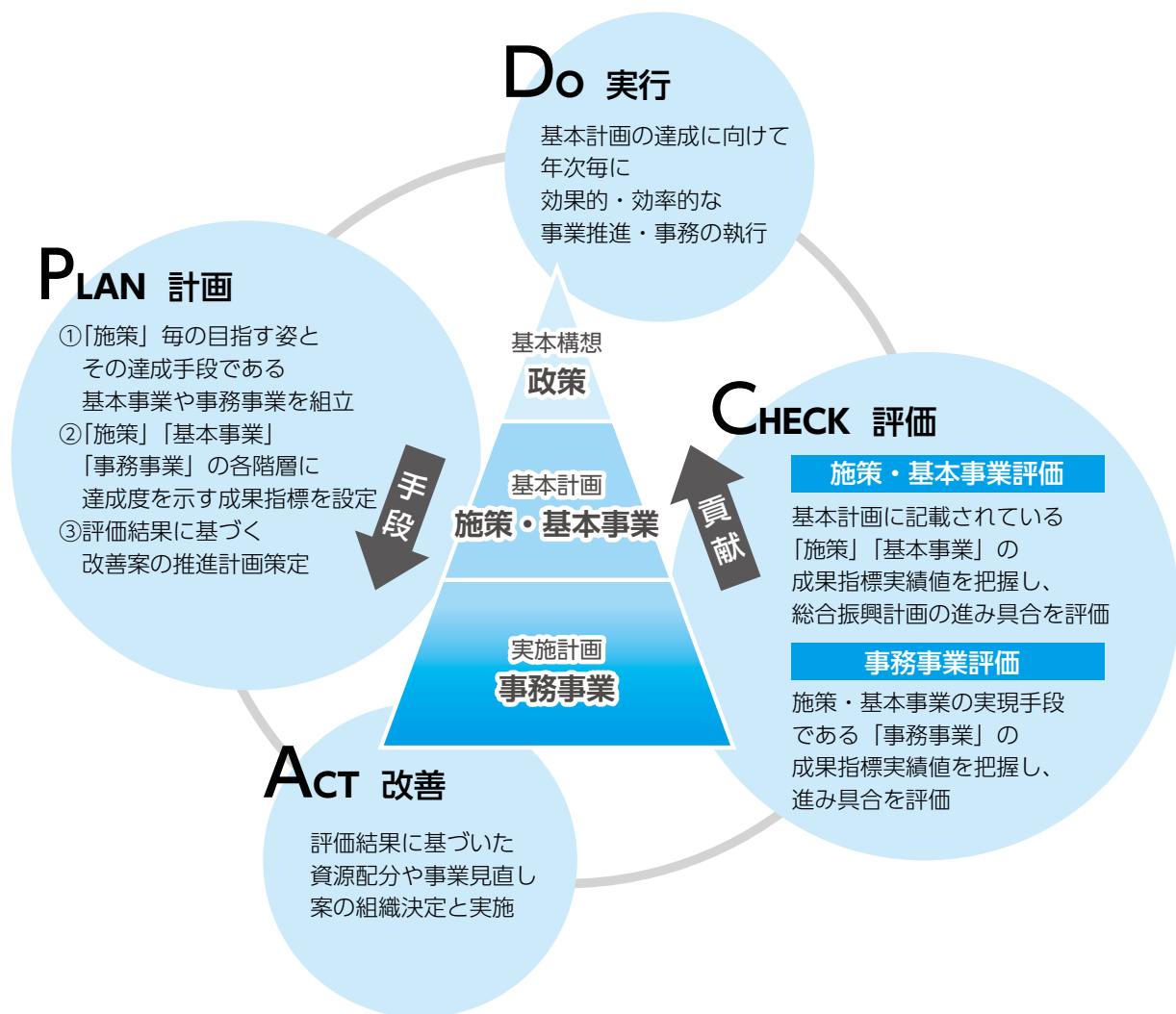
4. 総合振興計画の実現に向けて

(1) 行政評価（PDCA サイクル）に基づく計画策定・進行管理

総合振興計画では、将来都市像などの目標を実現する手段として、施策体系を設定しますが、これが計画（PLAN）となります。その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行（DO）されます。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを活用して評価（CHECK）し、その評価を検証し改善策やさらなる施策を講じていく（ACT）、この一連の流れを鴻巣市では『行政評価（PDCA サイクル）』と呼んでいます。

鴻巣市では、第5次鴻巣市総合振興計画より、行政評価の考え方を取り入れた総合振興計画策定と進行管理に取り組んでおり、本総合振興計画においても継承することで、市民と行政が情報を共有し、計画の目標及び達成度を誰が見ても明快にわかる行財政運営を目指します。

行政評価（PDCA サイクル）のイメージ



(2) 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価

行政評価を活用した行財政運営の特徴として、**成果指標（アウトカム指標）というモノサシ**を設定し、施策や事業の成果達成度を市民にわかりやすく『見える化』することにあります。

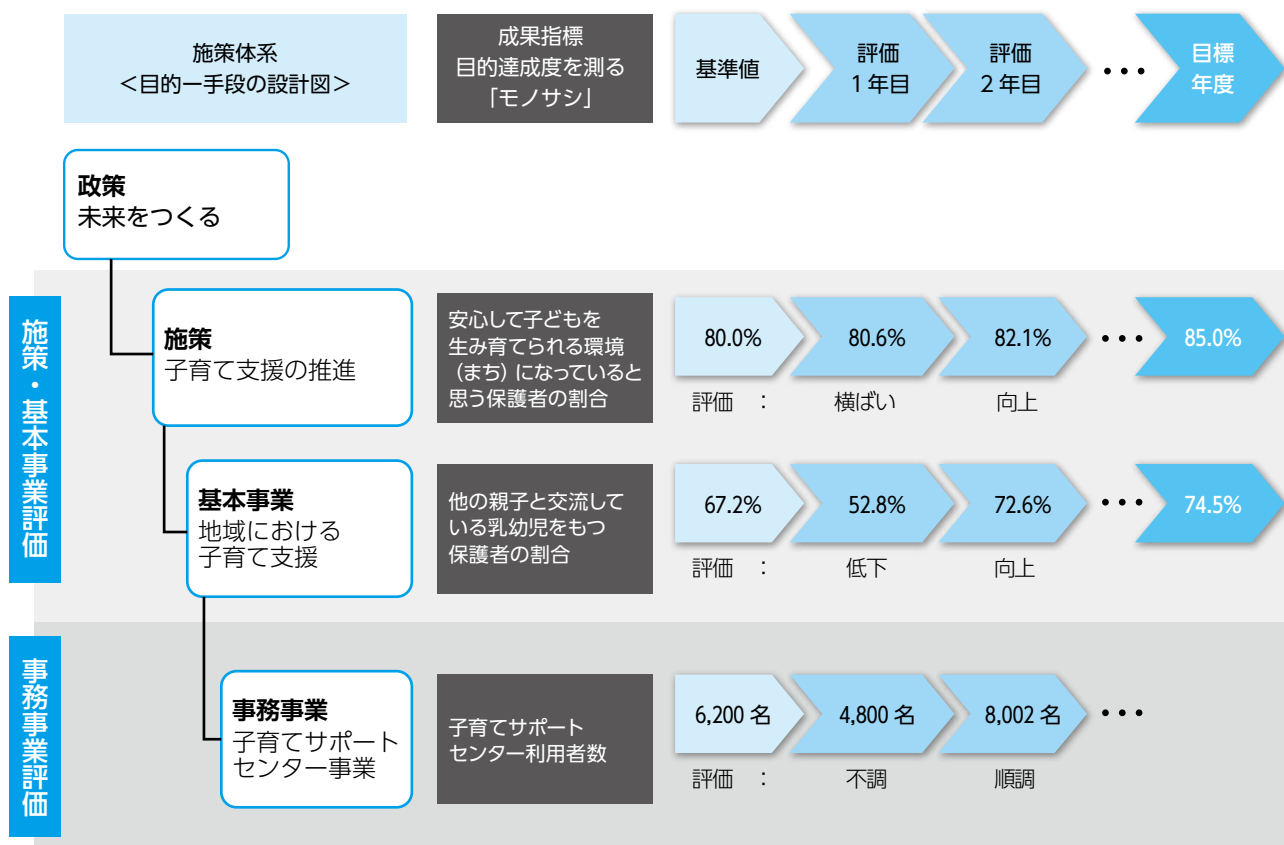
本総合振興計画においても、「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の目的達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画終了年度の目標値を設定し、経営計画としての機能を果たします。

総合振興計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の成果指標実績値の把握を行いそれに基づく成果動向などの評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直しやスクラップ & ビルドなどの対策を講じます。

行政評価を活用したマネジメント例



5. 総合振興計画と各種計画との連動

総合振興計画は、全施策の目指す姿を網羅した最上位計画であるとともに、『市の経営計画』として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を含んだ計画となります。

一方、市ではそれ以外に法令などに基づき部門別計画を策定しています。部門別計画は、最上位計画である総合振興計画の方向性を踏まえ策定・進行管理を行います。

ただし、部門別計画は、総合振興計画と計画期間が異なるため、一時的に総合振興計画と方向性が異なっている場合がありますが、部門別計画改定時には整合性を図ります。

■市の最上位計画

鴻巣市総合振興計画

■部門別計画（平成 28 年度末時点）

分類	計画名
全般	鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略
	鴻巣市公共施設等総合管理計画
安全・安心分野	鴻巣市交通安全計画
	鴻巣市地域防災計画
	鴻巣市国民保護計画
	鴻巣市水道事業基本計画
	鴻巣市環境基本計画
	鴻巣市地球温暖化対策実行計画
	鴻巣市一般廃棄物処理計画
	鴻巣市分別収集計画
保健・福祉・医療分野	鴻巣市子ども・子育て支援事業計画
	鴻巣市障がい者計画
	鴻巣市障がい福祉計画
	鴻巣市地域福祉計画
	鴻巣市後期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	鴻巣市健康増進計画
	鴻巣市食育推進計画
	鴻巣市特定健康診査等実施計画
教育・文化分野	鴻巣市教育振興基本計画
	こうのす男女共同参画プラン
都市基盤分野	鴻巣市都市計画マスタープラン
	鴻巣市緑の基本計画
	鴻巣市森林整備計画
	鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画
	鴻巣市公営住宅長寿命化計画
	鴻巣市耐震改修促進計画
	鴻巣市橋梁長寿命化計画
	鴻巣市創業支援事業計画
産業分野	鴻巣市農業振興地域整備計画
	鴻巣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	鴻巣市観光戦略計画

2. 歴史的特性

鴻巣市の歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡り、その足跡は市域南部の大宮台地に残されています。縄文時代には人びとの生活範囲が低地へ広がり、後・晩期の赤城遺跡や滝馬室からは、ミミズク土偶などの貴重な遺物が多数発見されました。

前方後円墳が築かれた古墳時代では、生出塚遺跡が東国最大級の埴輪生産地として有名で、そこで発見された大型の人物埴輪などの「生出塚埴輪窯跡出土品（70 点）」が、平成 17 年 6 月に国の重要文化財に指定されました。また、かつて武蔵国造（むさしくにのみやつこ）である、笠原直使主（かさはらのあたのおみ）が、現在の笠原の辺りに住み、一時この地が武蔵の国府となったことから、「国府の州（こくふのす）」と呼ばれたのが始まりとされ、それが「こふのす」となり、後に「コウノトリ伝説」から「鴻巣」の字をあてはめるようになったとされています。

また、箕田の地は嵯峨源氏の流れを汲む箕田源氏発祥の地であり、源仕（みなもとのつこう）・源宛（あつる）・渡辺綱（わたなべのつな）の三代が拠点として活発な活動を展開した土地でした。

戦国時代後期に入ると、小田原城を本拠地に持つ後北条氏がこの辺りを治める中、豊臣秀吉の命を受けた石田三成による忍城攻めの際に築かれた石田堤の一部は、いまま史跡公園として残されています。

江戸時代に入り、中山道が定められると宿駅が設置され、中山道のほかにも日光脇往還や忍・館林道が通じるなど交通の要衝から、県内屈指の宿場として賑わい、吹上村は旅人が休息する間の宿として栄えました。また、荒川の水運を活かし、鴻巣・吹上には荒川舟運の河岸が成立し、御成河岸や糠田河岸が流通拠点として栄えました。

さらに、昔から豊かな自然環境による優れた鷹場であった鴻巣には、鴻巣御殿（徳川将軍家が旅行の際に宿泊する施設）が築かれ、徳川家康・秀忠・家光三代にわたって使用された記録が残されています。

一方、上谷新田（人形町）では、江戸時代中頃から人形作りが始められ、やがては関東三大雛市のひとつに数えられるまでに成長を遂げました。明治期には高度な技術と優れた品質で「鴻巣びな」の名は全国に知れ渡るようになり、現在も中山道沿いの人形町には人形に関連する業者が並んでおり、鴻巣市を代表する産業として継承されています。

また貴重な伝統工芸として伝えられ、人形町に伝承される「鴻巣の赤物製作技術」は、平成 23 年 3 月に国の重要無形民俗文化財として指定されました。

近代に入り、糠田や屈巢沼では広大な新田開発が行われました。明治 35 年に着工された鴻巣町・常光村にまたがる 400 町歩の連合耕地整理は、明治 36 年の第 5 回内国勸業博覧会で一等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となりました。

また戦後、鴻巣市の気候風土に適したパンジーの生産から始まった「花き生産」は、生産品種の増加や生産効率の向上など、発展・拡大が図られ、現在では東日本最大級の花き市場である「鴻巣フラワーセンター」が整備されるとともに、全国に誇るブランドとして市民に愛されています。

市域に目を向けると、明治 22 年の町村制施行により、鴻巣町以下、吹上村、屈巢村など 12 村が成立し、吹上村は昭和 9 年に町制を施行しました。また、昭和 29 年には鴻巣町を中心に箕田、田間宮、馬室、笠原、常光村の 1 町 5 村が合併し、埼玉県下 17 番目の市として鴻巣市が誕生しました。同時に、共和、広田、屈巢村の 3 村が合併し川里村が誕生し、平成 13 年に町制を施行しました。その後、平成 17 年 10 月 1 日に鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併し、新たな鴻巣市として現在に至っています。

3. 立地と交通機関

鴻巣市は、首都圏 50 km にあり、埼玉県平野部のほぼ中央に位置しています。戦後、鉄道・道路交通の発展により都心部まで 1 時間以内で結ばれるという環境が整い、高度経済成長期には宅地開発・企業進出が進み、人口が急増した地域です。

鉄道交通では、都心と高崎方面を結ぶ JR 高崎線が、通勤・通学の主要な交通手段となっており、平成 13 年の「湘南新宿ライン」に続き、平成 27 年 3 月には「上野東京ライン」が開業したことで、東京圏乗り入れの利便がさらに向上されています。

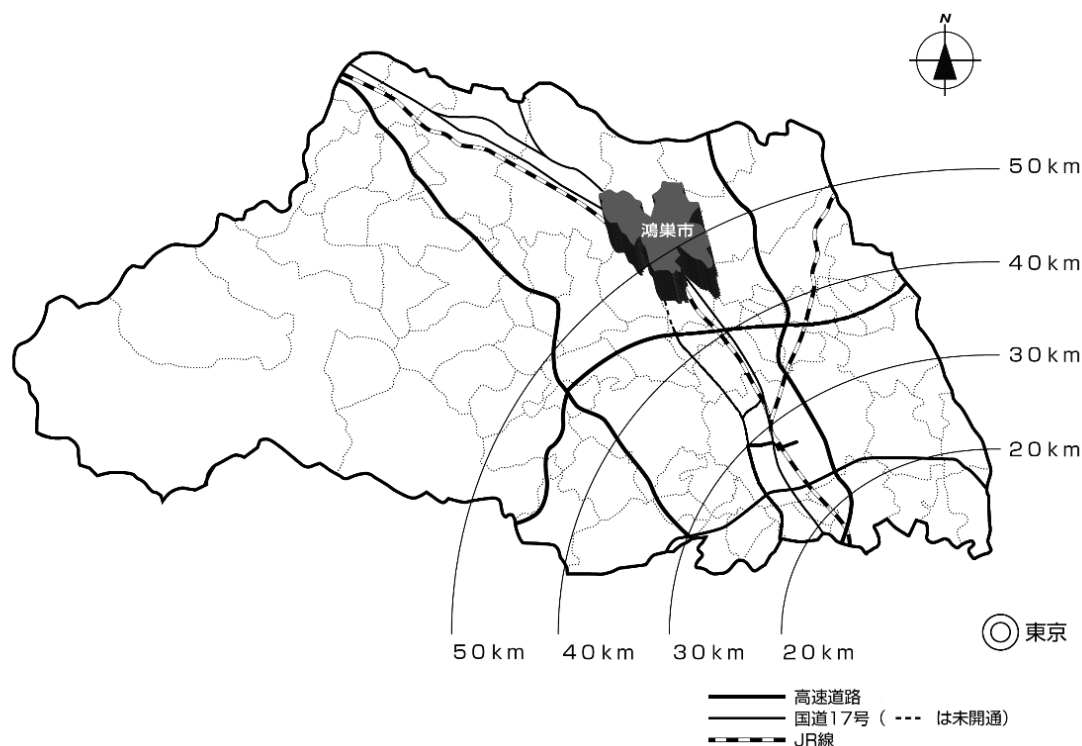
道路交通では、JR 高崎線と並行して国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパスが走っています。

また、市街地を通る主要地方道鴻巣桶川さいたま線、県道鎌塚鴻巣線（中山道）、主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、県道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっています。

平成 27 年 10 月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間について全線開通が果たされるとともに、かねてより都市計画決定されていた「国道 17 号上尾道路」について、平成 28 年 4 月までにさいたま市宮前 IC から圏央道桶川北本 IC までのⅠ期区間（11.0 km）が供用開始され、平成 23 年より鴻巣市箕田交差点までのⅡ期区間（9.1 km）も事業化され、整備が進められています。

今後とも、新しく生まれる広域交通の要衝としてのポテンシャルを活かした、埼玉県の中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

■立地・交通 概略図



第3章 鴻巣市を取り巻く 時代動向・潮流

鴻巣市を取り巻く大きな時代動向・潮流を10項目にまとめました。すでに影響を及ぼしているものもあれば、鴻巣市の課題として顕在化していないものもありますが、いずれも見逃すことのできない事柄として整理しています。

1. 人口減少時代の到来と少子高齢化の進行

少子高齢化の進行を背景に、平成20年以降日本の人口は減少局面に突入し、長期にわたって減少が続く見通しとなっており、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加など、社会経済に与える影響が懸念されています。

そのため、年齢を問わず働く意欲や能力のある人材を積極的に活用するための就労支援や、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者の介護や自立の支援など、安心して住みやすく活力のあるまちづくりを、行政と地域の協力や助け合いにより進めていくことが求められています。

国においても構造的な問題である少子高齢化に対し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を核とする、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組が進められています。

2. 経済構造の変化と産業・雇用の動向

現在の経済・産業構造は、情報・交通などの地球規模のネットワーク化や、新興国市場への先進国企業の進出などによる世界全体で生産活動や企業活動を行うグローバル化の状態が進展していますが、結果として自国以外の問題などでも経済・産業に大きな影響を受けやすい構造へ変化しています。

一方、これまでの「雇用の受け皿」として地域密着型の地域内競争が中心であった交通・物流・飲食・宿泊・社会福祉サービスなどに代表されるローカル産業は、グローバル産業に比べ労働生産性が低く先進国比でも最低レベルにあり、今後は人口減少・高齢化に伴い労働力不足が深刻化するため、労働生産性と労働参加率の向上が課題となっています。

このような中で、国では、地域経済の縮小が人口減少への流れを加速化させている主要因とし、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した、いわゆる「地方創生」の取組が重点化されています。

3. 社会のつながりの変化

情報技術の革新や生活様式の多様化、モノから心の豊かさへの希求の変化などにより、人や社会とのつながりにも変化が見られ、それらは、個人の生活やまちづくりにも影響を与えています。日本全体の世帯構成は、未婚化、少子化などの影響により、単独世帯が増加しており、高齢者福祉や介護の在り方が変わりつつあります。また、地域では地縁と呼ばれる近所付き合いが減少しており、防犯、防災などの地域活動に影響を及ぼすと考えられています。

4. 子どもを取り巻く社会環境の変化

家庭環境の複雑化や社会全体のモラルの低下などにより、いじめや児童虐待、子どもを狙った犯罪の増加や犯罪の低年齢化などの問題が深刻化しています。学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが将来への夢や希望を描けるような社会を創り上げることが求められています。

5. 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災以降、防災に関する市民の意識は高まっており、災害に対するさらなる備えが必要になっています。特に、自らの安全は自らが守る自助の考え方や、自分たちのまちは自分たちの手で守る共助の考え方の重要性が高まっています。ここ数年では、災害だけでなく、安全・安心な生活を脅かす事件や事故が様々な分野で発生しており、こうした不安を解消するための対策を進めることが求められています。

6. 市民との協働・共助社会づくり

自治会やNPO・ボランティアなどの市民団体のみならず、民間企業などの多様な主体が担い手となり、「新しい公共」・「共助」の考え方によって人々が支えあう社会を創ることが必要となっています。

市民の意識変化や各種法整備も進み、民間企業やボランティアなどが、公共施設や子育て支援などの福祉サービスの企画運営を行い、効果的・効率的なサービスを提供するソーシャルビジネス（社会課題解決）などの事例も増えています。

今後は、市民と行政との協働の仕組みづくりや活動支援などの取組を強化し、市民・NPO・企業・行政などが手を携え、まちづくりを進めていくことが重要になると考えられています。

7. 環境配慮型社会への転換

高度経済成長期以降の急速な都市化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型の「消費は美德」という社会経済活動は、物質的な豊かさや便利さをもたらす一方で、自然環境の破壊や地球温暖化、エネルギー資源の枯渇をはじめとする様々な問題を引き起こしてきました。

これらの問題に対する意識の高まりの中、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大による社会の低炭素化や4R^{*}によるごみ発生抑制とリサイクルの促進、エコロジカル・ネットワーク^{*}の形成による生物多様性^{*}の保全など、健全で持続的な成長・発展が可能となる環境配慮型社会の構築が求められています。

8. 持続可能な都市構造への再構築

国内では高度経済成長期以降に整備したインフラを含めた公共施設の老朽化が進んでおり、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設割合が加速度的に高くなる見込みです。公共施設等の維持管理に対する地方公共団体の役割は大きい反面、人・予算・技術力において課題も大きく、対応が手遅れにならないためにも、将来を見据えた人材・財源・技術力の確保が不可欠となります。

一方で、老朽化への対応は急務ではありますが、単に施設の更新を図るのではなく、人口構造の変化や地域に必要な利用実態などの把握に努め、更新・用途見直し・集積・統廃合・長寿命化・民間活力の活用といった、地域に必要な都市機能として再構築し、持続可能な都市構造をつくりあげることが必要になってきます。

9. 情報通信技術の発展

高速通信ネットワーク環境の整備、携帯電話やスマートフォンなどの機器普及により、必要な情報を「いつでも」「どこでも」入手・発信できるようになり、日常生活や社会経済構造に大きな変化が生じています。

企業のインターネット広告費が、新聞や雑誌での広告費を超えるなど、インターネットを利用した広報・広聴媒体は、社会における情報伝達、情報交流の手段として重要性が増大しています。

まちづくりに関しても、マイナンバー制度^{*}やGIS（地理情報システム）^{*}、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{*}など、情報技術の活用による行政サービスの利便性向上などが期待されます。

一方では、情報技術を利用する知識や手段を持たない人との情報格差が拡大することや、子どもが長時間利用することでの弊害が懸念されるとともに、なりすましや不正アクセスによるコンピュータ犯罪の防止や個人情報保護などの情報セキュリティ対策が求められています。

10. 地方分権による自治体経営の重要性

地方分権に係る一括法（平成12年4月施行）の成立以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直し、権限移譲が進んでいます。

今後は、国の指導による画一的な行政運営ではなく、市町村が地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくとともに、自主的・自立的な自治体経営を行うことが求められています。

そのため、各自治体では限られた財源の中でより有効な政策を展開するために、行政評価制度、人事評価制度などのマネジメントシステムの構築・活用を行い、地域自らの主体性と責任において行政課題を解決する組織力向上が課題となります。

第 4 章 市の現状

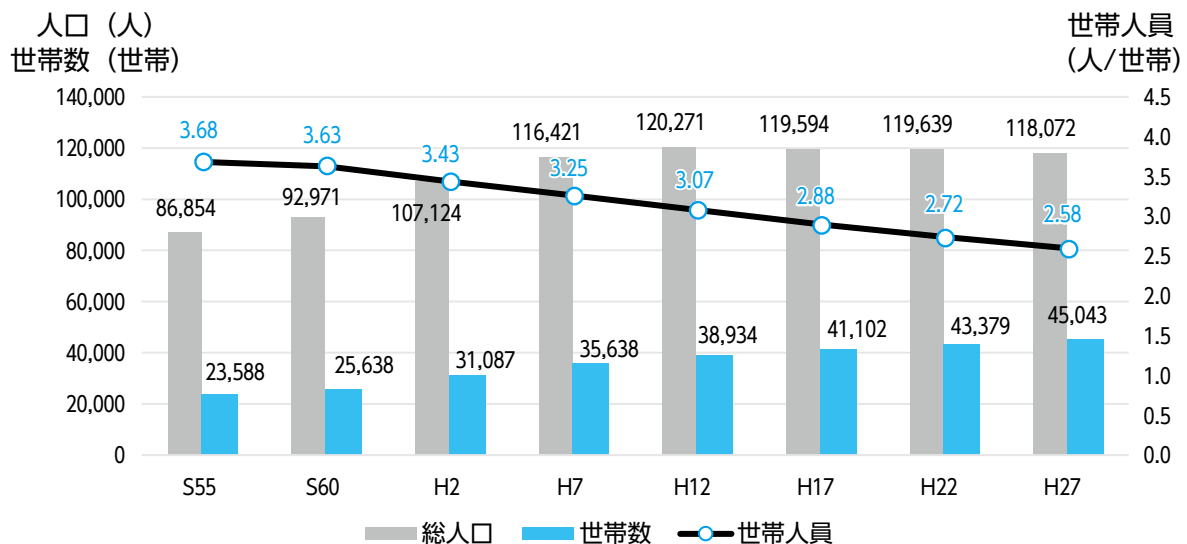
1. 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

鴻巣市の人口は、平成 27 年 10 月の国勢調査時点で、118,072 人となっています。推移をみると、平成 12 年までは増加が続き、その後、平成 22 年までの 10 年間は 12 万人前後で推移してきましたが、近年は減少傾向に転じており、平成 12 年と平成 27 年を比較すると、約 2,000 人減少しています。

世帯数は、核家族化、少子化などが進み、1 世帯あたり人数は、昭和 55 年の 3.68 人から平成 27 年には、2.58 人と落ち込んでいます。

■人口と世帯数

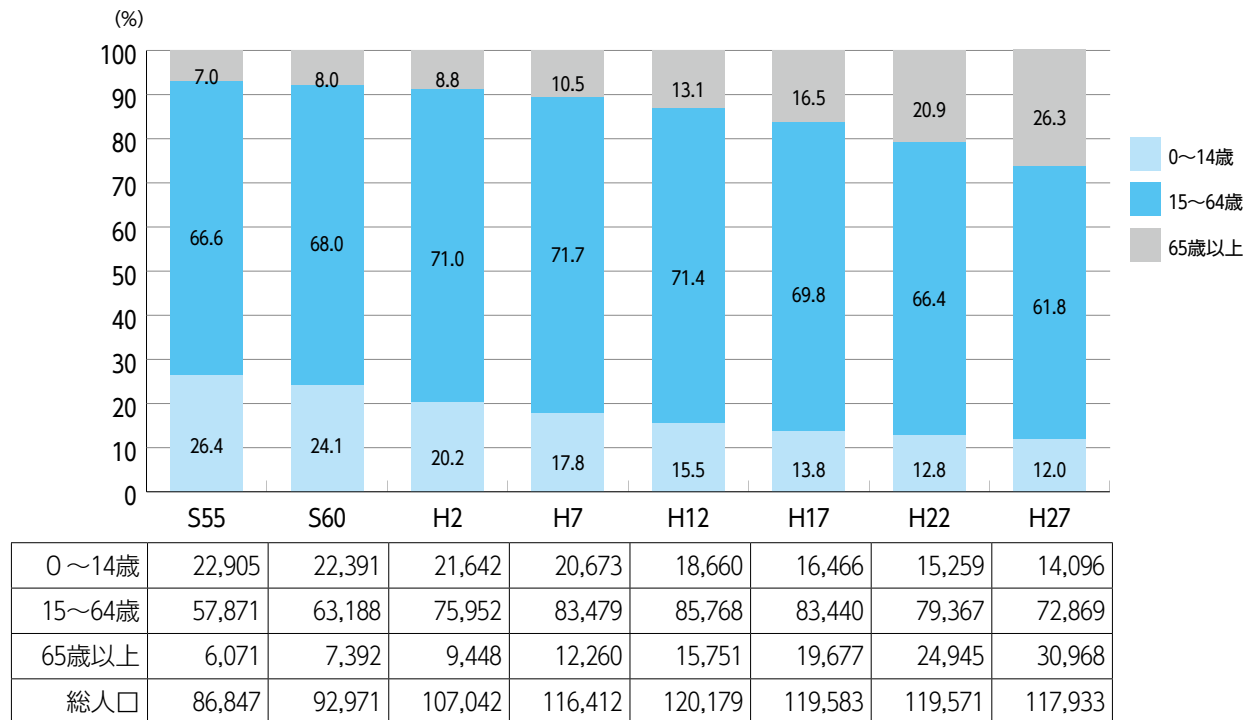


出典：国勢調査

(2) 年齢構成の変化

鴻巣市の年齢3区分の人口構成比の推移では、65歳以上の高齢化率が平成22年に20%を超え、平成27年時点では26.3%まで増加しており、鴻巣市においても、超高齢化社会（高齢化率21%超）へ突入しています。

年齢階層別人口構成比



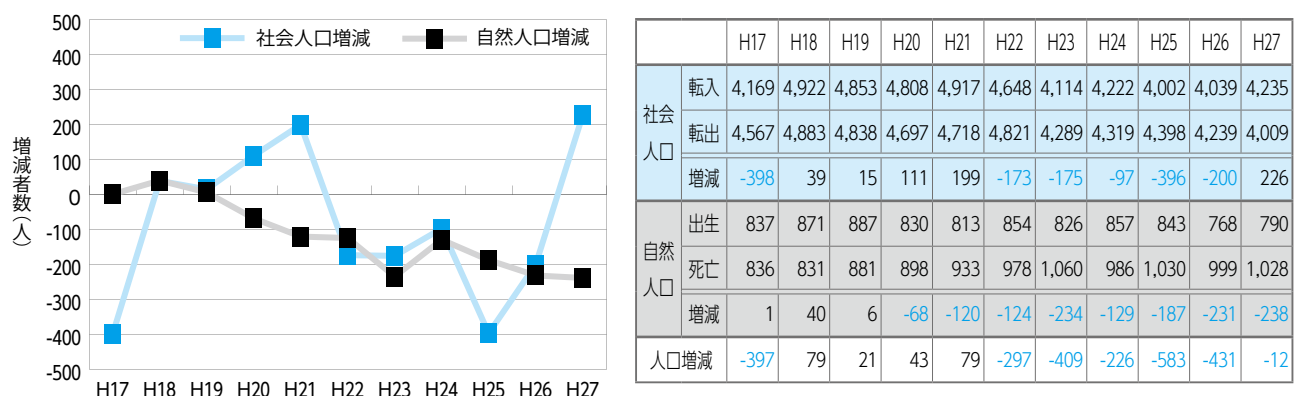
出典：国勢調査（年齢不詳は除く）

(3) 人口の社会増減・自然増減

近年の社会増減（転入数－転出数）は、市街地再開発事業*や土地区画整理事業*を中心とした都市基盤整備の進捗と合わせ、周辺の民間開発も促進されており、転入超過となる年や転出超過となる年が混在していることが特徴です。

自然増減（出生数－死亡数）は、平成20年以降減少に転じており、減少幅は年々大きくなる傾向にあります。この理由は、出生数について800人台を毎年維持されてきましたが平成26年から700人台に減少したことに加え、高齢化の進展により死亡者数が年々増加していることによるものです。

社会増減・自然増減の推移



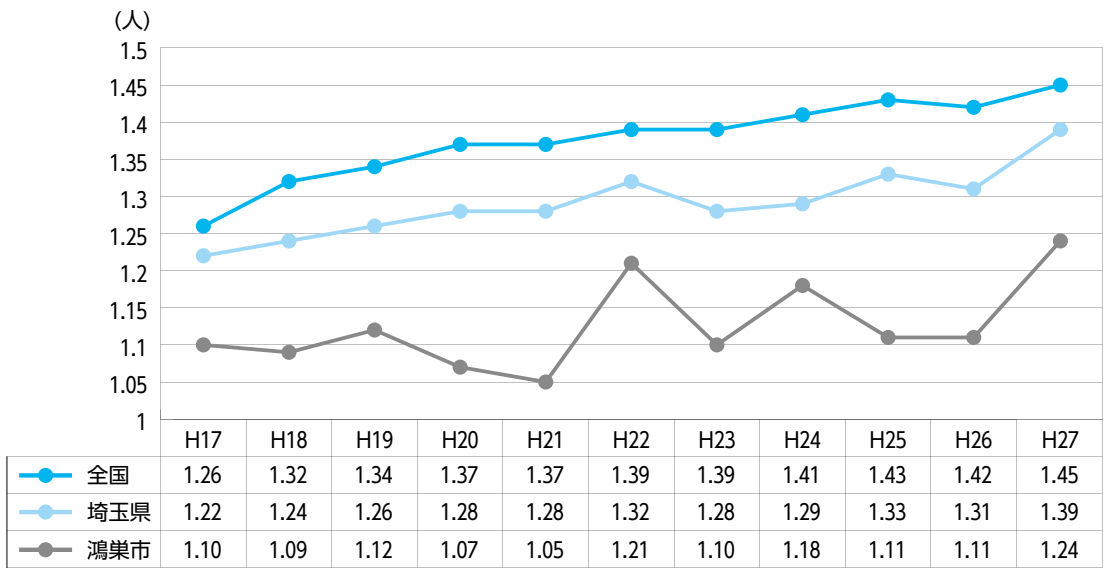
出典：住民基本台帳（埼玉県統計年鑑）

(4) 合計特殊出生率*の動向

鴻巣市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性が一生の間に産む子ども数）は、全国、埼玉県より低い状況が続いており、その差は年々大きくなる傾向が見られ、平成27年時点で1.24人となっています。

合計特殊出生率が低い要因については、「15～29歳女性の転出数が多いこと」「出産後に市へ転入（住宅購入など）する家族（女性含む）が多いこと」「30～34歳女性の未婚率の上昇」などの影響が考えられています。

合計特殊出生率の推移

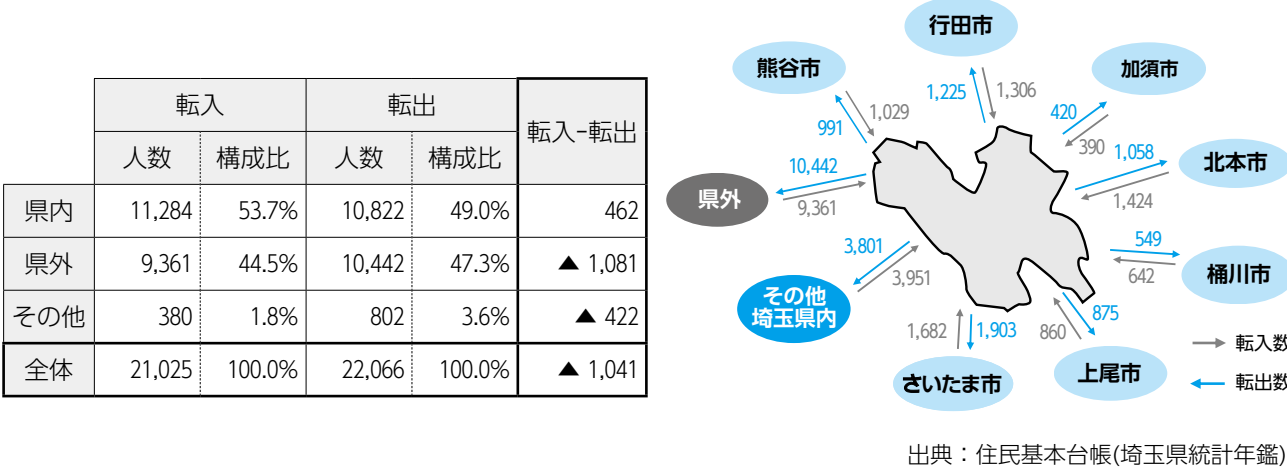


(5) 県内・県外での転出入先傾向（5年累計）

近年の鴻巣市における、転入・転出者の県内・県外移動割合は、ほぼ半分の割合です。

県内移動の内訳では、移動上位のさいたま市・熊谷市・行田市・加須市・上尾市・桶川市・北本市の7市間で、転入・転出とも6割以上を占めているのが特徴といえます。

転出入先動向（平成22年～平成26年の5年累計）



2. 財政動向

(1) 歳入歳出推移と見通し

鴻巣市の普通会計について平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間は、歳入・歳出ともに増加していましたが、平成 27 年度は減少に転じています。歳入・歳出が増加傾向にあった主な理由としては、国・県支出金や合併特例債などの地方債を効率的・効果的に受け入れ、均衡ある地域発展に資する各種合併特例事業を推進してきたことが挙げられます。

今後の財政見通しとして、歳出では高齢化に伴う「扶助費」や地方債の償還に伴う「公債費」の増加が見込まれるものの、合併特例事業の終了に伴う「普通建設費」の減少が想定されています。一方で、歳入では普通建設事業費の減少に伴う「国・県支出金」及び「地方債」などの特定財源の減少とともに、景気動向の不透明さから、税収においても厳しい見通しを考慮せざるを得ず、財政規模全体としては縮小傾向を想定しています。

市の歳入構造の特徴としては、市の自らの収入である地方税などの自主財源の構成比が低下し、地方交付税などの国・県からの依存財源の構成比が高まっています。

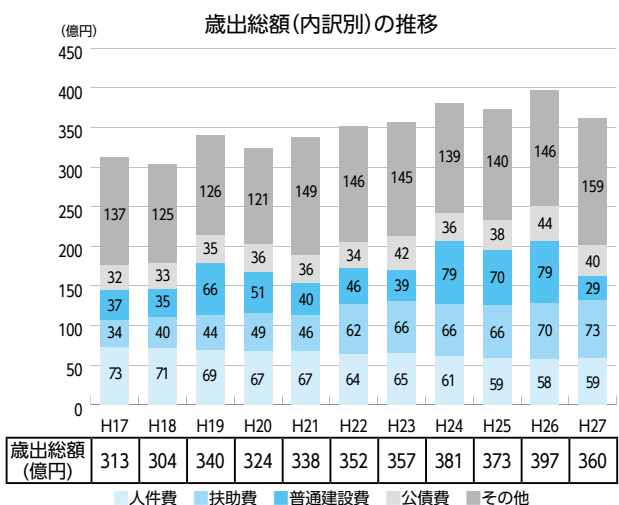
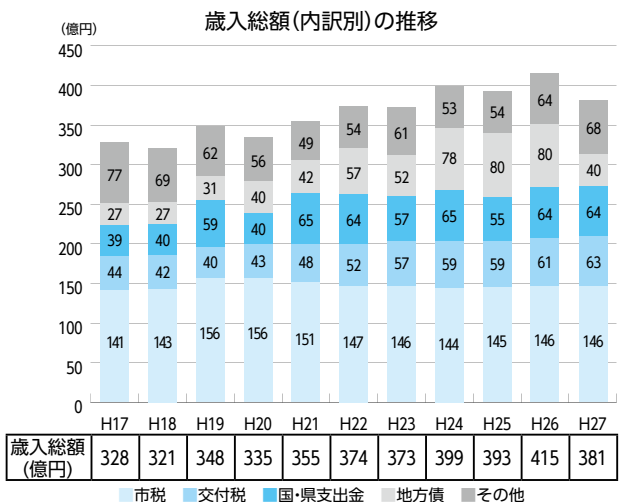
類似団体とほぼ同じ傾向にあるものの、地方交付税額の増減などの影響を受けやすい財政構造となっています。

※ 凡 例 解 説	
市 税	市民税や固定資産税など、市が賦課、徴収する地方税
交付税	地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、国より一定の基準により交付される税
国・県支出金	国・県が地方公共団体に支出・交付する負担金や補助金など
地方債	団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの
その他	使用料や繰越金などの、その他財源

歳出では平成 17 年度と平成 27 年度の比較では約 47 億円の増加となっています。

行財政改革などにより人件費は減少傾向にある一方、扶助費などの義務的経費[※]や、まちづくりのための普通建設事業費などの投資的経費が増加傾向にありましたが、今後は普通建設事業費が合併特例事業の終了に伴い減少していくことが想定されます。

※ 凡 例 解 説	
人件費	職員などの給与や議員報酬などの経費
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費
普通建設費	道路、下水道、学校、保育所など公共施設の改良、新設のための事業経費
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費
その他	物件費や補助費など、その他行政サービス提供に必要な経費



(2) 財政分析比較

鴻巣市の財政状況は以下のとおりです。

現時点では、健全な状況が保たれていますが、今後も行政評価などを活用した事業の選択と集中、見直しを進め、効果的な財政計画が必要となります。

市町村財政比較分析表（平成 27 年度普通会計決算）

平成27年度	単位	鴻巣市	埼玉県平均	県内順位 (63自治体中)
財政力指数		0.742	0.777	44
経常収支比率	%	89.5	90.9	31
将来負担比率	%	26.5	24.3	29
実質公債費比率	%	3.5	4.9	14

資料：総務省 市町村決算カード

【各数値の解説】

○財政力指数（財政力）

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます（1.0 以上の団体は、国からの交付税が不交付になります）。

○経常収支比率（財政構造の弾力性）

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します（国・県では 95% 以上になると要注意としています）。

○将来負担比率（将来負担の状況）

地方公社や損失補償を行っている出資法人などに係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます（国では 350% になると、早期健全化計画の作成が義務付けられます）。

○実質公債費比率（収入に占める借金返済割合）

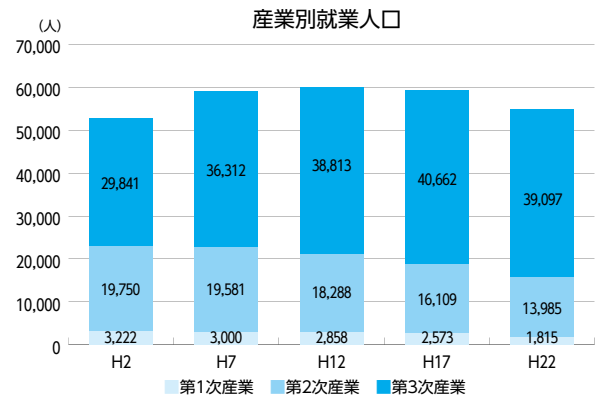
自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもので、通常、3 年間の平均値を使用します。18% 以上になると、新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要となり、25% 以上になると借入を制限されます。

3. 産業動向

(1) 産業別就業者数の推移

高齢者人口の増加と相成って、就業者人口は平成12年以降、減少傾向を示しています。

特に平成12年と平成22年を比較すると、第1次産業では▲36.5%、第2次産業で▲23.5%、第3次産業で+1%となっており、全国・県内同様、第3次産業へ従事する割合が多くなっています。

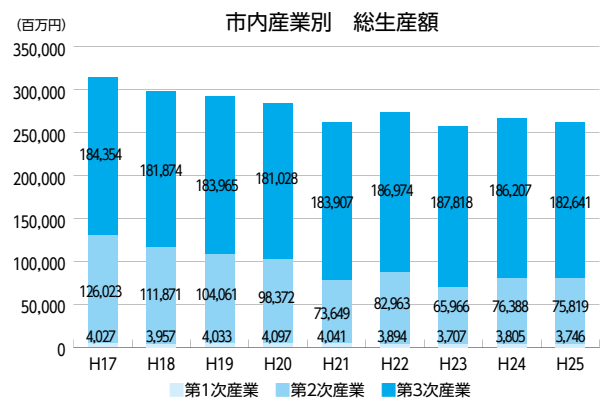


出典：国勢調査

(2) 産業別総生産額の推移

市内の産業別の総生産額をみると、就業者人口同様に第1次産業・第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業はほぼ横ばいです。

特に第2次産業は、平成20年のリーマンショックなどに端を発する経済不況の影響もあり落ち込みが激しく、平成25年段階では、未だ回復の兆しが見られていません。



資料：埼玉縣市町村民経済計算

(3) 地域経済の自立度

鴻巣市における、地域経済循環率※（自立度）は66.9%で経済的自立度としては高くない状況です。所得として、鴻巣市民の所得の約33.1%は、市外から流入する所得に依存していることになり、これはベッドタウンとしての特徴といえます。

一方、支出では市内消費・民間投資ともに、8割以上で市内での消費・投資が進んでいます。

■地域経済循環率 66.9%（※埼玉県平均 77.6%）

～市内で「生産－所得－支出」が完結していれば100%以上、市外に流出していれば100%以下～

生産（付加価値額）：鴻巣市の産業で算出した付加価値額 2,785 億円

分配（所得）：鴻巣市民・事業所の所得

①市内の事業所からの所得 2,785 億円 (66.9%)

②市外の事業所からの所得 1,377 億円 (33.1%)

支出：鴻巣市民・事業所が消費や投資した金額

①民間消費 <市内> 2,502 億円 (88.5%) <市外> 325 億円 (11.5%)

②民間投資 <市内> 408 億円 (81.9%) <市外> 90 億円 (18.1%)

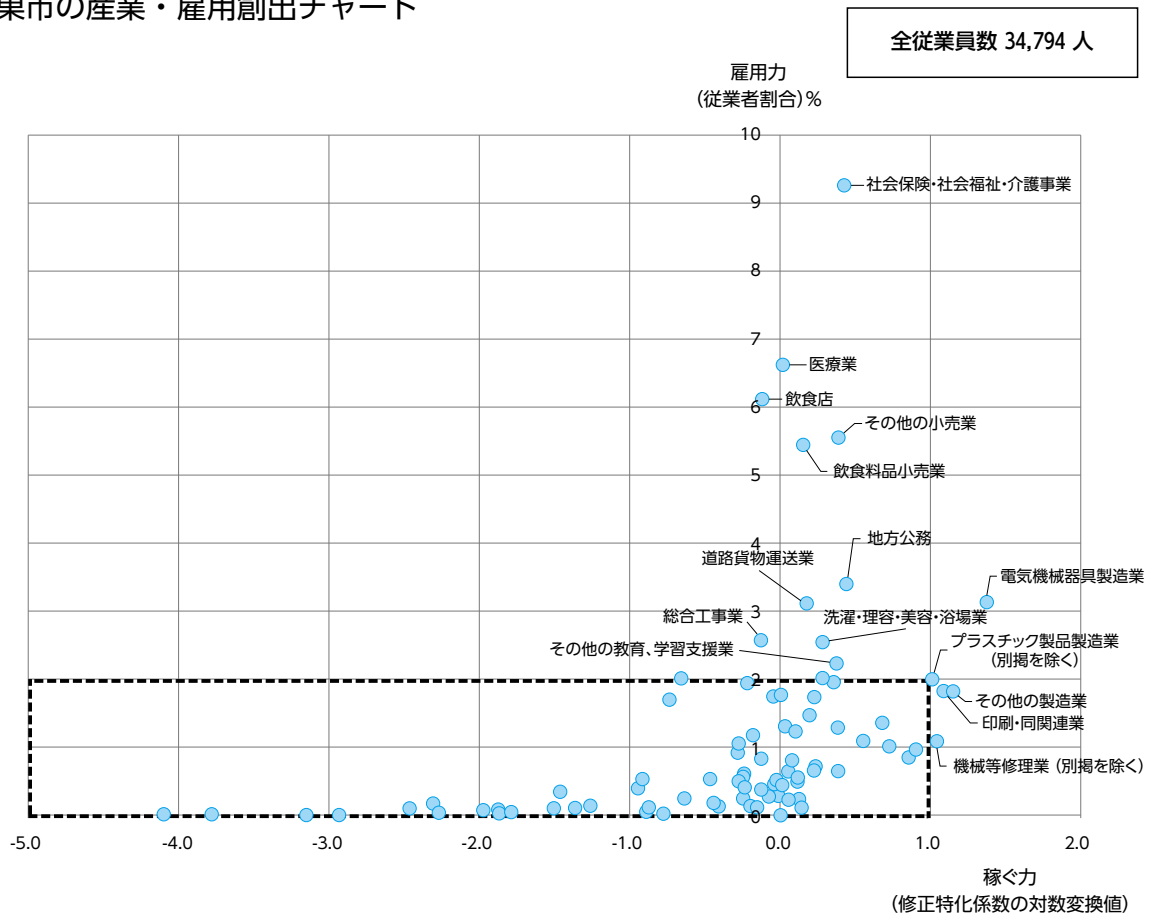
(4) 産業・雇用の構造

鴻巣市における、各産業の雇用力と稼ぐ力について、視覚的に表したものが以下のグラフです。

雇用割合が高い産業としては、「社会保険・社会福祉・介護事業」「医療業」「飲食店」「その他小売業」「飲食料品小売事業」とサービス系産業が中心です。

また、稼ぐ力をもつ産業としては、「電気機械器具製造業」「その他製造業」「印刷・同関連業」「機械等修理業」「プラスチック製品製造業」と、いわゆる製造業が続き、市内の基盤産業を担っています。
(※破線の産業については、スペースの都合上、凡例を省略します。)

■ 鴻巣市の産業・雇用創出チャート



出典：総務省「地域の産業・雇用創出チャート（H26経済センサス）」を加工

【各数値の解説】

雇用力：全産業における従業員の割合を示すもので、雇用吸収力が高い産業となります。

稼ぐ力：修正特化係数（市内の従事者比率を全国の従事者比率で割った値）を対数変換したもので「1.0」より大きい産業は、地域の外から稼いでいる産業（基盤産業）と考えられています。

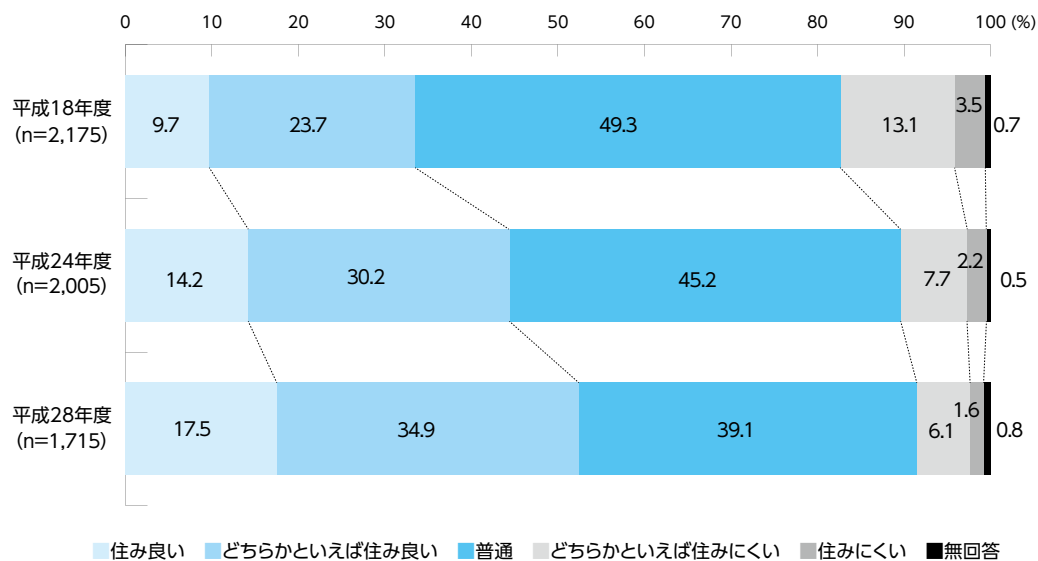
4. 市民意識

(1) 住み良さ、定住意識の変化

鴻巣市の住み良さについて、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」をあわせた市民意識は52.4%となり、平成18年の調査より大きく向上しています。

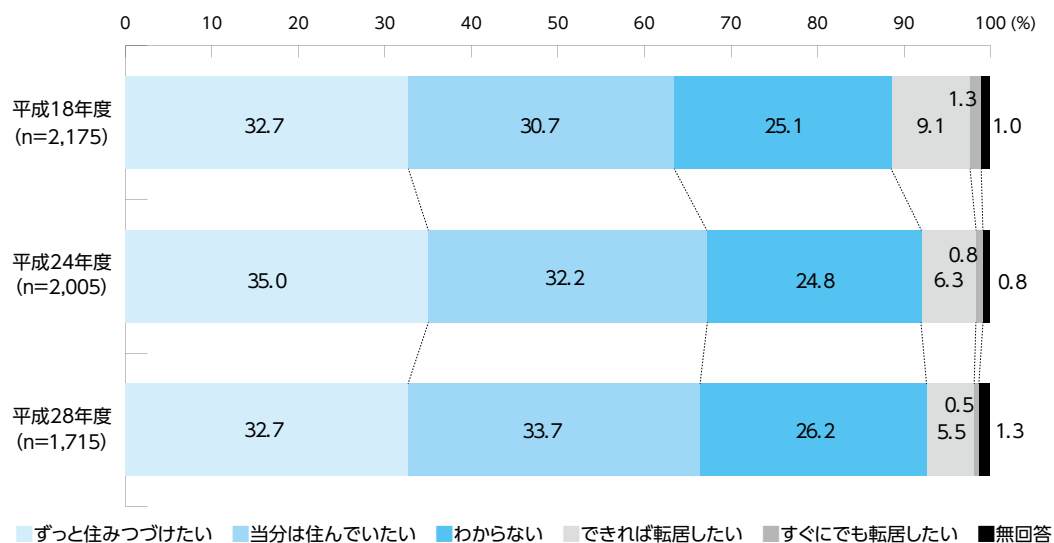
また、鴻巣市に「ずっと住みつづけたい」「当分は住んでいたい」という定住意識は66.4%で、過去65%前後で推移しています。

住みよさ



出典：鴻巣市 まちづくり市民アンケート

定住意識

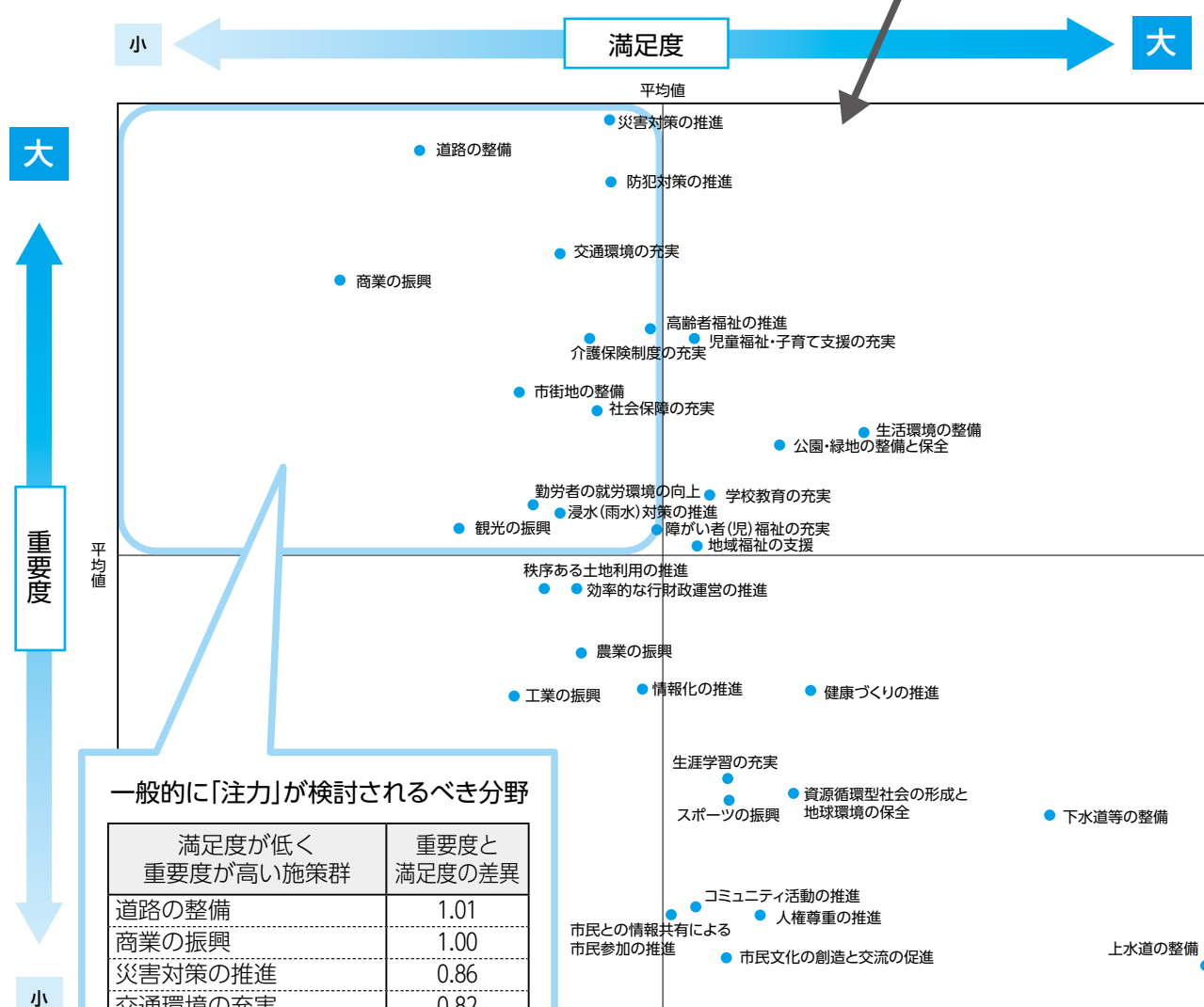
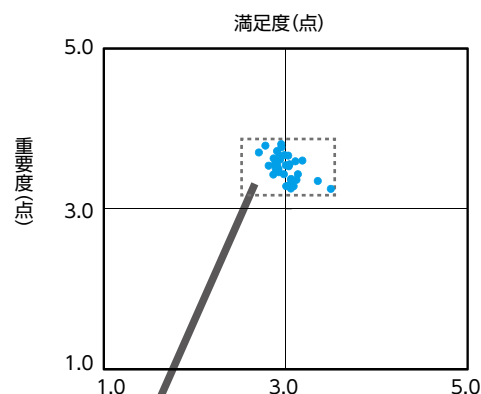


出典：鴻巣市 まちづくり市民アンケート

(2) 各施策の満足度及び重要度

第5次鴻巣市総合振興計画の33施策について、市民が意識する満足度・重要度（平成28年回答）を5点満点で整理すると、33施策の満足度平均点は3.00点、重要度平均点は3.52点となっています。

（※一般的に「注力」が検討されるべき施策（重要度と満足度に差異が多い施策）は、下図吹き出しのとおり。）



出典：鴻巣市 まちづくり市民アンケート

(3) 満足度・重要度の変遷

毎年実施しているまちづくり市民アンケートにおける、市民の皆さんが感じる第5次鴻巣市総合振興計画における各施策の満足度・重要度の意識の動向は以下のとおりです。

相対的に全施策に対する満足度は向上している一方、満足度・重要度とも、上位下位の施策が固定化しています。

■満足度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H18】			上位（高い）5項目【H24】			上位（高い）5項目【H28】		
1位	上水道の整備	3.31点	1位	上水道の整備	3.36点	1位	上水道の整備	3.50点
2位	下水道等の整備	3.10点	2位	下水道等の整備	3.21点	2位	下水道等の整備	3.35点
3位	人権尊重の推進	2.95点	3位	生活環境の整備	3.02点	3位	生活環境の整備	3.18点
4位	市民文化の創造と交流の促進	2.94点	4位	人権尊重の推進	3.01点	4位	健康づくりの推進	3.13点
5位	資源循環型社会の形成と地球環境の保全	2.94点	5位	健康づくりの推進	3.01点	5位	資源循環型社会の形成と地球環境の保全	3.12点
施策満足度平均点 2.78点			施策満足度平均点 2.89点			施策満足度平均点 3.00点		
下位（低い）5項目【H18】			下位（低い）5項目【H24】			下位（低い）5項目【H28】		
29位	交通環境の充実	2.56点	29位	工業の振興	2.74点	29位	市街地の整備	2.87点
30位	観光の振興	2.54点	30位	市街地の整備	2.72点	30位	工業の振興	2.86点
31位	市街地の整備	2.51点	31位	観光の振興	2.67点	31位	観光の振興	2.81点
32位	道路の整備	2.47点	32位	道路の整備	2.65点	32位	道路の整備	2.78点
33位	商業の振興	2.38点	33位	商業の振興	2.58点	33位	商業の振興	2.70点

■重要度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H18】			上位（高い）5項目【H24】			上位（高い）5項目【H28】		
1位	防犯対策の推進	3.98点	1位	災害対策の推進	3.83点	1位	災害対策の推進	3.81点
2位	道路の整備	3.92点	2位	道路の整備	3.82点	2位	道路の整備	3.79点
3位	交通環境の充実	3.87点	3位	防犯対策の推進	3.80点	3位	防犯対策の推進	3.77点
4位	商業の振興	3.86点	4位	交通環境の充実	3.77点	4位	交通環境の充実	3.72点
5位	市街地の整備	3.82点	5位	商業の振興	3.76点	5位	商業の振興	3.70点
施策重要度平均点 3.60点			施策重要度平均点 3.54点			施策重要度平均点 3.52点		
下位（低い）5項目【H18】			下位（低い）5項目【H24】			下位（低い）5項目【H28】		
29位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.34点	29位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.29点	29位	コミュニティ活動の推進	3.29点
30位	人権尊重の推進	3.32点	30位	コミュニティ活動の推進	3.29点	30位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.28点
31位	コミュニティ活動の推進	3.31点	31位	上水道の整備	3.26点	31位	人権尊重の推進	3.28点
32位	上水道の整備	3.29点	32位	人権尊重の推進	3.26点	32位	市民文化の創造と交流の促進	3.25点
33位	市民文化の創造と交流の促進	3.29点	33位	市民文化の創造と交流の促進	3.22点	33位	上水道の整備	3.25点

5. 統計でみる鴻巣市の強み・弱み

鴻巣市の近隣市と、10分野77指標での統計データにて比較し、強み・弱みを下記のとおり整理しました。

～比較都市：さいたま市、上尾市、桶川市、北本市、熊谷市、行田市、加須市～

	強み	やや強み	普通	やや弱み	弱み
人口・世帯	・独居高齢者割合	・単身世帯割合	・高齢者人口割合（65歳以上） ・人口増加率	・年少人口割合（15歳未満） ・社会増減率 ・合計特殊出生率* ・人口千人あたり婚姻率	
都市形成	・市域に占める住地面積割合	・人口集中地区人口比率 ・人口集中地区人口密度		・市域に占める市街化区域* 面積割合 ・市域に占める人口集中地区 面積割合 ・可住地に占める市街化区域 面積割合 ・可住地に占める人口集中地区 面積割合 ・可住地面積あたり人口密度	
経済基盤		・人口千人あたり第1次産業 市内総生産額 ・黒字企業比率 ・創業比率	・人口千人あたり観光入込客数 ・1世帯あたり課税対象所得額	・人口千人あたり商業年間商品 販売額（卸売業・小売業合計） ・人口千人あたり事業所数 ・人口千人あたり製造品 出荷額等 ・人口千人あたり市町村内 総生産	・人口千人あたり従業者数
にぎわい・交流			・人口千人あたり小売店数 ・人口1万人あたり大型店舗数 ・地元購買率 （A群：日用品・雑貨） ・地元購買率 （家族で買い物を楽しむ場合）	・他市区町村への通勤者比率 ・人口千人あたり飲食店数 ・可住地面積あたり新設住宅 （貸家）着工戸数	・他市区町村からの通勤者比率 ・昼夜間人口比率
生活基盤		・公共下水道*普及率 ・人口1人あたりごみ総排出量 ・ごみのリサイクル率 ・耕作放棄地*率・持家世帯比率	・住宅地地価変動率	・人口1人あたり都市公園* 面積 ・商業地地価変動率	・市町村道舗装率
安全	・人口千人あたり刑法犯 認知件数 犯罪率	・人口千人あたり交通事故発生 件数 交通事故（人身事故） 発生率		・人口1万人あたり出火件数 出火率	・自主防災組織組織率
健康・医療		・人口10万人あたり生活習慣病* による死亡者数 ・人口10万人あたり自殺者数	・人口10万人あたり一般病院 一般病床数 ・人口10万人あたり 一般診療所数	・健康寿命*（男）	・人口10万人あたり医師数 ・健康寿命（女）
福祉・ 社会保障	・老年人口千人あたり介護老人 施設定員数 ・生活保護率	・保育所入所待機児童数 ・1人あたり後期高齢者医療費 ・要介護（要支援）認定*率		・1人あたり医療費 （国民健康保険）	
教育・文化		・児童千人あたり小学校数 ・小学校・中学校の耐震化率 ・市民1人あたり図書貸出数 ・人口千人あたりNPO法人 登録団体数	・小学校1学級あたり児童数 ・生徒千人あたり中学校数	・人口1万人あたり公民館数 ・児童千人あたり放課後児童 クラブ数	
行政基盤	・実質公債費比率 ・市民千人あたり職員数	・財政の柔軟性・経常収支比率* ・1人あたり公共施設延床面積	・市・関連団体の総負債・将来 負担比率 ・市民1人あたり積立金（貯金） 残高	・財政力の強さ・自主財源割合・ 財政力指数	・市民1人あたり地方債（借金） 残高

※比較対象自治体との偏差値による比較

（強み：偏差値 60.0 以上、やや強み：59.9～52.5、普通：52.4～47.6、やや弱み：47.5～40.1、弱み：40.0 以下）

基本構想

第1章 将来都市像

1. はじめに

鴻巣市は、全国に誇る「花」の生産をはじめ、荒川を中心とする河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、鉄道・幹線道路^{*}などの交通利便性にも優れた立地特性により、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域も併せ持っています。

人口減少社会の本格的突入と社会情勢の急激な変化により、市を取り巻く環境は厳しさを増してきていますが、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、鴻巣市自治基本条例^{*}に定められた「市民と市を挙げて市民自治の実現を目指し、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていく」という趣旨を尊重し実現するためには、これまで以上に市の責務と役割を明確にした取組が必要になります。

第5次鴻巣市総合振興計画においては、『「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創る』という理念をこめ、将来都市像として「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」が定められましたが、この理念・目指すべき都市像は、今後10年先の理想の姿を思い描くにあたっても、変わらず共感され継承すべき姿といえます。

そこで、第6次鴻巣市総合振興計画においても、基本理念、将来都市像は、第5次鴻巣市総合振興計画を継承するものとします。

2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第6次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方とします。

すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできる、「活力のあるまち」を市民みんなで創ります。

「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

「花」を中心に、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって親しみを感じ、発展できるまちを市民みんなで創ります。

河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

河川や緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のある「人にも生きものにもやさしいまち」を市民みんなで創ります。

3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。



「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表する人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されており、鴻巣市も例外ではなく、人口減少局面に進む見込みです。

平成27年度に策定された「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」では、人口減少への対策や今後のまちづくりについて検討するための、人口の将来展望について設定を行い、『平成52（2040）年時点で人口100,000人を維持していること』を長期目標として設定しました。

＜人口の将来展望（平成52（2040）年時点で、人口100,000人）に必要な仮定値＞

■合計特殊出生率*（人）

平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 (2030)年	平成47 (2035)年	平成52 (2040)年以降
1.11	1.21	1.31	1.40	1.50	1.60

●鴻巣市での合計特殊出生率は、全国・県平均に対し、過年度を通じ低い状況にある中、極端な上昇は現実性が低いため、平成52（2040）年に『人口10万人』の維持が可能な、平成52（2040）年時点の合計特殊出生率「1.60」を目指す形で仮定値として設定。

■移動率（転出入）

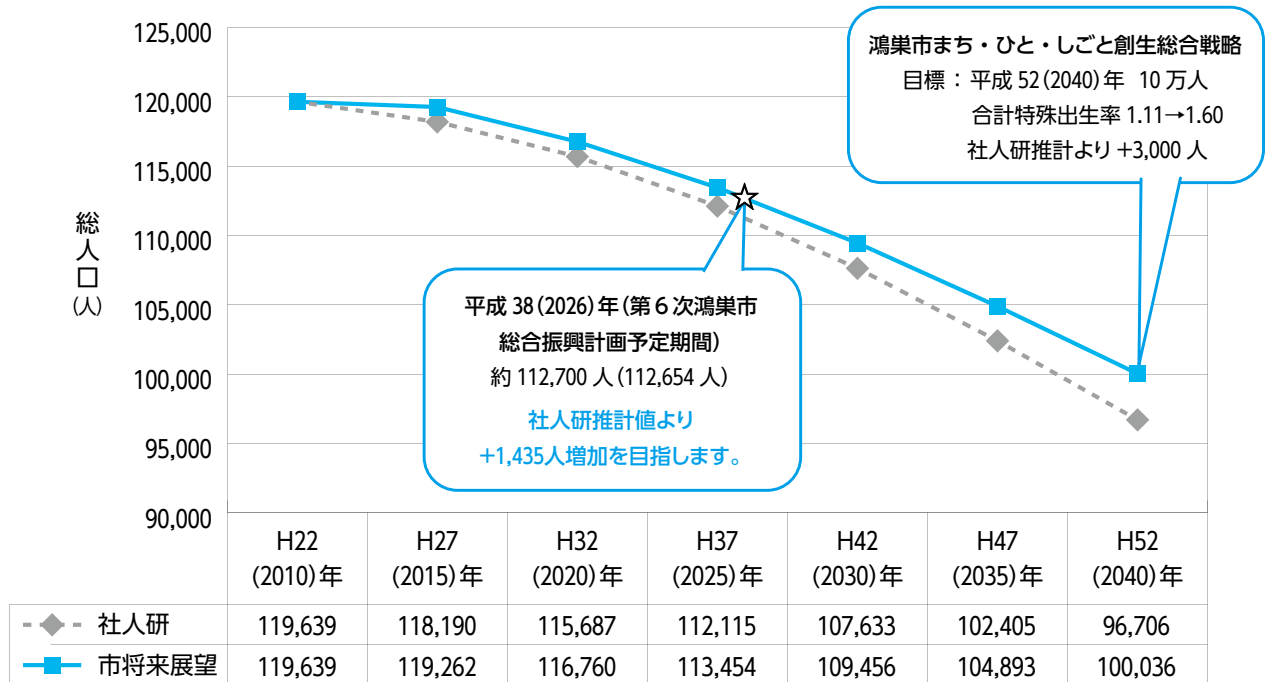
『社会増減0人／年（転入－転出＝0人）』

●直近の『平成22（2010）年～平成26（2014）年』の社会増減数の年平均は『－200人』の転出超過が続いており、この転出超過傾向から社会増減0人を目標に、仮定値に設定。

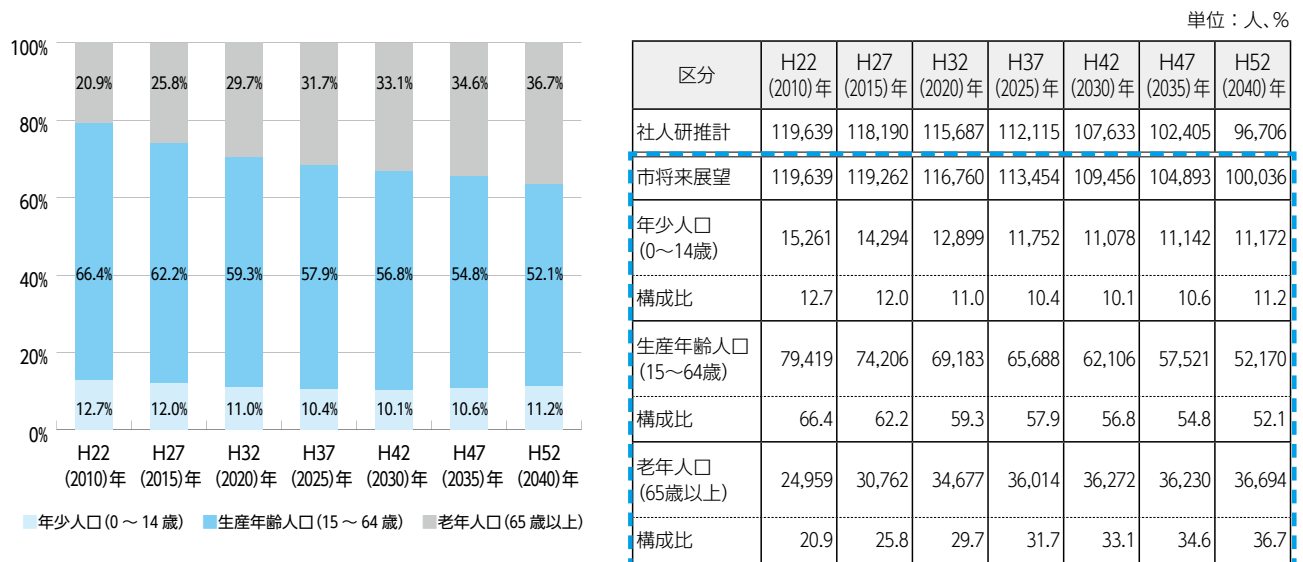
鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、鴻巣市人口ビジョンの考え方を踏襲し、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第6次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のよう

平成38（2026）年の将来人口の目標 **112,700人**

鴻巣市人口ビジョンに基づく将来人口展望



年齢 3 区分別の将来人口展望



第3章 土地利用構想

1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業などの活動の基礎・基盤といえる「土地」の「利用の中心となるべき方向性」を示し、適正かつ将来の礎となる姿へ導く、いわゆる「まちの設計図（ランドデザイン）」となるものです。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング（面的要素）を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅地ゾーン	少子高齢化の本格的な到来を見据え、地域コミュニティが活発になり、住みたい・住んでよかったと思える住宅地形成を推進します。 特に、転入者の増加を目指し、北新宿第二・広田中央特定土地区画整理事業を中心にした新市街地の形成と、既存住宅地における道路・上下水道・公園・住宅などの機能更新をバランス良く進め、公共交通機関や医療・福祉・子育て支援・店舗などの生活利便施設と都市緑地が調和した、安全・快適で、うるおいと安らぎのある住環境を創出します。
商業・業務地ゾーン	鴻巣駅周辺や旧中山道沿線の区域をはじめ、北鴻巣駅、吹上駅周辺といった「人が集う拠点」においては、消費活動や働く場、交流の場といった地域経済と生活利便を支える役割を担うため、訪れた人が楽しみを覚え、長く滞在したくなる魅力を感じる多機能拠点としての充実を図ります。 特に、鴻巣駅東口については、市街地再開発事業*の整備促進により、既存商店街との連たん性・動線形成・回遊性などの向上と多様な都市機能の集積を進め、「まちの顔」となる拠点を形成します。
工業・流通地ゾーン	「しごとの創出」による、市内居住・経済活性化を促進するべく、川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区などの企業定着と、環境への影響や公害の発生の防止などに配慮した、国道17号熊谷バイパス沿線や川里工業団地周辺の幹線道路*整備済みエリアへ、新規企業の立地を促進します。
公共施設地ゾーン	周辺環境と調和した、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能、防災機能などの整備や集積を推進し、機能的・効果的な公共サービスの提供を可能とします。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
沿道サービス地 ゾーン	市の都市形成の骨格である国道17号、国道17号熊谷バイパスの沿道などについては、交通の利便性を生かしつつ、周辺環境と調和した、沿道型商業・サービス・流通施設などの生活利便施設をはじめとする、都市的土地利用への誘導を図ります。
沿道サービス地 ゾーン (検討ゾーン)	事業化された国道17号上尾道路の進捗状況を見据え、新たな都市形成骨格道路の沿線として相応しい、沿道サービス地ゾーンへの転換や新たな都市拠点づくりを、長期的構想として検討します。
交流・産業 ゾーン	国道17号及び国道17号熊谷バイパス・上尾道路の交通結節点であり、北鴻巣駅からも徒歩圏である本ゾーンでは、ゾーンのもつポテンシャルを最大限活用し、道の駅を中心とする都市と農地の調和が生み出す、「人・モノの交流と賑わい」が創生される交流・産業拠点の形成を図ります。
農業・集落地 ゾーン	郊外に広がる豊かな田園地帯では、農業生産基盤の整備などを通じて、生産性や収益を確保し、複合化経営を進めるとともに、農地の持つ多面的で貴重な役割や機能を勘案し、有効的な活用を推進します。 集落においては、集落内道路や生活排水対策などにより、健全な日常生活が営まれる生活環境の維持・整備を図ります。
公園・緑地 ゾーン	荒川、元荒川などの河川や、郊外に広がる豊かな田園地帯が生み出す、水と緑に恵まれた市の特性を生かし、公園や緑道などの整備を通じ、地球環境に配慮した緑のネットワークを構築していきます。 また、水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリ [*] も生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成を図ります。 大規模な公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場、災害時の広域避難場所として相応しい整備を行います。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資
料

2. 土地利用構想図



序
論

基本構想

基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料

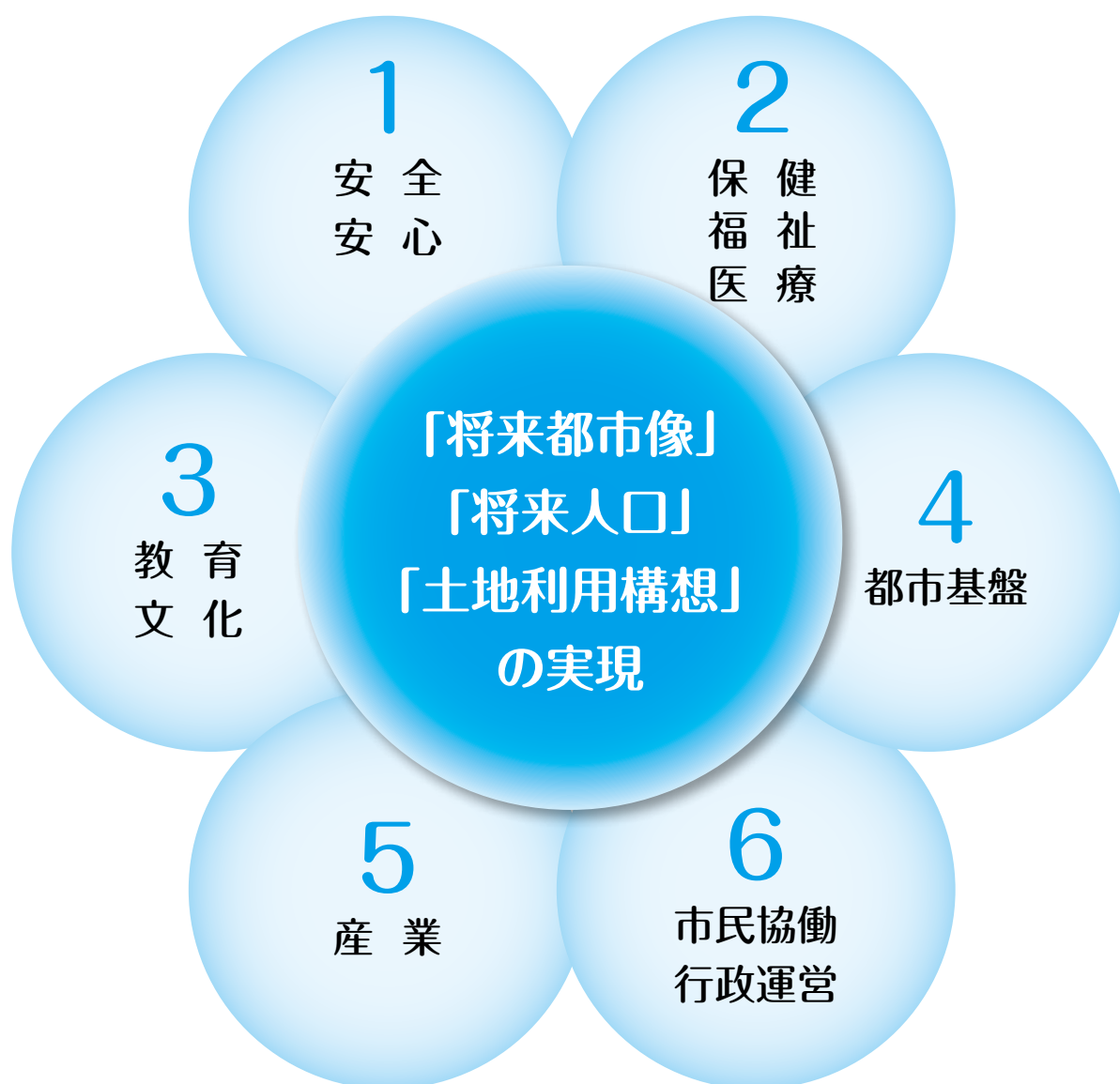
第 4 章 政策展開の方向

1. 政策の設定

行政サービスを提供する範囲は、非常に多岐にわたります。

そこで「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

第6次鴻巣市総合振興計画では、政策を6つの分野に分け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現に向け、総合的・計画的に展開させていきます。



2. 政策毎の目指す姿

政策 1

安全・安心に関する政策

～ 安全・安心に暮らせるまちづくり ～

政策の背景・課題

近年の地震・台風・ゲリラ豪雨などの自然災害や、鳥インフルエンザなどに代表される新型感染症などの、生命・生活・財産に直結する危機への対策は必要不可欠な要素であり、市民が求める重要度も高い事項です。

一方、緑と水に恵まれた豊かな自然環境や、年間ごみ排出量の減少から見える環境配慮への意識の高さや県内でも低い犯罪発生件数など、市民が安心して暮らせる環境が根付いている鴻巣市ですが、この強みを生かし、市民・事業者・行政が一体となった「人にも環境にもやさしい取組」を一層進める必要があります。

政策の目指す姿（基本方針）

市民の皆さんが、安全かつ安心して市民生活を営めるよう、豊かな自然環境と調和した、『安全・安心に暮らせるまちづくり』を目指し、以下の7つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 1－1 生活環境の整備
- 1－2 上水道の安定供給
- 1－3 汚水処理の推進
- 1－4 資源循環型社会・低炭素社会の形成
- 1－5 交通環境の充実
- 1－6 防犯対策の推進
- 1－7 防災・減災対策の推進

政策 2

保健・福祉・医療に関する政策

～ いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～

政策の背景・課題

少子高齢化や核家族化が進展し、豊かさに対する考え方がモノから心に移りつつあるなか、保健・福祉・医療を取り巻く環境及び市民ニーズは、より一層多様化・複雑化しています。そのために、必要とする人が必要な時に適正なサービスが受けられる環境づくりと、地域社会による支えあいの仕組みづくりが両輪となり、より一層の充実を図ることが、今後の政策展望として必要となります。特に、「地域医療体制の充実」は市民ニーズも高く、積極的に取り組む必要があります。

また鴻巣市では、平成27年に、市民が主体となって健康を意識するとともに、相互が連携し、すこやかで思いやりのあるまちづくりを実現するため、「健康づくり都市」を宣言しました。それぞれのライフステージで、健康で活力に満ちた生活を営むことは、全ての活動の土台となるものであり、今後とも、市民の健康寿命^{*}の延伸、壮年期死亡の減少及び生活の質の維持・向上を実現するため、市民と行政が連携し、健康に関する様々な施策を推進することが必要です。

さらに鴻巣市の将来人口の目標を達成する上では、全国・埼玉県平均を下回る合計特殊出生率^{*}の向上が最重要課題であることから、特に子育て世帯をターゲットとした施策の取組を推進する必要があります。

政策の目指す姿（基本方針）

全ての人が、それぞれのライフステージにおいて、『いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり』を目指し、以下の6つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 地域福祉の推進
- 2-3 子ども・子育て支援の充実
- 2-4 高齢者福祉の推進
- 2-5 障がい者(児)福祉の充実
- 2-6 セーフティネットの推進

政策 3

教育・文化に関する政策

～ 子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり ～

政策の背景・課題

少子化の進展に伴い、鴻巣市でも児童・生徒数は減少傾向にあります。子どもたちが社会の中で将来を担っていくためには「生きる力」を確実に伸ばす必要があります。そのためには学校・家庭・地域の連携を重視した、つながりのある教育施策の展開が、今まで以上に必要です。

また、このつながりをより強固なものとするため、鴻巣市の中で、学校教育・スポーツや文化活動・伝統文化の継承など多様な学習活動が尊重され、それらに触れることで、子どもから大人まで市民一人一人が生涯を通じた学び喜びを実感できる環境を育む必要があります。そのためにも、市民活動団体や民間事業者との協働により、質の高い取組を行う必要があります。

政策の目指す姿（基本方針）

既存の教育施設や公共施設、文化財などの貴重な鴻巣市の財産を、効果的かつ適正に活用し、『子どもから大人まで、生涯にわたり学びと文化が根付くまちづくり』を目指し、以下の4つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 3-1 学校教育の充実
- 3-2 市民文化・生涯学習の充実
- 3-3 スポーツの振興
- 3-4 人権尊重の推進

政策 4

都市基盤に関する政策

～住みたい・住んでよかったと思える
快適なまちづくり～

政策の背景・課題

少子高齢化・人口減少の時代を迎え、生き残りをかけた他市間との競争が激しくなる中、都市基盤整備を行えば、人が住み企業などが進出するものではなく、地域の独自性や、より付加価値を兼ね備えた、選ばれるまちづくりを計画し推進しなければ、人口減少へ歯止めが効かなくなります。

この考えは新市街地の形成に限らず、既存のコミュニティにもあてはまるものであり、現に鴻巣市でも空き家・空き地・空き店舗の増加が見え始めています。

まちの機能を良いサイクルで循環していくためにも、産業政策などと連携し、鴻巣市の特徴である緑豊かな環境を生かしたまちづくりなど、地域の特性に応じたより良いまちのイメージを市民と共有するとともに、「選択と集中」による公共ストックの整備・更新を推進する必要があります。

また空き家や空き店舗などを有効的に利活用する方法についても検討が必要です。

市民ニーズとして、道路の整備や市街地の整備、緑の整備と保全を求める声も多く、本政策が「住みたい・住んでよかったと思えるまち」の礎である点を、十分認識した取組が必要です。

政策の目指す姿（基本方針）

豊かな自然環境や国道17号上尾道路の事業化などによる、鴻巣市のポテンシャルを生かし、住環境に配慮した『住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 4-1 調和と魅力ある土地利用の推進
- 4-2 道路の整備
- 4-3 雨水対策の推進
- 4-4 市街地の整備
- 4-5 公園・緑の整備と保全

序
論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料

政策 5

産業に関する政策

～ 賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり ～

政策の背景・課題

鴻巣市における「花」や「人形」のような、地域経済を代表する産業はまちの魅力に繋がり、人を惹きつける力を持っています。

経済動向や各種統計データに見える弱みは市民ニーズでもあり、本政策が担う「賑わいの創出」は鴻巣市にとって必要不可欠な要素です。そして「地方創生」の考え方の基本にある、地域経済の縮小が人口減少への流れを加速化させている主要因は、鴻巣市にとっても例外ではないものといえます。

そのため行政は、商業・工業・農業・観光など、各分野がもつ危機意識を共有しながら、産業界・金融機関・学術機関・労働団体・マスメディアなどとの連携をこれまで以上に強化し、各分野と経済圏をつなぐ新しいチャレンジや、「稼ぐ力（付加価値・労働生産性）」の向上のための事業への下支えを、さらに深化させる必要があります。そして、鴻巣市での地域内消費のみならず、地域外からの消費を呼び込めるよう、「しごとの創出」による市内居住・経済活性化を促進していくことが重要となってきます。

本政策の活動の土台は「ひと」にあり、「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」が維持されていることで、新たな取組も生まれることになると考えられることから、積極的に「雇用の質」を高める工夫が必要となります。

政策の目指す姿（基本方針）

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働きその対価を享受でき、市内外にモノやサービスが消費される環境を創り上げることで、『賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指し、以下の3つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 5－1 商工業の振興
- 5－2 農業の振興
- 5－3 観光の振興

政策 6

市民協働・行政運営に関する政策

～ 市民協働による、一人一人が主役のまちづくり ～

政策の背景・課題

鴻巣市では平成24年10月に「鴻巣市自治基本条例^{*}」が施行され、地方自治を担う市民・事業者・議会・行政の役割と責務を定め、それぞれが協働し、さらに住みよく活力のあるまちにしていくルールを定めています。この根底にある考え方は、地方分権の進展や多様化する市民ニーズにより、画一的な行財政運営では現実的な課題を解決することが困難であり、多様な経験と価値観を持つ市民の力による「市民が主役のまちづくり」を進めることにあります。

行政では、人口減少、景気動向の不透明さなどから、財政状況の見通しはこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。そのため、健全な行財政運営の中、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、公平・公正かつ安定した市民サービスの提供を堅持するとともに、市民参加と協働が推進されるために必要な広聴業務や広報などを活用した情報提供を行うなど、開かれた行政をさらに進めることが重要です。

特に今後は、開かれた行政の中に、「将来の鴻巣市民」に向けた「シティプロモーション^{*}」の重要性も認識し、転入者の増加に努める必要があります。

政策の目指す姿（基本方針）

「人輝くまちの実現」に向け、市民と行政がその役割と責任を共有し、『市民協働による、一人一人が主役のまちづくり』を目指し、以下の3項目の施策により実現を図ります。

施策の構成

- 6-1 コミュニティ活動の推進
- 6-2 開かれた市政の推進
- 6-3 効率的な行財政運営の推進

序
論基本
構
想基本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6資
料

前期基本計画

第 1 章 基本計画の考え方

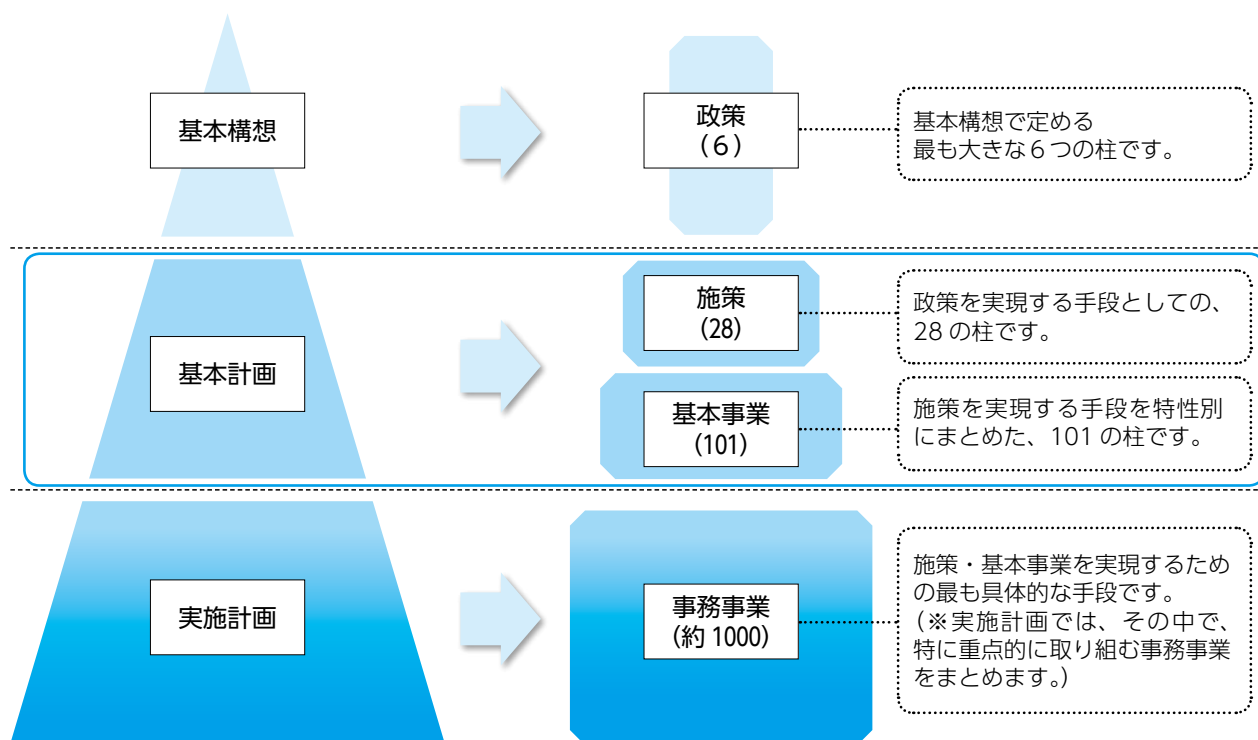
1. 基本計画の考え方

基本構想では、将来都市像・将来人口・土地利用構想の実現のため、6つの政策展開の方向を定めました。この政策を実現する手段が、28の施策であり、全ての施策を着実に実施する必要があります。

基本計画では、それぞれの施策において施策別計画を定め、行政評価の考え方である目標及び達成度を成果指標として「見える化」し、「何を」「いつまでに」「どこまで」、進めていくのか、また進んでいるのかを明確にし、市民目線で成果を重視する市政を推進していきます。

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間で

■総合振興計画における基本計画の位置づけ



2. 重点分野の設定

(1) 設定の必要性

総合振興計画は各行政分野を総合的に網羅した計画であるため、非常に広範囲な記述となり、何を重点的に取り組むたいのか伝わりにくい側面があります。また、それぞれの施策では解決しなければならない多くの課題がありますが、それらに対応するための財源・人・施設といった行政資源も限られていることから、「選択と集中」の視点が計画執行には不可欠となります。

そこで、鴻巣市の成長や課題解決のために、基本計画の期間のなかで、『特に重点的に取り組むべき分野（重点分野）』を設定し、効果的・効率的な行財政運営を図ることとします。

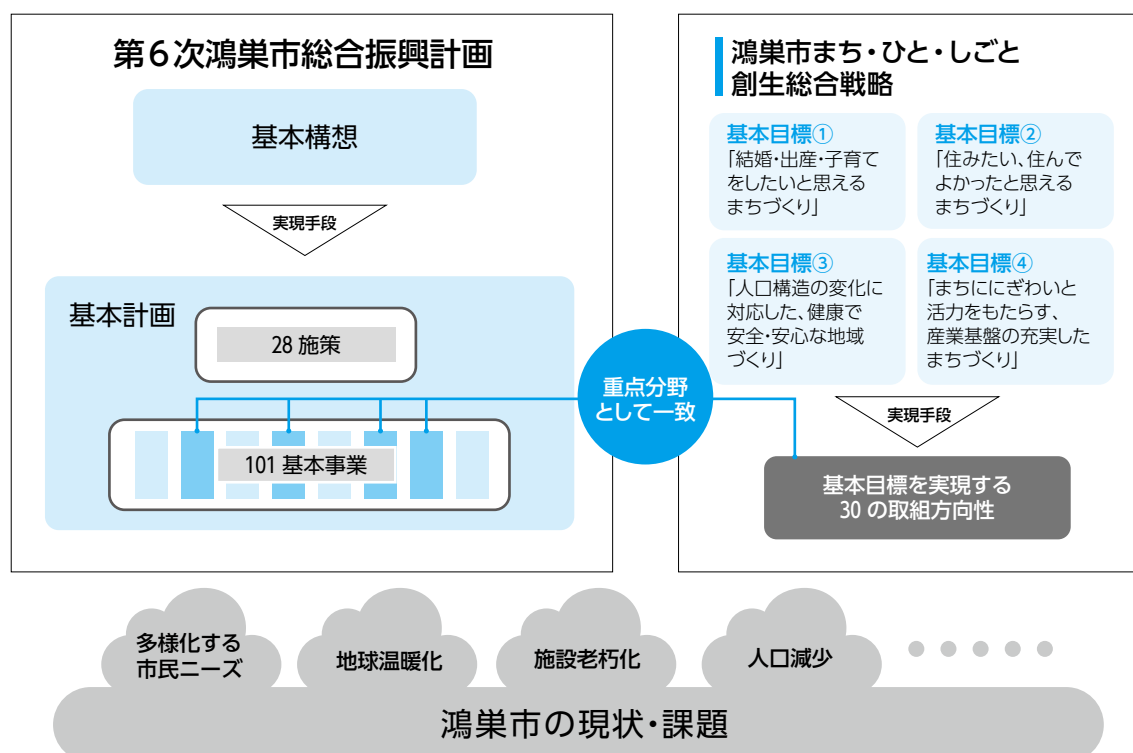
なお、総合振興計画は政策・施策・基本事業・事務事業の4つの体系で構成されますが、政策・施策階層では要素が大きすぎ、事務事業では細かくなりすぎることから、基本事業の中から重点分野を設定します。

(2) 重点分野設定の考え方

将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現するためには、人口減少社会が本格的に到来する中で、「いかに人口減少の抑制と人口減少社会への適応（準備）をしていくか」が最重要課題であり、この課題解決のために特に中心となる基本事業を重点分野として設定します。

鴻巣市では、この課題解決のため各施策を横断した計画として「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、将来に渡る持続可能なまちづくりの実現を目指しています。この計画の中の「基本目標を実現する30の取組方向性」と関連する基本事業を抽出し、重点分野として設定します。

重点分野の体系



(3) 政策・施策・基本事業体系と重点分野一覧

政策名	施策名	基本事業名	重点分野	頁
1 安全・安心に関する政策 ～安全・安心に暮らせるまちづくり～	1 生活環境の整備	1 事業者公害の防止		50
		2 生活者公害の防止		
	2 上水道の安定供給	1 安定した水道水の供給		52
		2 安全な水道水の供給		
		3 経営の安定化		
	3 汚水処理の推進	1 下水道施設の整備		54
		2 水洗化の促進		
		3 合併処理浄化槽の推進		
		4 適正な維持管理及び経営の安定化の推進		
	4 資源循環型社会・低炭素社会の形成	1 ごみ排出量の抑制		56
		2 資源化の推進		
		3 ごみの適正処理		
		4 再生可能エネルギーの活用		
	5 交通環境の充実	1 交通安全対策の推進		58
		2 持続性のある生活交通の確保と利用促進		
	6 防犯対策の推進	1 防犯意識の向上		60
		2 地域防犯体制の充実	●	
		3 賢い消費者づくり		
		4 登下校の安全確保		
	7 防災・減災対策の推進	1 防災・減災意識の向上		62
		2 防災・減災体制の充実	●	
		3 消防体制の充実		
2 保健・福祉・医療に関する政策～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～	1 健康づくりの推進	1 健康長寿のための生活習慣の実践	●	64
		2 疾病の早期発見・発症及び重症化予防と「こころの健康」の推進		
		3 地域医療提供体制の整備	●	
		4 国民健康保険加入者の保健事業の推進		
		5 国民健康保険の適正運営		
	2 地域福祉の推進	1 地域を支える担い手づくり		66
		2 地域を支えるネットワークづくり		
		3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり		
		4 安心して生活ができる環境づくり		
	3 子ども・子育て支援の充実	1 保育サービスの充実	●	68
		2 子育て不安の軽減	●	
		3 放課後の居場所づくり	●	
		4 母子保健の推進	●	
		5 結婚意識の向上と家族形成の支援	●	
	4 高齢者福祉の推進	1 介護予防と社会参加の促進	●	70
		2 日常生活の支援		
		3 介護サービスの推進		
		4 医療・介護連携の基盤づくり	●	
		5 高齢者に関する保険制度の持続運営		
	5 障がい者（児）福祉の充実	1 在宅福祉サービスの充実		72
		2 療育相談・指導の充実		
		3 障がい者（児）の社会参加		
		4 市民啓発の充実		
	6 セーフティネットの推進	1 生活困窮者の自立支援		74
		2 生活保護と自立への支援		

3	教育・文化に関する政策 ～子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり～	1	学校教育の充実	1	確かな学力の向上	●	76
				2	心の教育の推進		
				3	健康・体力向上の推進		
				4	学習環境の整備		
				5	小・中学校適正規模・適正配置の推進	●	
				6	学校・家庭・地域の連携と教育力の向上	●	
		2	市民文化・生涯学習の充実	1	生涯学習機会の充実		78
				2	芸術文化の振興		
				3	伝統文化の保護・継承		
				4	生涯学習施設の利用促進		
				5	国際交流の推進		
		3	スポーツの振興	1	スポーツをする機会の提供		80
				2	スポーツ施設の整備と有効活用		
				3	指導者・団体の育成と活用		
		4	人権尊重の推進	1	社会人権教育の推進		82
				2	学校人権教育の推進		
				3	人権に関する相談・支援体制の充実		
				4	男女共同参画の推進		
4	都市基盤に関する政策 ～住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり～	1	調和と魅力ある土地利用の推進	1	適正な土地利用の促進		84
				2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり	●	
		2	道路の整備	1	生活道路の整備		86
				2	都市計画道路・幹線道路の整備		
				3	市が管理する道路の維持管理		
		3	雨水対策の推進	1	雨水の流出抑制		88
				2	排水施設の整備		
		4	市街地の整備	1	鴻巣中心拠点の充実	●	90
				2	土地区画整理事業の充実	●	
				3	駅及び駅周辺の利便性の向上		
		5	公園・緑の整備と保全	1	緑の創出	●	92
				2	公園・緑の維持管理		
				3	生物多様性の維持保全	●	
5	産業に関する政策 ～賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり～	1	商工業の振興	1	事業所の経営支援と市内購買力向上	●	94
				2	企業誘致・定着の推進	●	
				3	創業・事業開発の支援	●	
				4	就労の促進と働きやすい職場づくり	●	
		2	農業の振興	1	担い手確保と農業経営継続への支援	●	96
				2	生産基盤の整備		
				3	地産地消の推進と競争力の強化	●	
		3	観光の振興	1	情報発信、魅力PRの強化	●	98
				2	観光施設の活用促進と維持管理		
6	市民協働・行政運営に関する政策 ～市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～	1	コミュニティ活動の推進	1	地域コミュニティ活動の充実	●	100
				2	市民活動の推進・支援	●	
				3	コミュニティ施設の活用推進と維持管理		
		2	開かれた市政の推進	1	広聴の充実		102
				2	広報の充実		
				3	市民参画の機会づくり		
				4	情報公開の推進		
				5	シティプロモーションの推進	●	
		3	効率的な行財政運営の推進	1	健全な財政運営の推進		104
				2	成果を重視した行政経営の推進		
				3	公共施設等マネジメントの推進	●	
				4	情報の適切な管理・提供		
				5	効果的・効率的な組織体制の構築		
				6	市民に応える人材の育成		

序
論基本
構想基本
計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6資
料

第2章 施策別計画

【施策別計画の見方】

基本構想を実現するための手段となる「政策」の名称です。

政策を実現するための手段となる「施策」の名称です。

成果指標がどう進むべきかを方向で示したものです。
(※現状値と目標値を比較したものではありません。)

この施策が達成されたときの姿を表しています。

この施策のあるべき姿(目的)の達成度を測る指標です。

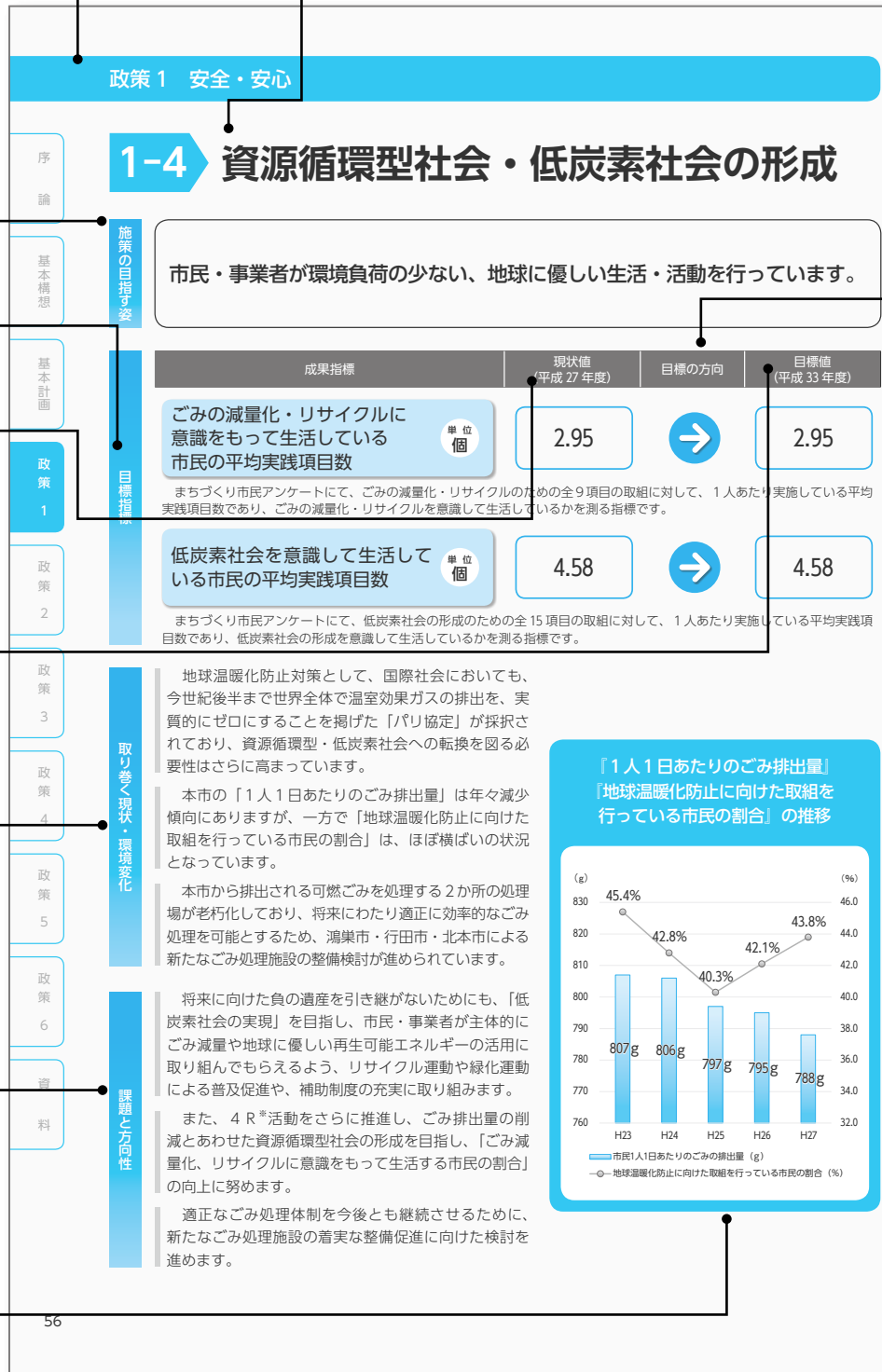
目標を設定するうえで基準となる数値です。
原則、平成27年度末の「市民アンケート」や「業務データ」から取得します。

前期基本計画期間の目標値(平成33年度)です。

この施策をとりまく近年の社会現状や成果指標動向、法改正などの環境変化を記載しています。

現状や環境変化から浮き彫りになる課題と、前期基本計画における基本事業の設定背景と取組の方向性などを記載しています。

この施策の現状や課題を示すデータをグラフで整理しています。



施策を実現するための手段となる「基本事業」の名称と「基本事業」が達成されたときの姿を表しています。

基本事業の「あるべき姿」の実現具合を測る指標（モノサシ）、現状値、基本計画の目標値（平成 33 年度）です。

重点分野として設定する、「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組方向性と一致する「基本事業」に対して、「☆」を記載しています。

この施策に関連する他の部門別計画を記載します。

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 ごみ排出量の抑制 大量消費、大量廃棄の生活様式が見直され、ごみの排出量が抑制されています。	1人1日あたりのごみ排出量	788 g	764 g	
2 資源化の推進 ごみが分別され、資源が適正に再利用されています。	資源化率	29.1%	29.1%	
3 ごみの適正処理 ごみ処理が適正に効率よく行われています。	1人あたり可燃・不燃ごみ収集運搬費用 1人あたり可燃・不燃ごみ処理費用	1,924 円 4,765 円	1,924 円 4,765 円	
4 再生可能エネルギーの活用 低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーが活用されています。	太陽光発電機器、太陽熱利用機器等の再生可能エネルギーを利用している市民の割合 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置を受けている事業者の償却資産申告書決定額	7.5% 882,789 千円	15.7% 4,033,885 千円	

■ 屋根貸し事業で設置した太陽光パネル（箕田公民館）



■ 市役所本庁舎の太陽光パネル



鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（H29～H38）
 第8期鴻巣市分別収集計画（H29～H33）
 鴻巣市地球温暖化対策実行計画（H26～H30）
 鴻巣市環境基本計画（H25～H34）

1-1 生活環境の整備

施策の目指す姿

快適で安全な生活環境が維持されています。

目標指標

生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合

単位
%

73.4



73.4

まちづくり市民アンケートにて、騒音・振動・悪臭・ペット・雑草等の満足度について、「満足」「どちらかといえば満足」及び「普通」と回答した市民の割合であり、快適で安全な生活環境が維持されているかを測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

市内の大気、騒音、水質環境などは、おおむね環境基準^{*}を満たしています。

一方で、生活環境に関する苦情の多様化に伴い、行政への苦情相談が増加傾向にあります。

近年では特に空地の雑草や野外焼却といった環境マナーに起因する苦情が多く寄せられています。

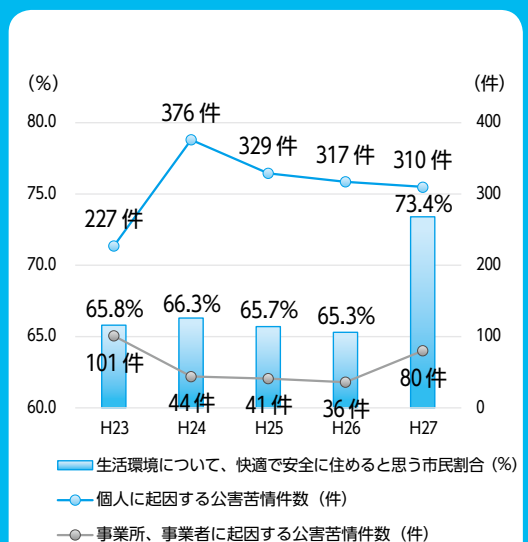
また、アライグマなど外来種のペットの野生化や、生活環境の変化などにより、有害鳥獣が農作物を荒らしたり、住宅に住みついたりなどの被害も、近年多く発生しています。

課題と方向性

今後とも、公害のない快適で安全な地域環境を創出・保全するためには、定期的・継続的な監視の実施とともに、市民や事業者の意識を高める必要があり、積極的な啓発活動を推進します。

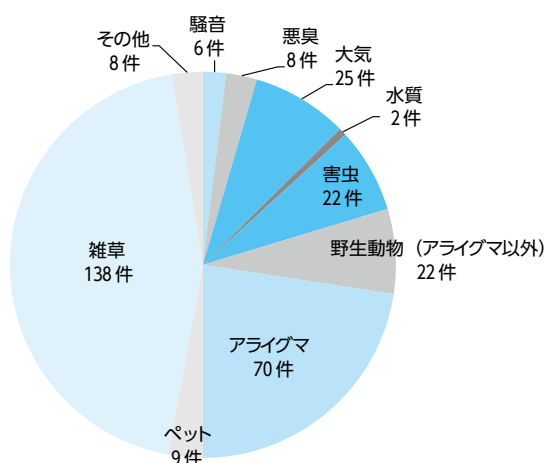
事業者に起因する公害苦情については、影響が大きいことが予測されることから、定期的な環境測定や事業者の実態把握に基づき、適切な指導を行うなど、未然防止に努めます。

増加傾向にある生活者公害については、「個人の意識の改善」や「解決方法の提示」が不可欠であり、特に空地雑草措置事業により、対応を強化することで、苦情件数の減少を目指します。

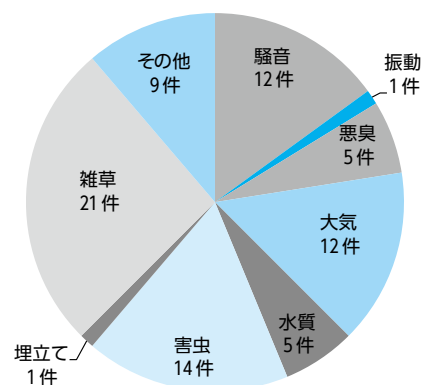
『生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合』
『公害苦情(事業者・個人別)件数』の推移

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 事業者公害の防止	事業所、事業者に起因する公害苦情件数	80 件	80 件	
事業所や事業者が法・条例で定められている各種基準を遵守しています。	法・条例、各種基準違反件数	0 件	0 件	
2 生活者公害の防止	個人に起因する公害苦情件数	310 件	310 件	
市民の生活環境に対する意識が向上し、ルールやマナーが守られています。				

■個人に起因する公害苦情件数 内訳 (H27 年度)



■事業所・事業者に起因する公害苦情件数 内訳 (H27 年度)



■環境教育事業 (元荒川カヌー環境教室)



1-2 上水道の安定供給

施策の目指す姿

安全な水道水を安定的に使用することができます。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
水質基準不適合率 単位 %	0.0	➔	0.0
定期的に実施する水質検査において、水質基準値に対する不適合の割合であり、水質の安全性を測る指標です。原則 0% の維持が必要です。			
年間給水制限日数 単位 日	0	➔	0
1 年間に漏水時や水道施設の事故等により水压を下げるなどの給水制限を実施した日数であり、給水サービスの安定性を測る指標です。			

取り巻く現状・環境変化

本市の水道は、埼玉県営水道から受水（購入）する県水と市内の地下水を水源とし、安全で安定した水道水の供給を行っており、普及率はほぼ 100% です。

近年、核家族化の進行により給水戸数は増加傾向にありますが、給水人口は人口減少と比例し減少しています。

また給水収益自体も、節水機器の普及など、ライフスタイルの変化と併せ、減少傾向にあります。

高度経済成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が進行しており、災害時などにおいても安定した水の供給を行うためにも、将来を見据えた人材・財源・技術力の確保が必要です。

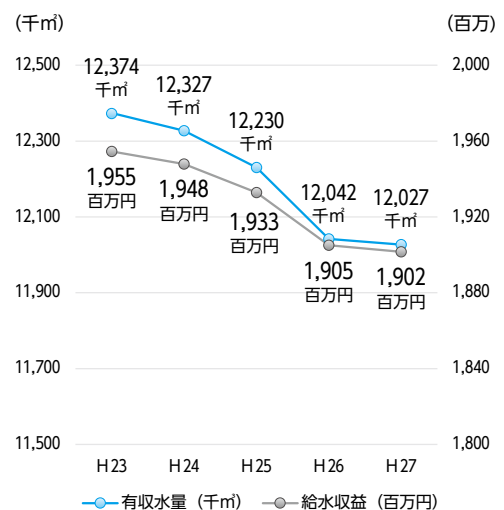
課題と方向性

高く安定した成果指標現状値を維持し、今後とも安全で安定した水道水の供給を行います。

一方で、近年の災害や取り巻く環境変化を踏まえ、将来にわたる持続可能な上水道事業推進のために、現計画で定めていた方針や方策を見直す時期にきています。

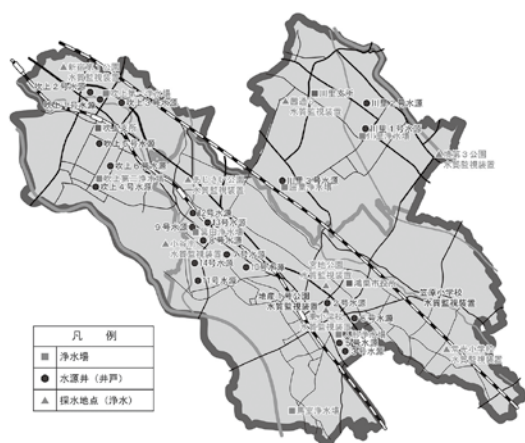
今後の水需要を踏まえた整備や、経営安定化のための水道料金の在り方の検討、また、災害時等においても安全な水を安定して供給できるよう「安全・強靱・持続」の理念に基づいた「鴻巣市水道事業ビジョン」の策定を行い、計画的に事業推進を図ります。

『有収水量』『給水収益』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略
1 安定した水道水の供給 水源の確保、水道施設の維持管理が適正に行われ、安定的に水道水が供給されています。	水道施設利用率 [※]	56.7%	57.0%	
	浄水場事故割合	0 件/10年・箇所	0 件/10年・箇所	
	管路の事故割合	0 件/100 km	0 件/100 km	
2 安全な水道水の供給 水質基準に適合した安全な水道水が供給されています。	水源の水質事故件数	0 件	0 件	
	総トリハロメタン濃度水質基準比率 [※]	27.0%	30.0%	
3 経営の安定化 効率的で安定した水道事業の経営が行われています。	水道事業営業収支比率 [※]	102.1%	103.0%	
	水道料金回収率 [※]	105.3%	106.0%	
	有収率 [※]	91.4%	93.0%	

■ 浄水場 位置図



■ 配水池 (馬室浄水場)



1-3 汚水処理の推進

施策の目指す姿

河川の水質が向上し、衛生的な生活環境が維持されています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
河川における水質値 (BOD [※]) (直近 5 年間平均) 単位 mg/ℓ	3.5	→	3.5
河川における水質値 (SS [※]) (直近 5 年間平均) 単位 mg/ℓ	10.6	→	10.6
汚水処理人口普及率 単位 %	86.7	↗	92.7

河川・水路等水質調査にて、水中の有機物を微生物が分解するのに使われる酸素の量の平均値の、その直近 5 年間の実績による平均値であり、水の汚れを測る指標です。

河川・水路等水質調査にて、水中に浮遊している不溶性の物質の量の平均値の、その直近 5 年間の実績による平均値であり、水の濁りを測る指標です。なお、公共下水道[※]は下水道法施行令第 6 条による放流水質の技術上の基準にて 40 mg/ℓ 以下の定めがあります。

浄化槽等処理人口調査における公共下水道及び農業集落排水[※]施設を利用している人口に、合併処理浄化槽[※]を利用している人口を加えた値を、行政人口で除して算定した割合であり、水洗化[※]及び合併処理浄化槽の普及状況を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

平成 25 年度に、汚水処理を所管する 3 省(国土交通省、農林水産省、環境省)により、未整備地区における汚水処理の早期概成と、効率的な汚水処理施設の整備を推進するための「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が示されました。

今後、県・市町村が連携し、汚水処理人口普及率を 100%にするため、「生活排水処理構想」の策定が求められています。

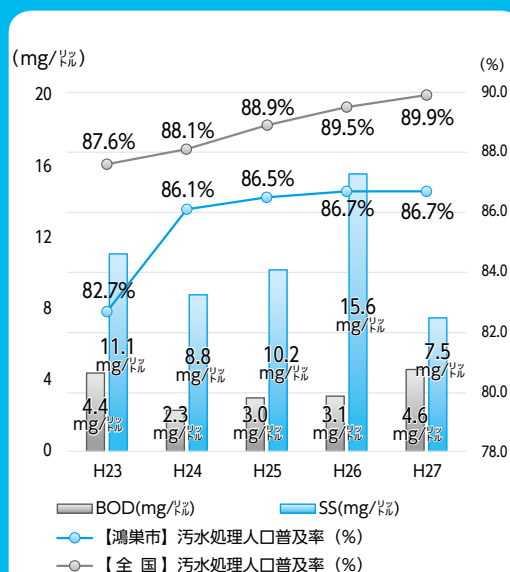
一方、本市の汚水処理人口普及率は平成 27 年度末にて 86.7%に達しました。未整備区域における市民要望は強いものの、財政負担は莫大であるほか、既存整備済区域の施設も老朽化が進行しており、今後とも本市の財政面を考慮しながら、計画的な整備が必要です。

課題と方向性

水洗化・合併処理浄化槽の推進により、河川環境の水質面に関する成果指標の現状値はおおむね安定しており、引き続き水質や生態系に負荷をかけない衛生的な環境を整えます。

経営安定化による健全かつ効率的な事業運営を前提とし、「公共下水道の整備と長寿命化対策」、「農業集落排水への接続促進」、「合併処理浄化槽への転換」を組み合わせ、10 年程度での、汚水処理人口普及率 100%を目標にした事業を実施します。

『河川における水質値 (BOD 及び SS)』
『汚水処理人口普及率 (鴻巣市、全国平均)』
の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 下水道施設の整備 計画区域内の整備を推進し、衛生的な環境が確保されています。	公共下水道整備率	93.2%	95.3%	
2 水洗化の促進 処理区域内における未接続世帯に、公共下水道及び農業集落排水への接続が促進され、水洗化が進んでいます。	水洗化率* (公共下水道)	94.1%	95.9%	
	水洗化率 (農業集落排水)	90.7%	91.0%	
	公共下水道の未接続世帯数	2,046 世帯	1,630 世帯	
	農業集落排水の未接続世帯数	108 世帯	90 世帯	
3 合併処理浄化槽の推進 市街化調整区域*内のくみ取り及び単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽への転換が進んでいます。	合併処理浄化槽普及率	10.9%	16.3%	
	転換による合併処理浄化槽設置数	1,055 基	1,175 基	
4 適正な維持管理及び経営の安定化の推進 公共下水道施設、農業集落排水施設の機能が適正に維持されるとともに、計画的かつ安定的な経営が行われています。	維持管理における公共下水道及び農業集落排水施設の不具合件数	34 件	24 件	
	有収率* (公共下水道)	79.7%	81.2%	
	有収率 (農業集落排水)	83.2%	87.0%	

鴻巣市環境基本計画 (H25 ~ H34)
 鴻巣市都市計画マスタープラン (H21 ~ H37)

1-4 資源循環型社会・低炭素社会の形成

施策の目指す姿

市民・事業者が環境負荷の少ない、地球に優しい生活・活動を行っています。

目標指標

ごみの減量化・リサイクルに
意識をもって生活している
市民の平均実践項目数

単位
個

2.95



2.95

まちづくり市民アンケートにて、ごみの減量化・リサイクルのための全9項目の取組に対して、1人あたり実施している平均実践項目数であり、ごみの減量化・リサイクルを意識して生活しているかを測る指標です。

低炭素社会を意識して生活して
いる市民の平均実践項目数

単位
個

4.58



4.58

まちづくり市民アンケートにて、低炭素社会の形成のための全15項目の取組に対して、1人あたり実施している平均実践項目数であり、低炭素社会の形成を意識して生活しているかを測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

地球温暖化防止対策として、国際社会においても、今世紀後半まで世界全体で温室効果ガスの排出を、実質的にゼロにすることを掲げた「パリ協定」が採択されており、資源循環型・低炭素社会への転換を図る必要性はさらに高まっています。

本市の「1人1日あたりのごみ排出量」は年々減少傾向にあります。一方で「地球温暖化防止に向けた取組を行っている市民の割合」は、ほぼ横ばいの状況となっています。

本市から排出される可燃ごみを処理する2か所の処理場が老朽化しており、将来にわたり適正に効率的なごみ処理を可能とするため、鴻巣市・行田市・北本市による新たなごみ処理施設の整備検討が進められています。

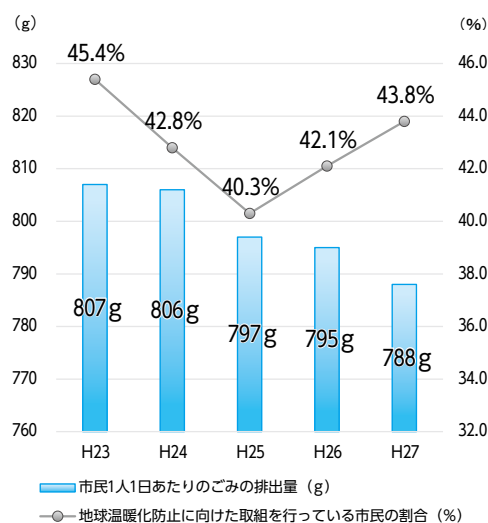
課題と方向性

将来に向けた負の遺産を引き継がないためにも、「低炭素社会の実現」を目指し、市民・事業者が主体的にごみ減量や地球に優しい再生可能エネルギーの活用に取り組んでもらえるよう、リサイクル運動や緑化運動による普及促進や、補助制度の充実に取り組みます。

また、4R*活動をさらに推進し、ごみ排出量の削減とあわせた資源循環型社会の形成を目指し、「ごみ減量化、リサイクルに意識をもって生活する市民の割合」の向上に努めます。

適正なごみ処理体制を今後とも継続させるために、新たなごみ処理施設の着実な整備促進に向けた検討を進めます。

『1人1日あたりのごみ排出量』『地球温暖化防止に向けた取組を行っている市民の割合』の推移



施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿		指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略
1	ごみ排出量の抑制	1人1日あたりのごみ排出量	788 g	764 g	
	大量消費、大量廃棄の生活様式が見直され、ごみの排出量が抑制されています。				
2	資源化の推進	資源化率	29.1%	29.1%	
	ごみが分別され、資源が適正に再利用されています。				
3	ごみの適正処理	1人あたり可燃・不燃ごみ収集運搬費用	1,924 円	1,924 円	
	ごみ処理が適正に効率よく行われています。	1人あたり可燃・不燃ごみ処理費用	4,765 円	4,765 円	
4	再生可能エネルギーの活用	太陽光発電機器、太陽熱利用機器等の再生可能エネルギーを利用している市民の割合	7.5%	15.7%	
	低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーが活用されています。	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置を受けている事業者の償却資産申告書決定額	882,789 千円	4,033,885 千円	

■屋根貸し事業で設置した太陽光パネル
(箕田公民館)



■市役所本庁舎の太陽光パネル



1-5 交通環境の充実

施策の目指す姿

安心で利便性の高い交通環境が整備され、交通事故が減少しています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
1,000 人あたりの交通事故件数 単位 件	2.96	↓	2.60
市内の移動手段に不便を感じている市民の割合 単位 %	3.50	↓	3.14

毎年 1 月から 12 月までの年間交通事故件数を人口 1,000 人あたりに置き換えて算出した件数であり、市内の交通環境の安全性を測る指標です。

まちづくり市民アンケートにて、通勤、通学、買物などをするのに交通手段に「非常に不便を感じ困っている」と回答した市民の割合であり、市内の交通環境の充実度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

本市での交通事故件数は、放置自転車対策や啓発活動などの効果もあり、年々減少しています。

一方で、平成 27 年には自転車による危険な違法行為についての罰則が強化されたほか、飲酒運転などの危険な運転行為での厳罰化が進んでおり、安全なまちの実現において、さらなる交通マナー向上への対策が求められます。

合併により広がった市域に対し、市内施設の円滑な交通手段の確保のため、平成 21 年度からコミュニティバスの運行を市内全域にて実施しています。

高齢化の進行により、運転免許返納者や移動困難者の増加が予想される中で、今後とも交通弱者の生活の足として役割が期待されています。

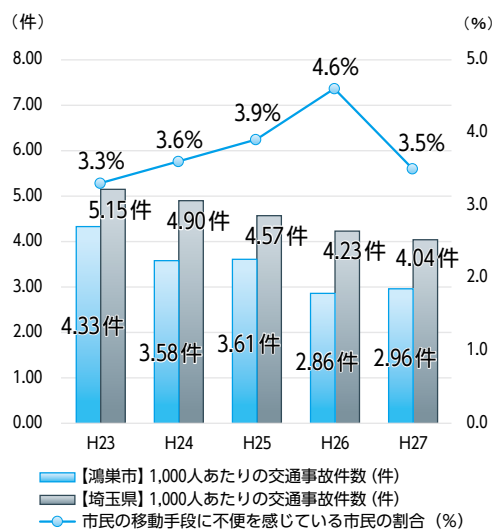
地域や学校・警察・交通関係団体などと協働し、特に事故発生件数の多い高齢者と子どもに重点を置いた交通安全教室などの啓発活動を進めます。

道路などを安全・快適に利用できるように、ゾーン 30^{*}といった速度抑制対策、歩道や自転車通行空間の確保、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。

役割の重要性に対し、コミュニティバスの利用率がほぼ横ばいの状況の中、持続的な運行を可能とし、利用状況の分析や市民ニーズを踏まえ、適宜、運行体制を見直すとともに、より効果的・効率的な公共交通システムの導入について検討します。

課題と方向性

『1,000 人あたりの交通事故件数
(鴻巣市・埼玉県平均)』
『市内の移動手段に不便を感じている市民
の割合』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 交通安全対策の推進 交通ルールが守られ、交通安全施設が維持管理され、交通事故が起こりにくくなっています。	ルール違反による事故件数	353 件	311 件	
	幹線道路 [*] の歩道整備率	33.4%	37.8%	
	カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の新設・修繕の対応率	70.4%	79.8%	
	交通ルールを守っている市民の割合	82.2%	93.1%	
2 持続性のある生活交通の確保と利用促進 バスを中心とする市内外の移動手段が、効率的・効果的に確保され、利用が促進されています。	バスの利便性に関する満足度	57.1%	64.7%	
	コミュニティバスの年間利用者数	522,753 人	604,070 人	

交通安全教室



コミュニティバス(フラワー号)



第 10 次鴻巣市交通安全計画 (H29 ～ H32)

1-6 防犯対策の推進

施策の目指す姿

犯罪が抑止され、市民が安心して暮らせます。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
1,000 人あたりの犯罪発生件数 単位 件	6.43	↓	5.87
毎年 1 月から 12 月までに市内で発生した刑法犯認知件数を人口 1,000 人あたりに置き換えて算出した件数であり、安心して暮らせる環境かどうかを測る指標です。			

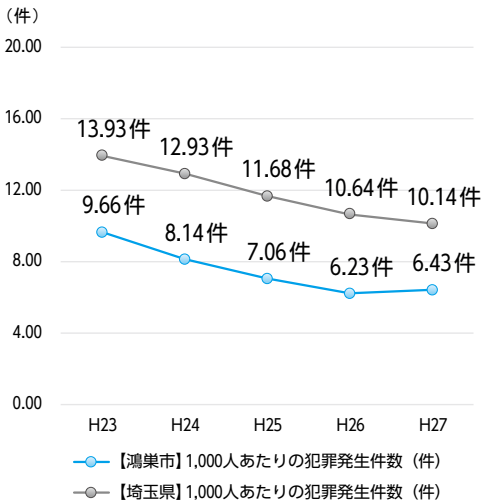
取り巻く現状・環境変化

- 本市の 1,000 人あたりの犯罪発生件数は、県内 40 市中 2 位（平成 27 年）と、県内でも犯罪が少ない安心なまちとして認知されています。
- 各地域には、自主防犯パトロールグループ[※]が組織され、約 4,000 名の方に登録をいただいております、市民協働による地域防犯活動が進められています。
- 全国的に、犯罪の凶悪化や高齢者を狙った振り込み詐欺などが増加する中、身近に感じる不安感を背景として、市民の防犯意識は高い傾向にあります。

課題と方向性

- 市民一人一人が防犯意識を高め、犯罪のないまちづくりのため、警察と連携し啓発活動などを行うほか、自主防犯パトロールグループによる活動を支援します。
- 防犯灯の管理・設置を適正かつ効率的に進めるとともに、空家の状況を的確に把握し、適正管理のための取組を推進します。
- 消費者トラブルの未然防止のため、対処法を周知し、賢い消費者の育成を図るとともに、被害救済のため、消費生活センターの利用促進に向けた啓発に取り組めます。

『1,000 人あたりの犯罪発生件数
(鴻巣市・埼玉県平均)』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 防犯意識の向上 犯罪にあわないように、防犯対策を行うことで、安全な生活が おくれています。	防犯対策の平均実践項目数 (全 8 項目)	2.07 個	2.5 個	
2 地域防犯体制の充実 地域の防犯活動の活発化、各種 防犯対策により地域の安全性が 高まっています。	地域防犯組織数 夜道を安心して歩けるとする 市民の割合 管理不全な空家の解消割合	127 団体 58.8% 53.8%	133 団体 62.0% 59.8%	☆
3 賢い消費者づくり 消費生活トラブルに巻き込まれ ず、賢い消費者となっています。	消費トラブルを防ぐ方策を知って いる市民の割合 消費生活相談件数	89.4% 449 件	92.0% 471 件	
4 登下校の安全確保 児童生徒が校内・登下校時に事 件に巻き込まれないような体制 がつくられています。	校内・登下校での被害件数 (犯罪に巻き込まれた件数)	0 件	0 件	

防犯キャンペーン



自主防犯パトロールグループによる 下校時の見守り



1-7 防災・減災対策の推進

施策の目指す姿

市民、地域、行政が一体となった防災・減災体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。

目標指標

市民、地域、行政が連携した
防災・減災体制に安心感を
持っている市民の割合

単位
%

79.8



88.8

まちづくり市民アンケートにて、防災・減災体制について「満足」、「どちらかといえば満足」、「普通」と回答した市民の割合であり、防災・減災体制に対する市民満足度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

東日本大震災や熊本地震の経験から、個人の防災意識の向上、自主防災組織*などの地域防災力の強化、防災関係機関との連携の重要性が再認識されました。

本市でも災害に備え、市内小中学校・公共施設の耐震化、市民に向けた「防災手帳*」の配布、34 団体・企業との各種災害協定を締結するなど、積極的な防災・減災体制の構築を進めています。

近年、局地的な豪雨や竜巻といった自然災害や、鳥インフルエンザなどの健康危機など、市民の生命・生活に直結する危機の発生は、様々な行政機能を低下させるおそれがあります。

市民生活に大きな影響を与える行政サービスについては、あらかじめ継続して業務ができる体制を整えておく必要があります。

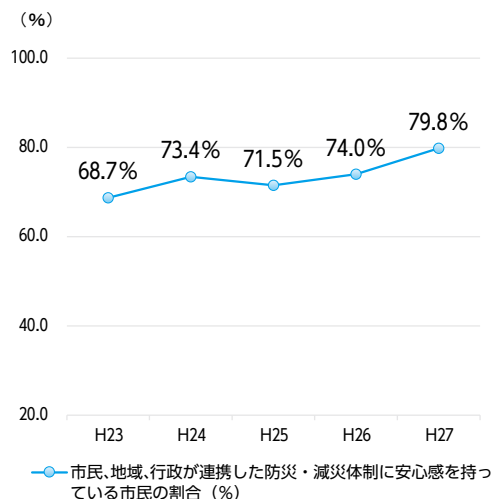
課題と方向性

危機管理対応力の強化や、避難所の防災設備の整備といった「公助」に加え、自ら命を守る「自助」や地域住民で助け合う「共助」のまちづくりを推進するために、自主防災組織の育成・支援、防災訓練など、防災事業への参加率の向上を進めます。

様々な危機に対して日頃の情報収集により危機の発生を未然に防ぐとともに、万が一の場合に迅速な対応が可能となるよう、リスク対応力の高い庁内体制を構築します。

消防団員の定員充足率を高め、研修・訓練などにより消防団員の資質向上を目指し、消防力の強化を図ります。

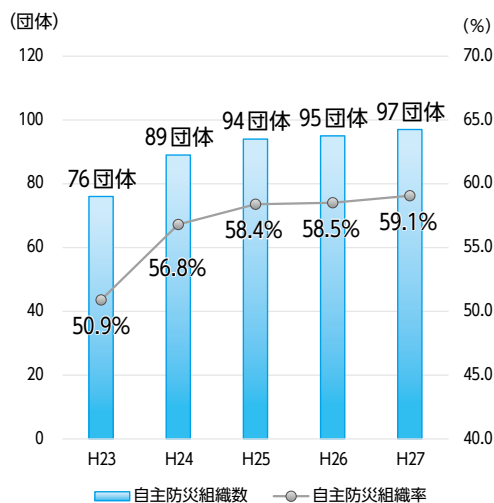
『市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 防災・減災意識の向上 市民の防災・減災に対する知識及び意識が高まり、災害に対する備えが行われています。	避難所（一時集合場所*を含む）を知っている市民の割合	54.2%	61.0%	
	日頃から防災・減災に向けての備えをしている市民の実践項目（全 12 項目）に対する割合	15.9%	28.0%	
2 防災・減災体制の充実 災害発生時に地域での支援体制が確立されています。	自主防災組織率	59.1%	66.0%	☆
	災害時の支援協定数	34 件	40 件	
3 消防体制の充実 消防体制が充実し、消防力が高まっています。	消防水利施設の充足率	70.5%	72.0%	
	消防団員の定員充足率	95.9%	100.0%	

施策を実現する手段

■ 自主防災組織の推移



■ 防災訓練



■ 防災手帳



部門別計画

鴻巣市地域防災計画（H26～）

鴻巣市国民保護計画（H18～）

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資
料

2-1 健康づくりの推進

市民一人一人が、いきいきと健やかで充実した生活が送れています。

施策の目指す姿

目標指標

取り巻く現状・環境変化

課題と方向性

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
自分自身を健康だと思う 市民の割合 単位 %	86.1	↑	90.0
健康寿命* (男性) 単位 年	16.82	↑	17.05
健康寿命 (女性) 単位 年	19.57	↑	19.71

まちづくり市民アンケートにて、現在の健康状態を「非常に健康である」、「まあまあ健康である」と回答した人の割合であり、市民の健康観を測る指標です。

65 歳に達した市民が健康で自立した生活を送れる平均年齢（期間）であり、市民の健康状況を測る指標です。

本市では平成 25 年に「第 2 次健康増進計画」を策定後、同年に「歯科口腔保健の推進に関する条例」の制定、平成 27 年に「健康づくり都市宣言」、「市民のいのちと心を守る自殺対策条例」を施行するなど、総合的な健康づくりの推進に力を入れています。

医療保険改革法により、平成 30 年度からは、埼玉県が財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的な役割を担いますが、地域におけるきめ細かな事業については、引き続き市が担うこととなるため、県と連携して円滑に事業を進めていく必要があります。

生活習慣病*の発症や重症化を予防するため、健康診査を受診し健康管理に努めるとともに、食生活の改善や、「ウォーキング」、「ラジオ体操」といった適度な運動など、健康寿命延伸に有益な生活習慣を実践できるよう普及啓発を積極的に進めます。

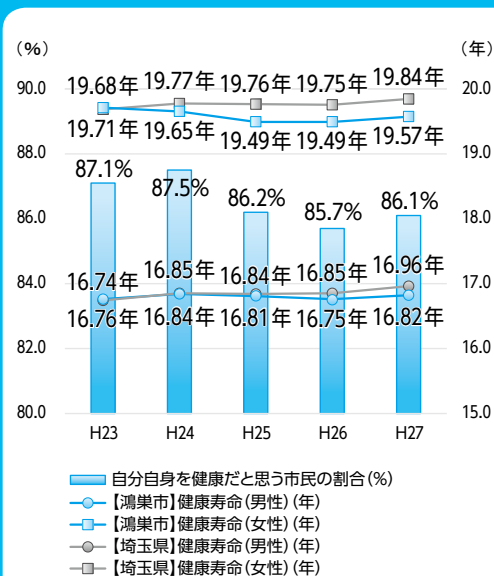
がんの早期発見・早期治療を図るため、受診率の向上を目指し、併せてがん予防の取組を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない、共に支えあう社会づくりを推進するため、「鴻巣市自殺対策行動計画」の策定を進めます。

市民ニーズが高く、高齢化の進展による罹患率の高まりを見据え、入院や手術ができる病院や本市の医療課題である第二次救急、小児医療など、地域医療提供体制の充実を進めます。

保健予防事業などの実施により、医療費の適正化を引き続き推進します。

『自分自身を健康だと思う市民の割合』『健康寿命（男女別）（鴻巣市・埼玉県平均）』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略
1	健康長寿のための生活習慣の実践	健康のために市民が取り組んでいる生活習慣の項目数(全14項目)	5.97 個	6.00 個	☆
		健康的な生活習慣を実践し、健やかで活力に満ちた市民が増加しています。			
	2 疾病の早期発見・発症及び重症化予防と「こころの健康」の推進	この1年間に健康診査や人間ドック、がん検診を受ける市民の割合	71.3%	72.0%	
		がん2次検診受診者数の割合	61.3%	70.0%	
		健康診査などを受診し、経年で検査結果を把握していくことで、生活習慣の見直しや早期治療につなげ、疾病の発症及び重症化の予防が図られています。 また、こころの健康づくりや自殺対策事業の推進により、市民が健やかな心を維持しています。			
3	地域医療提供体制の整備	かかりつけ医がいる市民の割合	63.7%	65.0%	☆
		かかりつけ薬局がある市民の割合	43.2%	45.0%	
		救急の時に利用できる医療機関や電話相談窓口を知っている市民の割合	80.6%	85.0%	
		市内の医療提供体制に関する満足度	57.4%	62.0%	
4	国民健康保険加入者の保健事業の推進	国民健康保険1人あたり医療費	335,501 円	376,785 円	
		被保険者の健康管理による医療費の低減が図られています。			
5	国民健康保険の適正運営	国民健康保険税 現年度収納率	93.9%	94.5%	
		相互扶助で支え合う制度への理解が深まっています。			

部門別計画

第2次鴻巣市健康増進計画（H25～H29）
 鴻巣市食育推進計画（H23～H29）
 鴻巣市第二期特定健康診査等実施計画（H25～H29）

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

2-2 地域福祉の推進

施策の目指す姿

福祉意識が高まり、お互いに助け合う市民が増えています。

目標指標

地域単位での福祉活動で
相互扶助ができていると思う
市民の割合

単位
%

33.8



35.0

まちづくり市民アンケートにて、地域で福祉の相互扶助（手助けをしたり、されたりする）体制ができていると「思う」「やや思う」と回答した市民の割合であり、地域福祉体制の充実度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

少子高齢化や核家族化の進行のみならず、多様化する価値観がもたらす家庭や地域での相互扶助機能の低下により、今まで地域が担ってきた身近な生活課題の解決が、より困難になっています。

市の地域福祉計画並びに、社会福祉協議会*の地域福祉活動計画を一体的に作成し、地域福祉に取り組んでいます。

本市においても、市内 16 地区の支部社会福祉協議会*と緊密に連携し、身近に感じる地域福祉活動を推進しています。

一方で「地域単位での福祉活動で相互扶助ができていると思う市民の割合」が微増に止まっており、さらなる相互扶助の展開が必要です。

大規模災害などの有事を想定し、避難行動要支援者名簿の作成といった、日頃からの情報共有化が重要となっています。

課題と方向性

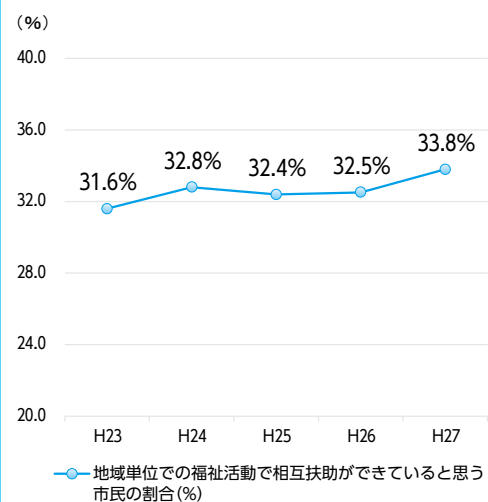
高齢化の進展に伴い、担い手の確保も難しくなっている状況の中で、地域福祉の重要性の啓発をさらに促進し、地域コーディネーター*、福祉見守り員*、民生委員・児童委員*、NPO や福祉ボランティアなどの、地域を支える人材の育成を推進します。

複雑・多様化する福祉課題に対し速やかな対応が望めるよう、専門機関と連携し、情報交換や交流できる場を充実させ、地域課題の発掘と解決を行うネットワークを強化します。

市民後見人*を育成するとともに、社会福祉協議会が行う法人後見のための人材の育成に努めます。

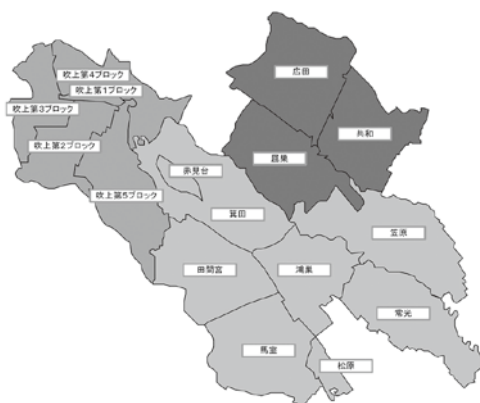
支援を必要とする人を的確に把握し、日常から有事の際までを含め、誰もが孤立せず、思いやりと交流のある地域づくりを進めていきます。

『地域単位での福祉活動で相互共助ができていると思う市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	地域を支える担い手づくり	福祉ボランティアに参加した市民の割合	14.4%	20.0%	
		市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉を支える担い手が増えています。	地域コーディネーター数	70 人	80 人
			福祉のボランティア及び NPO 団体数	143 団体	170 団体
2	地域を支えるネットワークづくり	地区懇談会を開催した支部社会福祉協議会の割合	87.5%	100.0%	
		地域住民が情報交換や交流のできる場が充実し、地域課題を解決するネットワークが強化されています。	民生委員・児童委員の相談件数	3,127 件	4,040 件
3	誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり	市民後見人研修会の参加人数	— (H28新規取得)	100 人	
		誰もが自立した生活を送れるよう、総合的な支援を受けることができます。			
4	安心して生活ができる環境づくり	近隣とのコミュニケーション・交友関係が構築されている市民の割合	42.3%	55.0%	
		防災・防犯の面で安心して暮らせるまちづくりや思いやりと交流のある地域づくり・住民同士の交流が進んでいます。	避難行動要支援者名簿登録者数	629 人	900 人
			社会福祉協議会や支部社会福祉協議会、市で開催しているサロンの開催箇所数	83 箇所	100 箇所

■支部社会福祉協議会 圏域図



鴻巣市地域福祉計画 (H26 ~ H30)

2-3 子ども・子育て支援の充実

子どもを安心して、産み育て心身ともに健全に成長できる環境になっています。

施策の目指す姿

目標指標

取り巻く現状・環境変化

課題と方向性

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
鴻巣市が子育てをしやすいと思う保護者の割合 まちづくり市民アンケートにて、中学生以下のお子さんを持つ保護者の方が、「子育てしやすいまちだ」と回答した割合であり、市内の子育てのしやすさを測る指標です。	61.3	↗	66.7
合計特殊出生率※ 市内の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、子どもを産む方が増えているかを測る指標です。国では人口を維持するためには、2.07 人が必要とされています。	1.24	→	1.24

本市の合計特殊出生率は 1.11 人となっており、全国平均の 1.42 人、埼玉県平均の 1.31 人よりも低く、少子化の傾向が続いています。

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度*が施行され、質の高い幼児期の教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の推進が全国的に図られることになりました。

定住人口の増加のため、結婚・出産期から子育て期まで、不安軽減と切れ目のない継続的な支援を行い、産み育てやすい環境をさらに整備する必要があります。

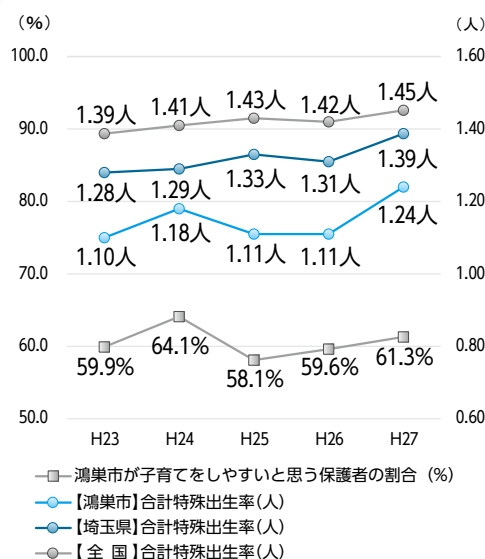
子育てと就労の両立のために、保育所、認定こども園などや、放課後児童クラブにおける待機児童が発生しないように努めます。

また、病児・病後児保育事業や一時預かり事業、障がい児保育などの多様な保育支援を進めていくとともに、一体型による放課後子ども教室と放課後児童クラブの整備をすすめ、安心・安全な居場所（活動拠点）を確保していきます。

多様化する子育てニーズに適切に対応し、子育ての不安が軽減されるよう、情報発信の強化・経済的支援・母子保健の推進とともに、総合相談窓口として「子育て世代包括支援センター」設置を目指します。

晩婚化と出生率の改善に向けて、ライフデザインとしての家族形成（結婚など）について考える機会づくりを推進します。

『鴻巣市が子育てをしやすいと思う保護者の割合』
『合計特殊出生率（鴻巣市・全国・埼玉県平均）』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	保育サービスの充実	幼稚園・保育所・認定こども園などの待機児童数	0 人	0 人	☆
		希望する人全員が、適正かつ質の高い保育サービスを受けられます。	「一時預かり事業」のサービスを利用できなかった件数	0 件	
			「病児・病後児保育」のサービスを利用できなかった件数	0 件	
2	子育て不安の軽減	子育てに不安を持っている保護者の割合	42.4%	33.3%	☆
		子育てに関する情報の入手、交流、各種サービスの利用により子育て不安が軽減し、子育て知識を学び、子どもが健やかに成長しています。	育てにくさを感じている方の中で、育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（3・4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児）	84.9%	
			養育相談を含む児童虐待などの相談件数	247 件	
3	放課後の居場所づくり	放課後の居場所がないと思う小学生保護者の割合	58.5%	33.3%	☆
		すべての子どもに対し安全・安心な居場所（活動拠点）が提供されています。	児童センター利用者数	131,101 人	
			放課後児童クラブ待機児童数	0 人	
			放課後子ども教室参加者数	987 人	
4	母子保健の推進	乳幼児健診の平均受診率	96.1%	97.5%	☆
		妊娠から一貫した健診や相談・指導が受けられ、健やかに成長するための心身の健康管理がされています。	予防接種率	94.8%	
			むし歯のない 3 歳児の割合	88.8%	
5	結婚意識の向上と家族形成の支援	夫婦の予定子ども数	2.04 人	2.10 人	☆
		出会いの場があり、ライフデザインについて理解が進む中で、希望に沿った婚姻や家族形成をしようと思う人が増加しています。	未婚者の希望子ども数	1.91 人	
			人口 1,000 人あたり婚姻率	3.8‰	

鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）

第2期鴻巣市教育振興基本計画（H27～H31）

2-4 高齢者福祉の推進

施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいをもった生活をしています。

目標指標

介護保険利用者で在宅生活をしている高齢者割合

単位
%

73.0



75.0

介護保険事業状況報告書に基づく、介護保険サービスの総受給者に対して施設サービス受給者を除いた居宅サービス受給者の割合であり、安心した介護保険サービスの提供度を測る指標です。

自立している高齢者の割合

単位
%

87.4



88.0

介護保険事業状況報告書に基づく、介護保険の要介護認定※を受けていない65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）の割合を示す指標で、高齢者の健康度・自立度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

鴻巣市の高齢化率は平成27年の国勢調査時点で26.3%まで増加しており、高齢者の独居世帯（一人暮らし）、要介護認定者、認知症の方も増加しています。

団塊の世代が高齢化する中で、新しい価値観を持った元気な高齢者が増えてきています。こういった方に、他の施策とも連携しながら、やりがいと生きがいに繋がる場や機会を提供することが必要です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市が中心となった地域包括ケアシステム※の構築が重要となります。

課題と方向性

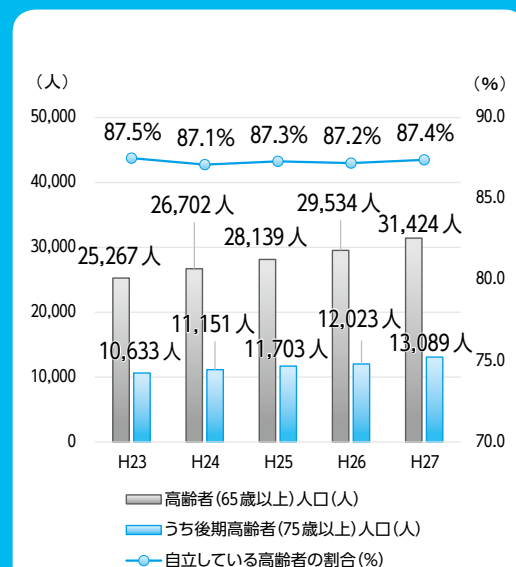
高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者と介護・介護予防サービスの提供に必要な介護・介護予防給付費が増加しているため、介護予防事業の推進をさらに進めます。

要介護・要支援状態になっても、安心して介護サービスが利用できるように、負担額の軽減や介護保険事業者を育成し、介護サービスの質と量の向上を図ります。

地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実と強化を進めます。

後期高齢者医療制度を適正に運用し、医療費の抑制と安定運営を堅持します。

『自立している高齢者の割合』
『鴻巣市高齢者（65歳以上）人口』
『鴻巣市後期高齢者（75歳以上）人口』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値（H27）	目標値（H33）	総合戦略
1	介護予防と社会参加の促進	生きがいを持っている高齢者の割合	71.9%	75.0%	☆
		新規要介護認定者出現率	2.0%	1.9%	
場の提供等により、生きがいを持って生活するとともに、介護予防に取り組み、介護状態にならず生活を送っています。					
2	日常生活の支援	日常生活支援の延べ利用者数	1,755 人	2,000 人	
		高齢者虐待件数	7 件	5 件	
要介護高齢者*が各種支援を受けて、安心した日常生活を送っています。					
3	介護サービスの推進	介護保険サービスの満足度（3年に1度）	— （H28新規取得）	75.0%	
		認定不服に関する審査請求件数	1 件	0 件	
		入所待機者数（要介護度3以上）	157 人	120 人	
本人の状態に応じた適切なサービスが受けられます。					
4	医療・介護連携の基盤づくり	医療との連携による在宅生活ケア件数	— （H28新規取得）	25 件	☆
		関係機関からの医療介護連携に関する情報提供件数	— （H29新規取得）	50 件	
医療と介護の連携により、一人一人の状態に応じたサービスが円滑に受けられます。					
5	高齢者に関する保険制度の持続運営	介護保険料 現年度収納率	99.32%	99.50%	
		介護保険1人あたり給付費	120,889 円	120,000 円	
		後期高齢者医療保険料 現年度収納率	99.71%	99.75%	
		後期高齢者1人あたり医療費	824,009 円	820,000 円	
高齢者に関する保険制度が適正に運営され、持続性が保たれています。					

鴻巣市地域福祉計画 (H26 ~ H30)

鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (H27 ~ H29)

2-5 障がい者（児）福祉の充実

施策の目指す姿

障がい者（児）が地域で安心して自立した生活を過ごさせています。

目標指標

在宅でサービスを利用している
障がい者の割合

単位
%

87.1



90.0

障害福祉サービス支給決定者総数から、施設入所者数を差し引いた在宅の障がい者が、障害福祉サービスを利用している割合であり、安心した障害福祉サービスの提供度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

平成 25 年度に障害者総合支援法が施行されたことにより、障害者福祉施策の対象者として難病患者が新たに加えられるとともに、障がい者（児）などの地域における生活をより効果的に支援するため、個々のサービス等利用計画の策定と、その計画に基づくサービス提供が求められるようになっていきます。

障がい者（児）の置かれている状況は一人一人違うため、それぞれのニーズを把握し、サービスの充実や体制を整えることが、今後とも重要です。

発達上何らかのサポートが必要な児童を対象に、平成 26 年度にこどもデイサービスセンターを開所し、療育を中心とした支援や放課後の居場所の提供を行っています。

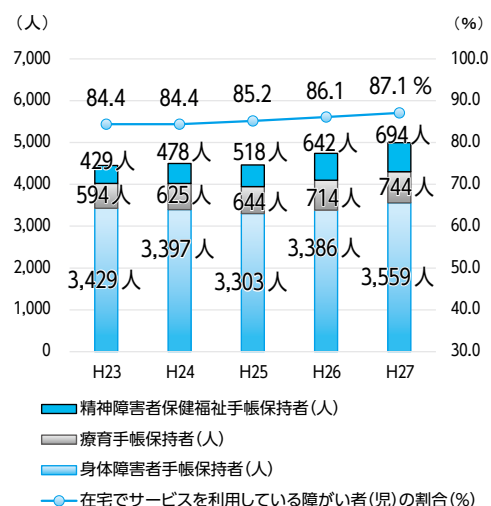
課題と方向性

障がい者（児）を養護する側の高齢化も進む中で、養護側も日常生活に支障をきたさないよう、また養護者亡き後も障がい者（児）が安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス、障害者総合支援法による居宅介護・短期入所・共同生活援助や児童福祉法による療育相談・療育サービスが連携し、障がいの特性に応じた支援を行います。

就労支援センターを中心に、障がい者（児）の社会参加による生活の自立支援を進めます。

平成 28 年度に施行された障害者差別解消法を踏まえ、本市においても障がい者（児）に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、市民に向けた啓発活動を推進します。

『各手帳保持者』『在宅でサービスを利用している障がい者（児）の割合』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 在宅福祉サービスの充実 障がい者（児）やその家族が、在宅福祉サービスを利用することにより、日常生活での自立が促進され、家族の休養が図られています。	在宅福祉サービス利用者数	647 人	780 人	
2 療育相談・指導の充実 早期に相談を受け、障がいに応じて適切な療育が受けられています。	状態にあった療育・指導を受けていると思う保護者割合 療育相談を受けている 0 歳から 18 歳までの年間のべ利用者数 療育サービス年間のべ利用者数	86.0% 126 人 1,316 人	90.0% 156 人 1,394 人	
3 障がい者（児）の社会参加 主体性・自立性を持って、社会参加や就労に携われる機会が増えています。	障がい者（児）の就労者数（累計）（就労支援センター登録者のうち） 障がい者（児）の就労割合（就労支援センター登録者のうち）	140 人 47.1%	300 人 50.0%	
4 市民啓発の充実 障がいを理由とする差別の解消を含め、障がい者の理解を深めるための市民啓発が行われています。	啓発活動の回数	26 回	50 回	

■「精神障がい者の明るい未来のために」フォーラム



■スポーツ・レクリエーション大会



2-6 セーフティネットの推進

施策の目指す姿

生活困窮者の相談支援体制の適正実施に努め、生活の支援が図られています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
設定なし 単位 —	—	—	—

○この施策は、国の制度に基づいて社会保障を確実に履行することを目標とするものであり、国が行う施策の影響が大きいことから、市としての施策成果指標は設定しません。

取り巻く現状・環境変化

平成 27 年度から生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、生活困窮に陥るリスクの高い人に対して自立促進を図り安定した生活になるよう、生活困窮者自立相談支援センターを設置し、相談を行っています。

生活保護を受ける世帯数は、人口比では県内平均よりも少ない状況ですが、申請する世帯数は増加傾向にあります。

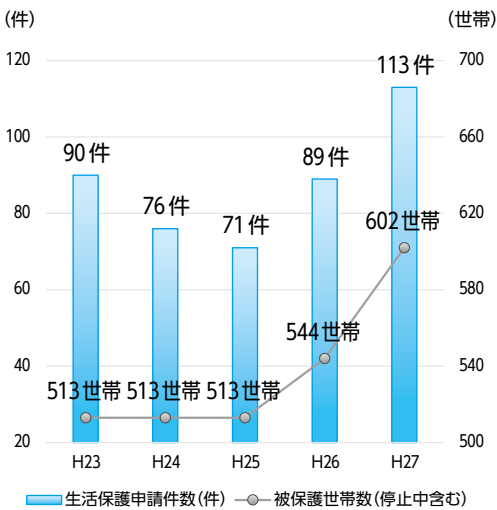
課題と方向性

今後とも、生活困窮者への就労支援についてはハローワークと連携を密にした対策を講じます。

また、生活困窮世帯などの子どもへの学習支援をきめ細やかに実施することで、生活困窮者の自立支援を推進します。

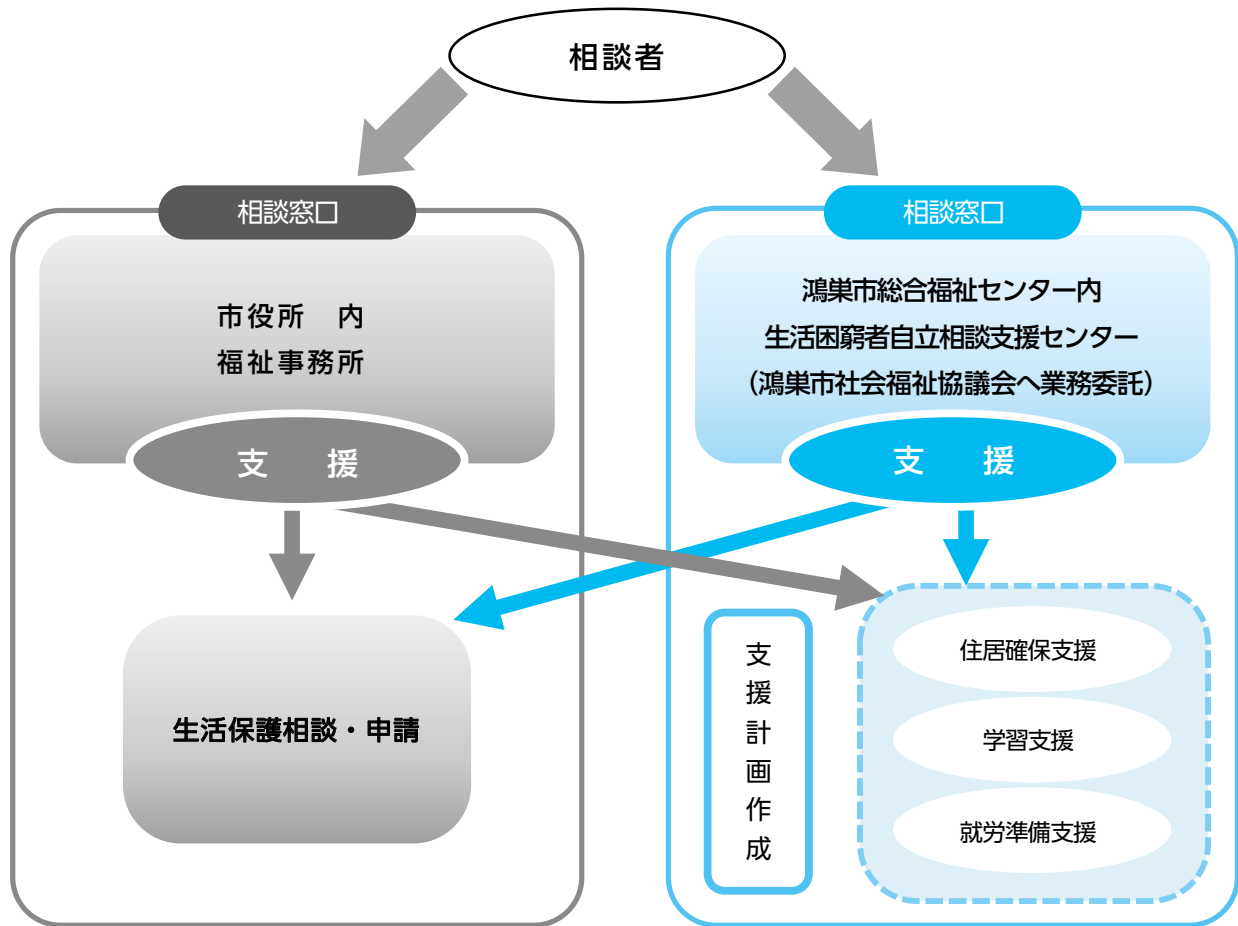
生活保護に関しては、必要とする人に必要な保護を行い、その人の能力に応じて自立を図るという、基本理念に則った適正実施を進めます。

『生活保護申請件数』『被保護世帯数』の推移



施策を実現する手段	基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
	1 生活困窮者の自立支援	生活困窮者からの相談数	243 件	380 件	
	各種相談や社会資源を用いて、生活保護に至らないようにし、困窮状態が解消されます。	自立支援プランで改善が見られた終了者数	8 人	15 人	
	2 生活保護と自立への支援	生活保護受給世帯数	602 世帯	780 世帯	
	生活保護受給者に対し、最低限度の生活が保障されるとともに、就労可能世帯での自立を目指します。	自立による生活保護廃止世帯数	12 世帯	20 世帯	

■ 鴻巣市のセーフティネット体制 模式図



3-1 学校教育の充実

施策の目指す姿

豊かな心と創造性を持ち、はつらつとした学校生活を送っています。

目標指標

学校での生活に満足していると回答している児童生徒の割合

単位 %

90.8



93.5

埼玉県小・中学校学力・学習状況調査*の質問紙調査にて、「学校での生活には満足していましたか」の問いに対して「満足していた」「どちらかといえば満足していた」と答えた割合であり、児童生徒が学校生活に充実感を感じているかを測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

平成 27 年度に地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などを目的とし、総合教育会議を設置しました。

今後はこの会議において、市長と教育委員会との意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図ります。

本市の特色ある施策の取組として、小中一貫教育*、校庭の芝生化の推進、いきいき先生*、特別支援教育指導員、大学生学習ボランティアの配置など、教育環境の充実を進めています。

児童数、生徒数ともに減少傾向にあり、単学級となる学校もある一方、住宅供給に伴い児童生徒が増加している学校もあります。

課題と方向性

学力や体力について、埼玉県平均を常に超えるようにきめ細かな対応や授業力向上などの取組を行います。

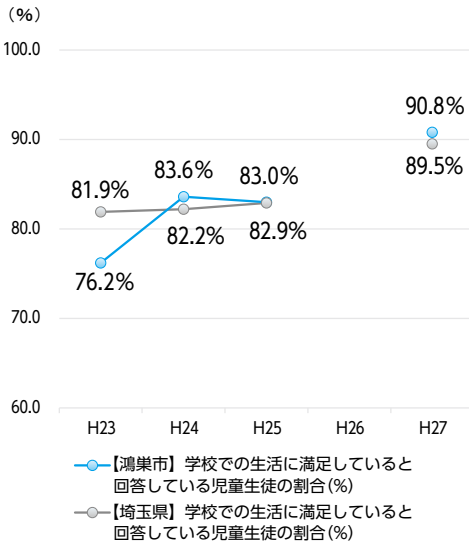
また、情報化・国際化社会に対応できる人材の育成を推進します。

児童生徒が、自他の生命や価値観を尊重し、互いを認め合うことができるよう、心の教育を充実させるとともに、不登校児童生徒数の減少に努めます。

今後の児童生徒数の減少を見据え、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、学校施設の適正配置の検討と、老朽化した教育施設の改修を、計画的に推進します。

子どもたちの健やかな成長のためには、今まで以上に学校・家庭・地域の連携が重要です。そのために、教職員の資質・指導力の向上及び家庭・地域の教育力の向上のための取組を推進します。

『学校での生活に満足していると回答している児童生徒の割合（鴻巣市・埼玉県平均）』の推移



・ H23 から H25 までは埼玉県小・中学校学力・学習状況調査質問紙「学校は好きだ。」の問いに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合。
・ H26 は調査なし。

基本事業名・目指す姿		指標名	現状値（H27）	目標値（H33）	総合戦略	
1	確かな学力の向上	学習に対して意欲をもっている児童の割合	87.0%	91.0%	☆	
		学習に対して意欲をもっている生徒の割合	69.5%	77.0%		
		埼玉県学力・学習状況調査の正答率において、県平均を上回った学校の割合	小学校	41.2%		85.1%
			中学校	53.1%		87.5%
基礎基本の徹底が図られ、確かな学力が定着しています。						
2	心の教育の推進	規律ある態度の児童の割合	92.1%	93.0%		
		規律ある態度の生徒の割合	92.9%	94.0%		
		不登校児童生徒の割合	小学校	0.36%		0.22%
			中学校	2.92%		2.10%
豊かな心が育まれ、よりよい人間関係が築かれています。						
3	健康・体力向上の推進	健康的な生活を送っている児童生徒の割合（毎日朝食を食べると回答）	97.5%	98.0%		
		健康的な生活を送っている児童生徒の割合（1週間のうち1時間以上運動をすると回答）	79.8%	85.0%		
		新体力テスト※の5段階絶対評価で上位3ランク（A,B,C）の児童の割合	84.9%	88.0%		
		新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A,B,C）の生徒の割合	83.5%	86.0%		
運動に親しみ、健康な生活を送っています。						
4	学習環境の整備	施設維持管理上の不具合による教育支障件数	0件	0件		
		安全・快適な学校施設で学ぶことができます。				
5	小・中学校適正規模・適正配置の推進	標準規模（12学級以上）小学校の割合	47.4%	63.2%	☆	
		より良い教育環境を創出するために学校の適正配置や通学区域の変更を行います。				
6	学校・家庭・地域の連携と教育力の向上	学校・家庭・地域が連携していると思う保護者の割合	92.4%	92.4%	☆	
		学校応援団※を含めた学校ボランティア数の児童生徒数に対する割合	38.6%	46.0%		
		研修や研究会での成果を教育活動に積極的に反映させていると回答した学校の割合	48.2%	85.2%		
		学校、家庭、地域が相互に協力・成長して、児童生徒を育む環境を構築しています。				

3-2 市民文化・生涯学習の充実

施策の目指す姿

多様な文化にふれあう機会や生涯学習に取り組む市民が増えています。

目標指標

生涯学習に取り組んでいる
市民の割合

単位
%

55.0



61.0

まちづくり市民アンケートにて、趣味やスポーツ、レクリエーション、学習、社会貢献活動などを「継続的に行っている」と回答した市民の割合であり、市民の生涯学習活動への取組度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

本市の生涯学習に取り組んでいる市民の割合は、他市に比べ多く、学びの意識が高いことが伺えます。

ライフスタイルや価値観が多様化する中、本市では、平成 26 年に吹上地域・川里地域に生涯学習センターを開設するほか、平成 25 年には日本初の市民ホール融合型映画館（シネマコンプレックス）として市民映画館をオープンするなど、新しい活動拠点の充実を推進してきました。

既存施設においても、市内 3 図書館では民間事業者と協働した利便性向上を図るなど、市民の皆さんへの学習機会の提供と、活動しやすい環境整備に取り組んでいます。

課題と方向性

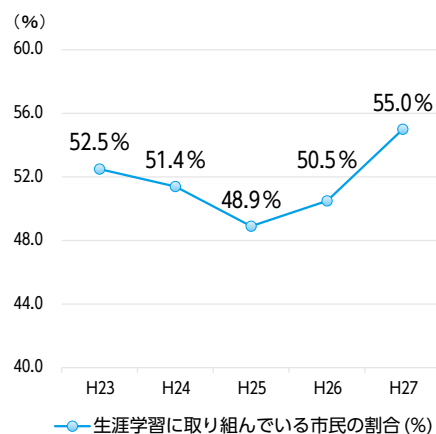
少子高齢化の進展や、生涯学習を行う市民グループの在り方が多様化する中、文化団体の会員数が減少する一方、新たな少人数の学習グループが誕生しており、各種催しの担い手づくりへの対応が求められています。

今後とも各拠点がもつそれぞれの機能を活かした、市民ニーズにあった生涯学習機会の充実を図ります。

本市への愛着の醸成には、地域の誇る伝統文化の役割は大きいことから、他施策とも連携し、伝統文化に触れ、共有化する機会を積極的に創出していきます。

国際化社会の進展に対応し、お互いの歴史や風土を理解し、交流ができる取組を充実化することで、国際社会への参加の促進と地域振興に還元できる社会形成を目指します。

『生涯学習に取り組んでいる市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	生涯学習機会の充実	生涯学習機会に関する満足度	73.5%	79.8%	
	学習の機会が充実して、多くの市民が参加しています。	生涯学習講座参加者数	15,971 人	17,200 人	
		生涯学習の場・施設が充足していると思う市民の割合	76.2%	82.0%	
		青少年健全育成活動の参加者数	2,228 人	2,800 人	
2	芸術文化の振興	芸術・文化に親しんでいる市民の割合	60.3%	65.0%	
	市民が芸術文化にふれあう機会が増えています。				
3	伝統文化の保護・継承	市内の指定文化財を知っている市民の割合	71.6%	74.8%	
	文化財や伝統芸能を保護・継承し、活用しています。				
4	生涯学習施設の利用促進	市内 8 公民館利用者数	344,380 人	388,000 人	
	生涯学習施設が整備され、多くの市民に利用されています。	市内 3 図書館来館者数	610,924 人	790,000 人	
		市内 4 文化施設の年間利用者数 (クレアこうのす、こうのすシネマ、花久の里、ひなの里)	648,052 人	731,000 人	
		生涯学習施設の不具合による利用支障件数	0 件	0 件	
5	国際交流の推進	国際交流関連団体数	5 団体	7 団体	
	市民がグローバル化※に対応し、お互いの歴史や風土を理解し、交流ができる地域になっています。	異文化交流の機会をもった市民の割合	4.2%	10.0%	

3-3 スポーツの振興

施策の目指す姿

多くの市民が自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツに親しんでいます。

目標指標

週 1 回以上スポーツをする
18 歳以上の市民の割合

単 位
%

41.7



45.0

まちづくり市民アンケートにて、「あなたは、どのくらいの頻度で、スポーツ・軽スポーツ・レクリエーション等からだを動かしていますか」との設問に、「週 1 回以上」と答えた 18 歳以上の市民の割合であり、スポーツ活動への取組度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

健康志向の高まりが社会環境として取り上げられる中、本市の週 1 回以上スポーツをする 18 歳以上の市民の割合は減少傾向にあります。

平成 27 年度からスポーツに関する部門を、教育委員会から市長部局に移管し、健康づくりと連携した施策を推進する体制に移行しました。

課題と方向性

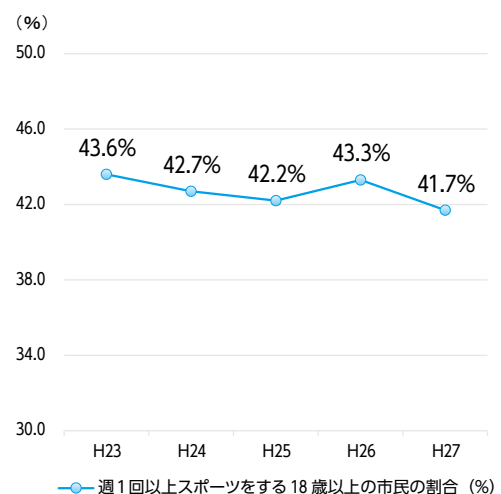
高齢化の進展により、健康増進や余暇時間を活かした生きがいづくりなど、スポーツへのニーズはますます増加することが想定されます。

健康づくり施策とも連携し、社会環境の変化に対応したスポーツイベントや教室を充実化させるとともに、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

陸上競技場・総合体育館といった施設が、市民にとってより利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設として活用されるよう、機能充実に努めます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とするスポーツへの意識の高まりを捉えながら、障がい者スポーツも含めた様々なスポーツの裾野を広げるとともに、指導者の育成を図ります。

『週 1 回以上スポーツをする 18 歳以上の市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略
1	スポーツをする機会の提供	スポーツイベント・教室参加者数	24,320 人	27,000 人	
	スポーツに親しむ機会が充実し、より多くの市民がスポーツ活動をしています。	スポーツイベントの機会が十分だと思える市民の割合	74.7%	75.0%	
2	スポーツ施設の整備と有効活用	スポーツ施設の年間のべ利用者数	836,225 人	855,000 人	
	スポーツ施設をより多くの市民が活用しています。	スポーツの場・施設の充足満足度	66.8%	70.0%	
		スポーツ施設維持管理の不具合による利用支障件数	6 件	5 件	
3	指導者・団体の育成と活用	スポーツ指導者登録数	493 人	500 人	
	スポーツ指導者、団体が育成され、地域でのスポーツ活動がさかんになっています。	総合型地域スポーツクラブ※参加者数	661 人	700 人	
		スポーツ団体登録者数	8,378 人	9,000 人	

■市民体育祭



■パンジーマラソン



3-4 人権尊重の推進

施策の目指す姿

市民がお互いの人権を尊重しあい、共に生きる社会が形成されています。

目標指標

人権が尊重されている社会で
あると思う市民の割合

単 位
%

61.2



65.0

まちづくり市民アンケートにて、「今の社会は人権が尊重されている社会であると思うか」との設問に、「思う」と回答した市民の割合であり、市民の人権意識を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

人権教育・啓発・相談といった事業を積極的に推進した中、「人権が尊重されている社会であると思う市民の割合」は増加傾向で推移しています。

人権侵害の事案は、男女差別、DV（ドメスティックバイオレンス）、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、LGBT（性的少数者への偏見）、ヘイトスピーチなど、人権意識の高揚に合わせて多様化しています。

また、情報化社会の進展に伴い、SNS*などのインターネットの匿名性を利用した人権侵害が社会問題となっています。

こうした社会情勢の変化と人権侵害の多様化に伴い、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、性的少数者などの人権に配慮した法整備が進められています。

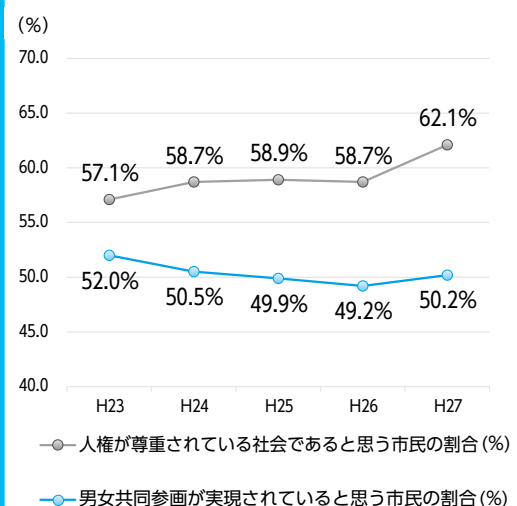
今後とも、人権尊重都市宣言の趣旨に則り、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市の実現を目指します。

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見と理解不足から生じる差別や、同和問題、インターネットなどによる人権侵害といった様々な人権問題の解決に向け、学校・地域を中心に人権教育・啓発・相談といった事業を積極的に推進します。

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行は根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題があることを認識し、様々な分野における女性の参画と活躍を促進できる社会の実現を目指します。

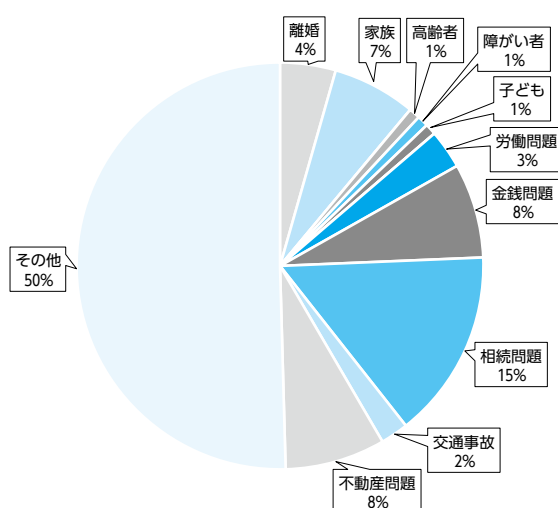
課題と方向性

『人権が尊重されている社会であると思う市民の割合』
『男女共同参画が実現されていると思う市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 社会人権教育の推進 一人一人の人権尊重意識の高揚が図られ、人権侵害を受ける方が減少しています。	人権を侵害されたと思う市民の割合	12.8%	12.0%	
2 学校人権教育の推進 お互いに相手の立場を認め合える豊かな人間性を持った児童生徒が育っています。	相手の気持ちを考え、やさしい言葉遣いができる児童生徒の割合	91.4%	93.0%	
3 人権に関する相談・支援体制の充実 家庭生活相談の体制が整備され、悩み事が気軽に相談できます。	人権相談件数	49 件	50 件	
4 男女共同参画の推進 一人一人が個性を発揮し、それぞれのライフスタイルに従って自己実現できる男女共同参画社会が形成されています。	男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	50.2%	60.0%	

■人権相談内訳 (H23 ~ H27 年度)



■人権を守る市民のつどい



このす男女共同参画プラン (H24 ~ H31)

4-1 調和と魅力ある土地利用の推進

施策の目指す姿

都市と緑が調和した秩序ある土地利用がされています。

目標指標

周辺環境と調和した土地利用が
されていると思う市民の割合

単 位
%

53.3



56.0

まちづくり市民アンケートにて、鴻巣市が住宅、商業、農業、工業、公園などの用地が相互に調和のとれた土地利用が「なされている」「なされている部分が多い」と回答した市民の割合であり、市内の土地利用状況を総合的に測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

人口減少と高齢化の同時進行や産業構造の変化、地球温暖化などの環境問題に対する意識が高まる中、コンパクトで持続可能な都市の構築が必要です。

全国的に中心市街地の衰退や地域のコミュニティの希薄化が進む中、本市の特徴を生かし、魅力と活力あるまちづくりを進める必要があります。

近年、大規模な自然災害の発生が懸念されており、密集市街地などの改善や道路の整備、公共空地*の確保など、災害に強いまちづくりが求められています。

課題と方向性

豊かな田園や緑と調和した、市街化区域*と市街化調整区域*の秩序ある土地利用を図ります。

鴻巣駅周辺などの拠点には都市機能を集積し、誰もが暮らしやすい魅力あるまちづくりを進めます。

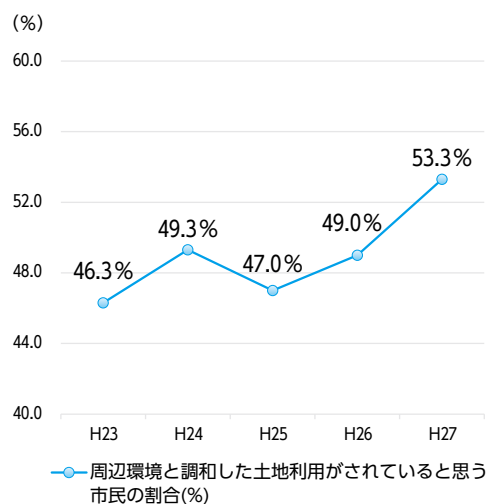
市街化区域内では市街地再開発事業*及び土地区画整理事業*の推進や未利用地*の開発等により、都市基盤が整備された、災害に強く、緑あふれる良好な住宅地を創出します。

国道 17 号沿線や既存工業団地周辺など、企業立地のポテンシャルの高い地域では、周辺環境と調和した新たな工業系の土地利用を検討します。

国道 17 号上尾道路の整備効果を市域全体にもたらすため、アクセス道路の整備を推進するとともに、適切な土地利用の検討を進めます。

本市が、住みやすい・住み続けたいと感じられるまちであるためには、市民・事業者・行政が連携した取組が不可欠であり、「まちづくりルール」の作成支援といった、土地利用の面から地域の課題解決に繋がる支援を充実していきます。

『周辺環境と調和した土地利用がされていると思う市民の割合』の推移



施策を実現する手段	基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
	1 適正な土地利用の促進				
	土地利用構想及び都市計画マスタープランに基づいた、土地の有効利用が進んでいます。	市街化区域内の未利用地割合	4.75%	4.15%	
	2 住みやすい・住み続けたい住環境づくり	地区計画※・建築協定※締結箇所数(累計)	14 地区	15 地区	☆
	定住促進に向け、市の魅力向上と相まって良好な住宅環境が整うとともに、市内で持ち家を持つ人が増加し、住宅購入に伴う転出者が減少します。	住宅購入・借り換えを目的に、他市へ転出した人の割合	8.3%	7.0%	

■ 鴻巣市の都市と緑



鴻巣市都市計画マスタープラン (H21 ~ H37)
 鴻巣市公営住宅長寿命化計画 (H26 ~ H35)
 鴻巣市耐震改修促進計画 (H28 ~ H32)

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資
料

4-2 道路の整備

施策の目指す姿

生活道路※や幹線道路※の整備により、安全性・利便性が向上します。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
幹線道路の整備に関する 満足度 単位 %	79.6	↗	82.0
まちづくり市民アンケートにて、幹線道路の整備状況に対し「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、幹線道路の安全性・利便性を測る指標です。			
生活道路の整備に関する 満足度 単位 %	68.8	↗	72.0
まちづくり市民アンケートにて、生活道路の整備状況に対し「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、生活道路の安全性・利便性を測る指標です。			

取り巻く現状・環境変化

本市では、都市構造の骨格である南北に走る国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパスを軸に、はしご状の道路配置（ラダーパターン）になるよう、計画的に整備が進められています。

近年では鴻巣駅東西交通の円滑化に寄与する三谷橋大間線（荒川左岸通線～旧中山道区間）の開通のほか、鴻巣地域～川里地域間を結ぶ市道 A-1004 号線（渋井橋）の拡幅など、市内交通の円滑化を推進し、交通渋滞の緩和などの効果が生まれております。

一方、本施策に対する市民の満足度は全施策の中では低位にあり、重要度も高位に位置していることから、生活道路を中心とした道路環境の整備は市民生活の整備に必要不可欠な要素といえます。

課題と方向性

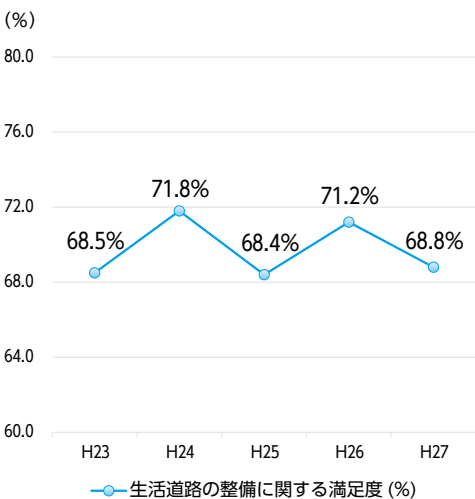
市民の身近な生活道路については、引き続き地域のニーズを把握しながら、狭あい道路の拡幅、側溝新設による有効幅員の確保、雨水対策、凸凹の解消を、効率的・効果的に実施し、安心・安全な道路整備を進めます。

市内外の交通ネットワークの軸となる幹線道路については、交通需要や地域特性を考慮し、段階的に整備するとともに、必要性に応じ整備水準を含めた見直しを検討します。

また、国道 17 号上尾道路の延伸に関連し、周辺道路の円滑な交通アクセスの構築に取り組みます。

道路や橋りょうなどは、交通量の増大や経年劣化などによる損傷・不具合により、安全面はもとより振動、騒音といった生活環境への悪影響も懸念されることから、長寿命化を含めた計画的な改修を推進していきます。

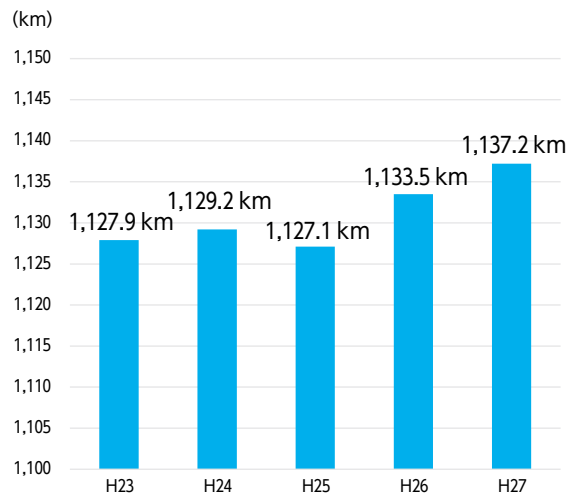
『生活道路の整備に関する満足度』の推移



施策を実現する手段

基本事業名・目指す姿	指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略	
1生活道路の整備					
	道路状況や利用状況を踏まえた、安全な生活道路が整備されています。	生活道路改良延長	3,078 m	3,000 m	
2都市計画道路※・幹線道路の整備					
	都市計画道路、幹線道路を整備することで、利便性の高い市域の交通ネットワークが構築されています。	都市計画道路整備延長【累計】	38.37 km	39.15 km	
		幹線道路整備延長【累計】	121.9 km	122.9 km	
3市が管理する道路の維持管理					
	市が管理する道路が安全に利用できるよう維持管理されています。	道路維持管理上の事故件数	6 件	0 件	
	道路苦情に対する対応件数割合	87.7%	100.0%		

市道延長の推移



鴻巣市都市計画マスタープラン (H21 ~ H37)

鴻巣市橋梁長寿命化計画 (H25 ~ H36)

4-3 雨水対策の推進

施策の目指す姿

浸水・冠水箇所が減少し、市民への被害が軽減されます。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
道路冠水箇所数 単位 件	25	↓	22
1 年間に道路冠水した箇所数であり、雨に強いまちとなっているかを測る指標です。			
宅地など浸水箇所数 単位 件	0	→	0
1 年間に道路以外（宅地等）の浸水（床上・床下）した箇所数であり、雨に強いまちとなっているかを測る指標です。			

取り巻く現状・環境変化

全国的にゲリラ豪雨や台風による被害が年々増加傾向にあり、本市においても、市街地の低い箇所などに雨水がたまる浸水が発生しています。

道路冠水箇所は主に地形に起因する場合が多い中、本市では道路側溝、排水路、雨水幹線^{*}、調整池^{*}などの排水施設整備を着実に進めることで、道路冠水箇所は減少傾向にあります。

課題と方向性

引き続き、台風・集中豪雨などによる浸水箇所を少なくするため、排水施設の整備を進めます。

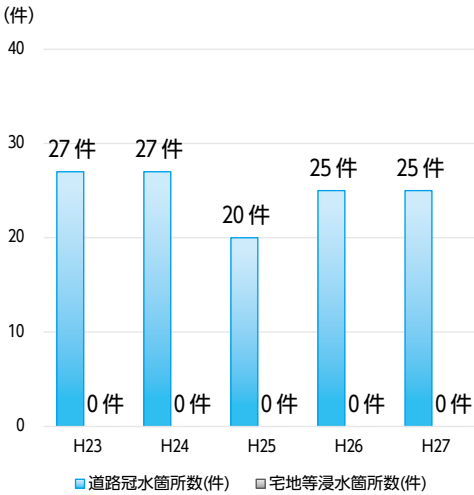
特に、道路冠水の生じている大間地区や、土地区画整理事業^{*}が進行する北新宿地区に対し、計画的に排水施設整備を推進します。

浸水被害の防止には、市民一人一人ができる流出抑制の積み重ねが大きな効果をもたらします。そのため、家庭や事業所においても、雨水の貯留と浸透施設などの整備を促進します。

また、農地のもつ保水・遊水機能にも着目し、乱開発の抑制といった、総合的な雨水対策を他施策と連携し、推進します。

河川を管理する国・埼玉県や流域の関係市町村、武蔵水路を管理する水資源機構とも連携し、治水対策を推進します。

『道路冠水箇所数』『宅地など浸水箇所数』の推移

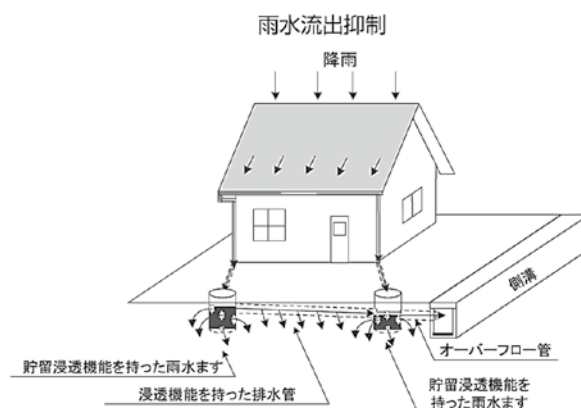


基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 雨水の流出抑制 貯留浸透施設*の設置により、雨水流出が抑制されることで、道路冠水や浸水被害が軽減されます。	流出抑制量（5年間累計）	19,325 m ³	20,000 m ³	
2 排水施設の整備 排水施設の整備、及び既存施設の適切な維持管理により、排水機能を高め、道路冠水や浸水被害が軽減されます。	排水路整備延長	4,076.3 m	4,000.0 m	
	排水施設の修繕割合	75.9%	80.0%	
	調整池延べ容量	259,579 m ³	273,279 m ³	
	雨水幹線の整備延長	6,240 m	6,878 m	

■ 雨水調整池（北新宿）



■ 雨水流出の抑制イメージ



鴻巣市都市計画マスタープラン（H21～H37）

鴻巣市地域防災計画（H24～）

鴻巣市環境基本計画（H25～H34）

4-4 市街地の整備

施策の目指す姿

市街地開発事業※などにより、災害に強く、秩序ある魅力あふれる街並になり、人口増加や土地の有効活用が図られています。

目標指標

秩序ある街区、区画、街並になっていると感じる市民の割合

単位
%

71.5



77.6

まちづくり市民アンケートにて、市街地（駅や住宅街）は、道路幅や土地の区画が整理されて秩序あるまちなみ（街区）が「形成されている」「まあまあ形成されている」「普通」と回答した市民の割合であり、市民の市街地の整備への満足度を測る指標です。

市街化区域※内人口

単位
人

92,466



92,912

市街化区域内の人口であり、人口増加や土地の有効利用を促進する目的である市街地の整備事業の、整備効果を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

市街地の計画的な開発又は整備を図るため、一定の区域について、公共施設の整備とともに、土地の利用増進や建築物の整備を一体的・総合的に進める市街地開発事業として、本市でも「市街地再開発事業※」「土地区画整理事業※」を実施する中、「秩序ある街区、区画、街並になっていると感じる市民の割合」も増加傾向にあります。

本市では「鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業」「北新宿第二土地区画整理事業」「広田中央特定土地区画整理事業」が施行中ですが、人口減少社会の対策として、良好な住環境が供給され市内転入を促進する本事業の重要性は増えています。

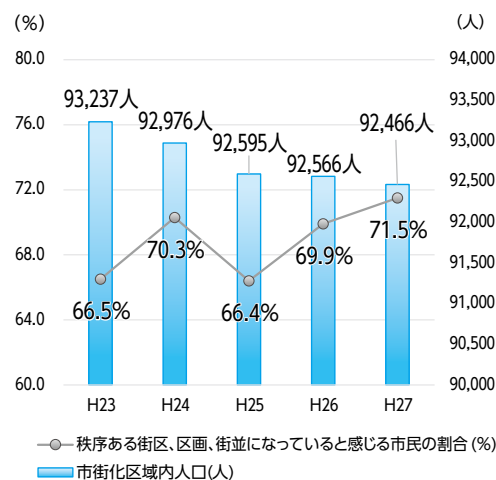
事業区域のみならず周辺地域への波及効果も高く、まちの顔ともなる「鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業」を着実に推進させ、整備済みエリアと一体となった、市の中心拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

景気低迷などの影響もあり、事業が長期化する「北新宿第二土地区画整理事業」及び「広田中央特定土地区画整理事業」については、残事業のコスト縮減に努め、公共施設整備の早期完了させることで、地区内の土地利用及び定住の促進に結びつけます。

老朽化が進行する吹上駅・鴻巣駅自由通路について、JR東日本と連携し、診断調査と必要に応じた修繕・改修を行い、安全性の確保に努めます。

課題と方向性

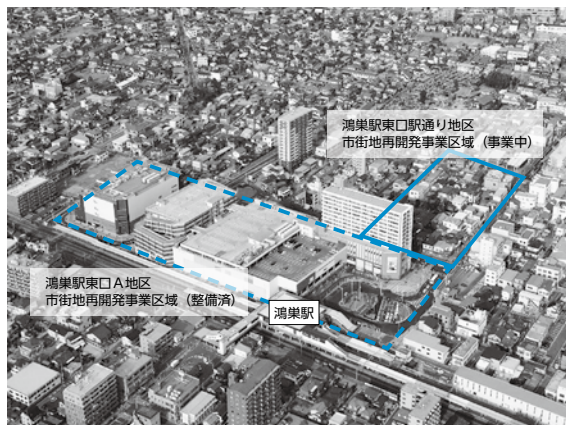
『秩序ある街区、区画、街並になっていると感じる市民の割合』
『市街化区域内人口』の推移



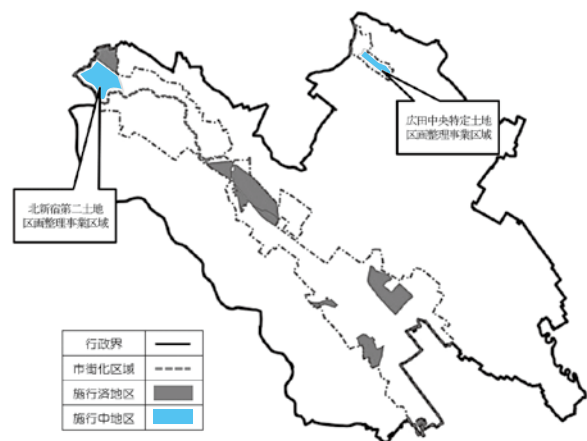
基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	鴻巣中心拠点の充実	再開発地区（A地区、駅通り地区）の公共空地※整備率	73.9%	100.0%	☆
	災害にも強く、にぎわいとまちの顔となる市の中心拠点にふさわしい駅前地区を創出します。	鴻巣駅周辺流動人口（＝地域経済分析システム（RESAS）※における携帯位置情報）	122,075人	122,806人	
2	土地区画整理事業の充実	舗装まで整備が完了している区画街路の整備率	32.3%	49.0%	☆
	土地区画整理事業で良好な住環境を整備し、住み続けたいと思えるまちが創出されています。	仮換地※の整備が完了し、利用が可能になった土地の使用収益開始率※	41.9%	56.4%	
		土地区画整理事業施行区域内人口	2,240人	2,924人	
3	駅及び駅周辺の利便性の向上	駅の利便性（バス、タクシー、送迎車への乗降など）に関する満足度	72.5%	75.8%	
	鴻巣駅、北鴻巣駅及び吹上駅周辺が安全かつ快適に利用できます。				

施策を実現する手段

市街地再開発事業の位置図



土地区画整理事業の位置図



部門別計画

鴻巣市都市計画マスタープラン（H21～H37）

序
論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
政策6
資料

4-5 公園・緑の整備と保全

施策の目指す姿

公園や緑地が整備・保全され、緑とふれあうことができます。

目標指標

身近に緑に親しめる環境がある
と思う市民の割合

単位
%

82.7



84.0

まちづくり市民アンケートにて、緑に親しめる場所・空間に対する満足度について「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合であり、市内の公園・緑地環境に対する充実度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

公園、緑地、緑道は、市民が緑を身近に感じ親しむ場所であるとともに、良好な都市環境の形成や災害時の避難所などとしても重要な役割を担っています。

地球温暖化に代表される地球規模の環境問題に関心が高まっており、都市における緑の保全や緑化の推進など、本市においても身近な緑を守り育てることが重要となっています。

人にも生きものにも住み良い自然環境づくりの実現に向け、市名の由来の一つとも言われ、市民にとってなじみの深いコウノトリ^{*}をシンボルとした「コウノトリの里づくり基本計画」を、平成 27 年に策定しました。

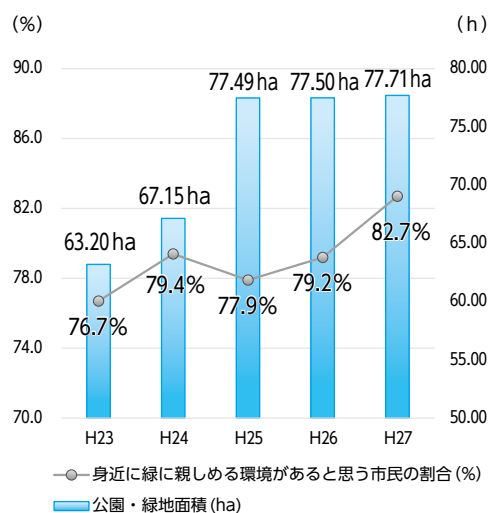
課題と方向性

本市の「市民 1 人あたりの公園（緑地）面積」は県内平均より低い現状にある中で、公園の持つ多面的な機能を重視し、都市公園^{*}の整備を計画的に進めます。

公園などの施設の老朽化が進んでおり、良好な公園・緑地の維持保全のために定期的に遊具などの点検を行い、劣化や損傷を把握し、計画的に補修・改修を行う必要があります。

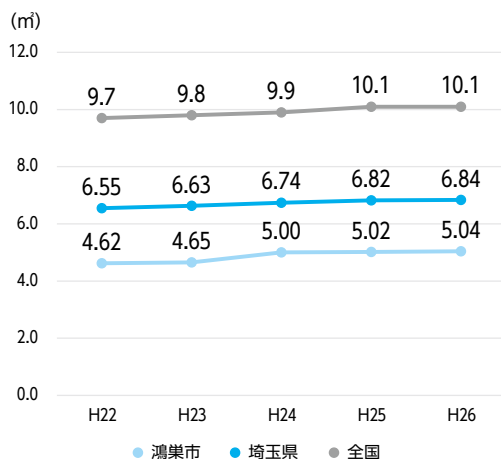
「コウノトリの里づくり基本計画」などの部門別計画に基づき、豊かな自然環境の保全・再生の取組を、市民や事業者、農業生産者、学校などと連携し推進します。

『身近に緑に親しめる環境があると思う市民の割合』『公園・緑地面積』の推移

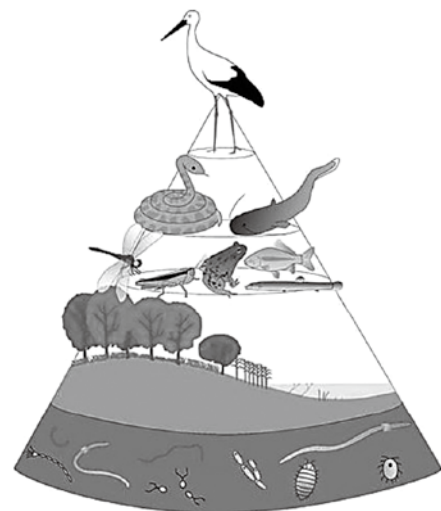


基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 緑の創出				
緑地の確保や公園整備などにより、市民が緑を身近に感じ、親しむことができます。	市民1人あたり公園（緑地）面積	6.53 m ²	7.61 m ²	☆
2 公園・緑の維持管理	住民全体で管理している公園数	39 件	52 件	
公園・緑地が安全で快適に、多くの人が利用する憩いの場所となるよう、市民と行政が協働した管理がされています。	公園に対する満足度	75.0%	76.8%	
	公園についての苦情件数	129 件	100 件	
3 生物多様性※の維持保全				
多様な生きものが生息可能な豊かな自然環境が維持・保全されています。	生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7%	78.7%	☆

■全国・埼玉県・鴻巣市
1人あたり都市公園面積の推移



■コウノトリを頂点とする
水辺生態系ピラミッドのイメージ図



鴻巣市都市計画マスタープラン (H21～H37)
 鴻巣市緑の基本計画 (H21～H37)
 鴻巣市森林整備計画 (H25～H34)
 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画 (H27～H31)

5-1 商工業の振興

施策の目指す姿

企業誘致や新規創業、既存企業継続経営の支援により、雇用が創出され、地域経済が活性化しています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
法人市民税額 単位 千円	796,998	↑	904,950
市内事業所数 (確定申告に基づく法人登録件数) 単位 件	2,149	↑	2,275

市内の法人市民税額（均等割と法人税割の合計）であり、市内産業の経済的活性度を測る指標です。

確定申告に基づく市内の法人登録件数であり、市内の事業者動向を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

商業の振興に対する市民の満足度は増加傾向にあるものの全施策の中では低位に位置しています。また、重要度も高位に位置しており、市民生活の向上のために重点的に取り組む必要があります。

平成 27 年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間について全線開通が果たされ、企業の進出に関する問い合わせも増加傾向にあります。

平成 25 年には、ジョブサポートこうのすがエルミこうのすアネックスに開設され、就労相談が行いやすくなっています。

課題と方向性

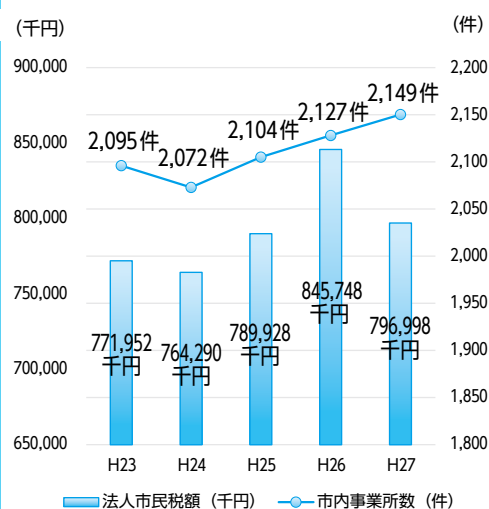
地域経済の縮小が、人口減少への流れを加速化させている主要因と捉え、地域のにぎわいの創出を目指し、地域経済の仲介・指南役ともいえる商工会との連携を強化します。

第 4 次産業革命*と呼ばれる近年の技術革新や、圏央道や国道 17 号上尾道路の開通といった機会を捉え、新規企業の誘致と既存企業の設備投資への支援を重点的に取り組み、働く場の維持・創出を目指します。

商工業活性化において、新しい発想をもつ意欲的な起業家や事業者の発掘が不可欠であり、チャレンジ・初動期支援を積極的にサポートします。

雇用の質の向上が、施策全体の底上げに繋がるものであり、特に就業者のワークライフバランス*の確立を図り、子育てしながらも働き続けられる環境づくりに取り組みます。

『法人市民税額』『市内事業所数』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	事業所の経営支援と 市内購買力向上	黒字化している事業所数（割合）	82.8% (H24)	88.6%	☆
		事業所の経営改善がされ、安定 経営する事業所が増加すると ともに、市内購買力が向上します。	廃業事業所数	59 件	
			日用品・食料品を市内で買う 市民の割合	78.0%	
2	企業誘致・定着の 推進	企業誘致件数（5年間累計）	14 件	19 件	☆
		企業が進出・継続経営がされ、 地域雇用が維持・増加しま す。	市内法人従業者数	21,449 人	
3	創業・事業開発の 支援	新規法人登録件数	95 件	104 件	☆
		企業間・産官学での事業研究・ 開発が進み、新規創業が増加し ています。	起業、研究など相談件数（延べ）	0 件	
4	就労の促進と働きや すい職場づくり	市内の新規求職者数	728 人	1,033 人	☆
		求人情報の拡充や企業支援によ り、市内の就労状況を向上させ ます。	ジョブサポートこうのすにおける 就職者数	331 人	
		企業の協力・支援などにより、 働く環境を向上させます。	埼玉県多様な働き方実践企業 [※] 数 【累計】	41 企業	

鴻巣市創業支援事業計画（H28～H32）

5-2 農業の振興

施策の目指す姿

農業としての作付面積や生産規模を維持し、安定経営・付加価値化で農業所得が増加します。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
耕作放棄地※面積 単位 ha	10.1	↓	7.8
市内で耕作放棄地であった面積の総計であり、市内農地の活用状況を測る指標です。			
農業法人税割額 単位 千円	456	↑	600
市内の農業法人市民税割額の合計であり、市内農業の経済的活性度を測る指標です。			
農産物収穫量（米、麦、大豆） 単位 t	米 9,980 麦 1,280 大豆 (H26) 55	↑	米 10,670 麦 1,350 大豆 59
埼玉県農林水産統計年報に示される市内の「米」「麦」「大豆」の年間生産額であり、主要農産物の生産動向を測る指標です。			
花き出荷額 単位 千円	1,894,352	↑	1,900,000
鴻巣花き(株)及び川里花卉出荷協議会の取引にて市内生産者より卸された花きの出荷額であり、本施策の主力産業である花き産業の生産動向を測る指標です。			

取り巻く現状・環境変化

農地には生産の場以外にも、やすらぎある景観の創出、降雨時の貯水、多様な生物の生息環境など、多面的な機能を担っています。

都市化の進展・担い手の高齢化や後継者不足により、本市においても、平成 17 年に 2,441 件であった農家数が平成 27 年時点で 1,976 件まで減少しています。

耕作放棄地が全国的にも問題となっており、農地利用集積に向け、埼玉県に農地中間管理機構※が設置されました。

本市が全国に誇る「花き栽培」においても、食料品以上に景気動向に影響されやすく、近年売上が低迷しています。

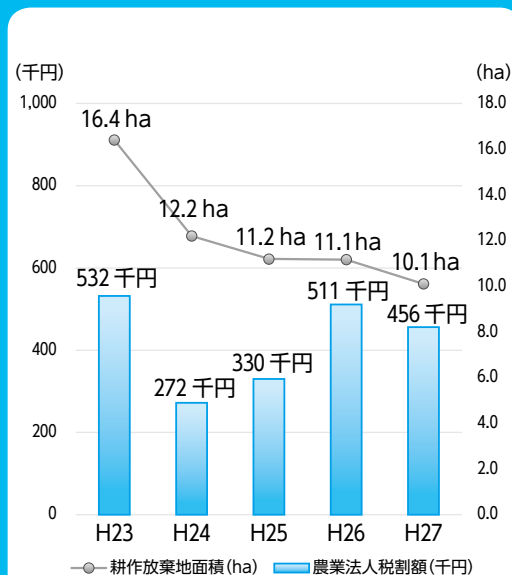
課題と方向性

認定農業者※や農地所有適格法人※など、農業に意欲的な農家は増加傾向にあり、農地の集約や農地を貸したい人へのマッチング、経営改善などを後押しすることで、担い手の増加と生産性の向上を目指します。

農業がしやすい優良農地の確保のため、圃場※整備・水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備を進めます。

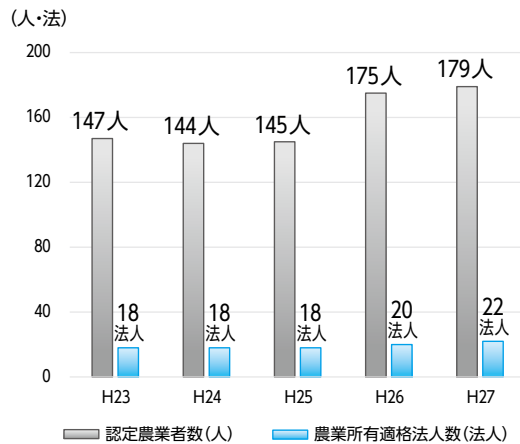
農業経営の安定化には、付加価値を生み出す質の高い生産体制を確立するとともに、市内外で消費される環境づくりが不可欠であり、販促拠点としての道の駅を創設するなど、農作物の流通・販路拡大に積極的に取り組みます。

『耕作放棄地面積』『農業法人税割額』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 担い手確保と農業経営継続への支援 経営安定への支援などを活用し、地域農業の担い手が確保されています。	認定農業者数	179 人	200 人	☆
	農地所有適格法人数	22 法人	30 法人	
2 生産基盤の整備 災害にも強く、生産効率の高い耕作環境になっています。	かんがい排水路※整備率	79.2%	81.4%	
	新たに圃場整備された面積 (5年間累計)	0 ha	89.4 ha	
3 地産地消※の推進と競争力の強化 地域で生産された農産物を知ってもらい、市内・市外を問わず積極的に消費される環境を整えます。	学校給食における米の消費量	76.8 t	74.6 t	☆
	農産物直売所の販売高	16,310 千円	20,000 千円	
	鴻巣市産の農産物や花を、市内店舗や直売所で購入している市民の割合	80.0%	85.0%	

■認定農業者、農地所有適格法人の推移



鴻巣市農業振興地域整備計画 (H24 ～ H29)

鴻巣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (H28 ～)

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資
料

5-3 観光の振興

施策の目指す姿

観光客数が増加することによって、市の認知度が高まり地域経済が活性化しています。

目標指標

観光客入れ込み客数

単位
人

1,557,620



1,890,000

主催者が発表する各イベントや観光での入れ込み客の総数であり、市内の観光としての集客力を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

鴻巣市の4大イベントである「こうのす花火大会」、「こうのす花まつり」、「鴻巣びっくりひな祭り」、「コスモスフェスティバル」を含め、観光入れ込み客数は増加しています。

平成24年に一般財団法人鴻巣市観光協会が発足し、市の観光推進体制が確立し、官民一体となった観光資源のPRや掘り起こしを推進しています。

本市の観光資源には、「忍城」水攻めの際に石田三成が築いた「石田堤」や伊奈忠次・忠治、真田信之の妻小松姫の墓所がある「勝願寺」などがありますが、全体的に知名度は低く、イベント以外の観光客は少ない状況です。

課題と方向性

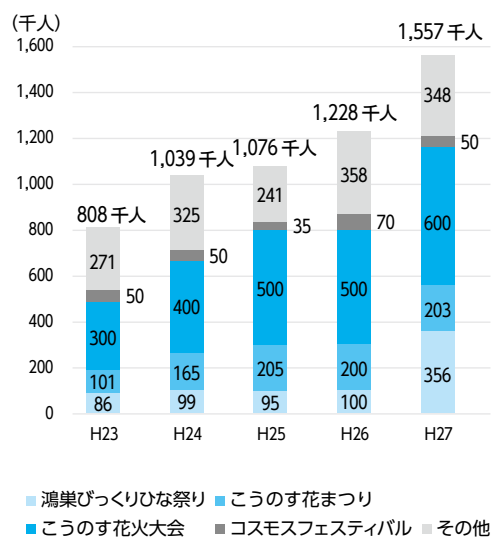
本市の観光はイベント観光が主体であり、リピーター獲得による地域経済の活性化に向けた、継続的な質の向上と積極的な情報発信が課題です。

そのため、イベント単体への参画ではなく、継続的に本市に来訪し滞在していただける仕組みの強化に取り組めます。

地域力向上・地域活性化のためには、市民・民間事業者などの新しい視点が不可欠であり、個性あふれる独創性と先駆性がある事業に対し、支援を行います。

観光拠点としての魅力を有する『産業観光館「ひなの里」』、『花と音楽の館かわさと「花久の里」』を有効的に活用していただけるよう、観光情報の充実化や新しいイベントの創出に努めます。

『観光客入れ込み客数
(うち4大観光イベント)』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値(H27)	目標値(H33)	総合戦略
1 情報発信、魅力PRの強化 鴻巣市の観光情報が分かりやすく整理され、多くの方が見えます。 各種媒体を活用して、鴻巣市がPRされています。	市、観光協会のHPのイベント情報へのアクセス件数	170,480 件	250,000 件	☆
	マスコミへの露出件数 新聞（朝日、毎日、読売、埼玉） テレビ、ラジオ	— (H28 新規取得)	20 件	
2 観光施設の活用の促進と維持管理 観光施設の活用が促進され、安全・快適に利用することができます。	観光施設利用者からの施設利用に関する苦情件数	0 件	0 件	
	観光施設の年間利用者数	127,644 人	161,000 人	

鴻巣市の4大観光イベント

■ 鴻巣びっくりひな祭り



■ こうのす花まつり



■ こうのす花火大会



■ コスモスフェスティバル



6-1 コミュニティ活動の推進

施策の目指す姿

地域のコミュニティが活発に展開され、市民活動が活発に行われています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
過去 1 年間に自治会活動に参加したことがある市民の割合 単位 %	40.3	↑	45.0
まちづくり市民アンケートにて、自治会活動に「参加している」「ときどき参加している」と回答した市民の割合であり、コミュニティ形成の充実度を測る指標です。			
ボランティア・NPO 活動を行った市民の割合 単位 %	7.6	↑	13.0
まちづくり市民アンケートにて、ボランティア・NPO 活動に対し「活動している」と回答した市民の割合であり、市民活動の活性度を測る指標です。			

取り巻く現状・環境変化

平成 24 年に「鴻巣市自治基本条例*」が施行され、地方自治を担う市民・事業者・議会・行政の役割と責務を定め、それぞれが協働し、さらに住みよく活力のあるまちにしていけるルールを定めています。

平成 25 年には市民活動センターが開設され、ボランティア団体の活動拠点が整備されました。平成 27 年度末で 221 団体が登録しています。

価値観の多様化や高齢化から地域コミュニティ離れが進む中、自治会加入率は 80%を維持していますが、減少傾向にあり、宅建協会と連携して新築・中古住宅への転入者に自治会加入促進チラシの配布を実施しています。また、未加入者に対しては、各地区自治会連合会による加入促進を依頼しています。

住民同士の交流が希薄化しつつある中、今後の地域コミュニティの在り方を、市民・地域とともに検討する必要があります。

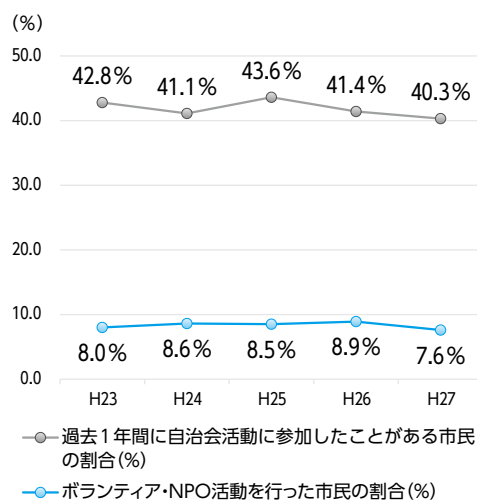
そのための土台として、地域の活動に参加しやすい仕組みづくりや市民協働の意義を広める啓発を促進します。

課題の共有化と解決策として市内に多様な活動が存在する環境づくりを強化し、ボランティアや NPO の活用、自治会の会員同士の交流により、地域の課題は地域で解決していくという意識の醸成づくりに努めます。

老朽化したコミュニティ施設の修繕や、地域の実情に合わせた運営方法の検討などが課題となっており、市民ニーズに即した、民間活力導入など適正かつ安全に利用できる方法を検討します。

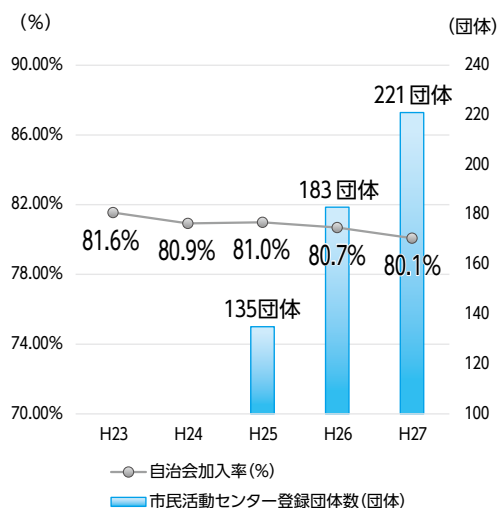
課題と方向性

『過去 1 年間に自治会活動に参加したことがある市民の割合』
『ボランティア・NPO 活動を行った市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿	指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1 地域コミュニティ活動の充実	自治会加入率	80.1%	81.0%	☆
自治会活動に、より多くの市民が参加し、活発な活動が行われています。	自治会活動に参加したいと思う市民の割合	67.6%	75.0%	
2 市民活動の推進・支援	市民活動団体など登録数	221 団体	310 団体	☆
NPO やボランティア団体などが自主的に活動する環境が整っています。	市民活動センターの利用者数	169,693 人	220,000 人	
	ボランティア活動に参加したいと思う市民の割合	44.4%	50.0%	
	地域花づくり団体数	13 団体	20 団体	
3 コミュニティ施設の活用推進と維持管理	ボランティアや自治会活動を行うための会議や打合せの場所の確保に困る市民の割合	34.3%	25.0%	
自治会活動やボランティア活動を行うための「場」が確保され活用されています。	コミュニティ施設の利用者数	81,583 人	106,000 人	
	コミュニティ施設の不具合による利用支障件数	0 件	0 件	

■「自治会加入率」及び「市民活動センター登録団体」の推移



6-2 開かれた市政の推進

施策の目指す姿

鴻巣市及び市政に関心を持ち、市民協働のまちづくりが進められています。

目標指標

鴻巣市・市政に関心を持っている市民の割合

単位
%

66.0



70.0

まちづくり市民アンケートにて、「鴻巣市の行事・イベントやまちづくり、市の財政等について、関心がありますか」の問いに対し「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した市民の割合であり、市民の市政への関心度を測る指標です。

市民協働のまちづくりが進められていると思う市民の割合

単位
%

54.7



58.0

まちづくり市民アンケートにて、「鴻巣市が市民と行政が協力・協働したまちづくりを進めていると思いますか」の問いに対し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合であり、市民協働のまちづくりの充実度を測る指標です。

取り巻く現状・環境変化

多様化・複雑化する課題やニーズにきめ細やかに対応するためには、市政への市民参画が必要であり、地域懇談会の開催や審議会での公募委員割合の増加に取り組んでいます。

積極的な情報公開として、審議会議事録の公開や意見公募（パブリックコメント）*を行っています。

自治会加入率が減少傾向にある中、広報紙の世帯配布率が低下する一方、ホームページへのアクセス件数は増加しており、市民のインターネットからの情報入手が進んでいます。

課題と方向性

市長への手紙・メールや職員出前講座など、多様な広聴チャンネルを提供することにより、引き続き、市民からの声を的確に把握し、市政への関心を高めていきます。

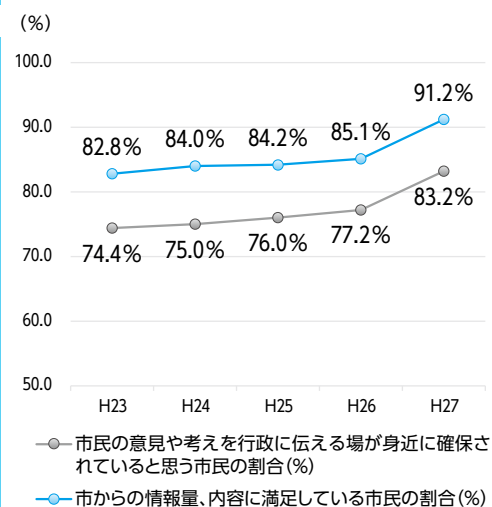
行政情報を的確に市民に伝えていくために、継続的に広報こうのす「かがやき」と「ホームページ」の内容の向上や見やすさの改善などに取り組めます。

市政運営の方向性を定める審議会への積極的な市民参加などに、引き続き努めます。

本市の子育て施策をはじめとする、住む人にとっての魅力ある事業を発信するために、広報の果たす役割は非常に重要です。

転入増加・転出抑制のため、市内外を問わず、鴻巣市の知名度向上や住みやすさなど、まちの魅力を伝える「シティプロモーション*」を重点的に進めます。

『市民の意見や考えを行政に伝える場が身近に確保されていると思う市民の割合』
『市からの情報量、内容に満足している市民の割合』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	総合戦略
1	広聴の充実	市民の意見や考えを行政に伝える場が身近に確保されていると思う市民の割合	83.2%	84.0%	
	市民の様々な声が的確に把握され、行政に届いています。	市民の声を聴くための各種チャンネルへの参加総数	3,197 人	3,360 人	
2	広報の充実	市からの情報量、内容に満足している市民の割合	91.2%	92.0%	
	行政の情報が市民に十分に伝わっています。	ホームページのアクセス件数	1,196,515 件	1,300,000 件	
		広報紙の閲読率	87.3%	87.3%	
3	市民参画の機会づくり	附属機関における公募委員の割合	27.7%	30.0%	
	市民の行政運営などへの参加の機会を充実させます。				
4	情報公開の推進	情報公開に係る公開決定変更件数	1 件	0 件	
	行政情報が積極的に公開され、市政への市民の理解と信頼が深められています。	議事録を公開している審議会などの割合	100%	100%	
5	シティプロモーションの推進	シティプロモーション活動のプレスリリース件数	7 件	12 件	☆
	まちの魅力を発信することにより、市の知名度や好感度が高まり、市への転入者が増加しています。	この1年間で知人・友人に対し、鴻巣市の魅力を伝えたことのある市民の割合	83.6%	90.0%	
		ホームページを見て、鴻巣市に魅力を感じて転入した割合	10.5%	20.0%	

6-3 効率的な行財政運営の推進

施策の目指す姿

効果的で効率的な行財政運営が、安定的かつ継続的に行われています。

目標指標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標の方向	目標値 (平成 33 年度)
施策成果目標の達成率	—	↗	100.0
本基本計画で定める全 28 施策の成果目標（45 目標指標）の達成割合であり、前期基本計画の成果を測る指標です。目標として 100% の達成をめざします。			
経常収支比率 [※]	89.5	→	89.5
市財政の弾力性を表す数値で、財政状況の安定性を測る指標です。この数字の比率が高いほど財政状況が硬直化していることを示し、国・県では 95% 以上になると要注意としています。			

取り巻く現状・環境変化

合併から 15 年で合併特例債の起債の終了を迎えることや、人口構造の変化に伴う義務的経費[※]などの増加で、今後の財政見通しはさらに厳しくなることが予想されます。

本市の公共施設等も老朽化が進行しており、施設自体の在り方を踏まえた、計画的な改修・更新・統廃合の方向性を定める必要があります。

マイナンバー[※]など高度な個人情報扱うことから、セキュリティ強化対策に取り組むとともに、データを有効活用し市民サービスに還元する取組が求められています。

市職員を取り巻く環境では、合併によるスケールメリットを活かし、合併時から職員を 180 人余り削減し、効率的な行政運営を推進してきました。また地方公務員法が改正され、より高い能力を持った職員を育成することを目的とした人事評価制度が義務付けられました。

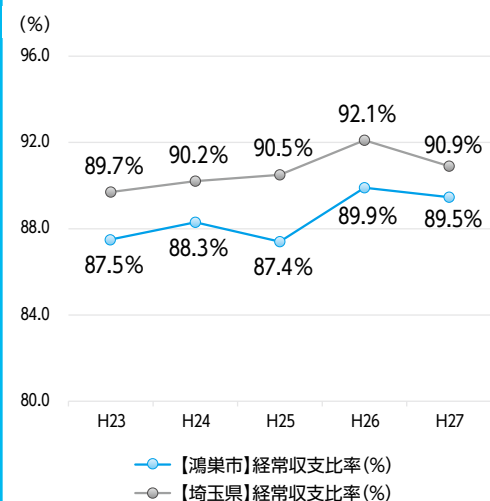
課題と方向性

持続的な行政経営のために、「収納率向上」などによる安定財源の確保と、「新地方公会計制度[※]導入」や「行政評価等による PDCA サイクル」による限られた資源の有効活用を心がけ、総合振興計画に掲げた成果目標の達成を目指します。

公共施設の今後の在り方の指針となる「公共施設等総合管理計画[※]」を策定し、市民サービスの低下を招くことなく、計画的かつ効率的な公共施設の管理を推進していきます。

多様な市民ニーズに応えるために、人事評価等を活用した人材育成を進めるとともに、「民間活力の導入」を積極的に行い、質の高い行政運営を行います。

『経常収支比率（鴻巣市・埼玉県平均）』の推移



基本事業名・目指す姿		指標名	現状値（H27）	目標値（H33）	総合戦略
1	健全な財政運営の推進	財政力指数	0.742	0.700	
		将来負担比率	26.5%	50.0%	
		実質公債費比率	3.5%	3.0%	
適正な予算編成・執行などがなされ、持続可能な財政運営がなされています。					
2	成果を重視した行政経営の推進	基本事業成果目標の達成率	—	100.0%	
		PDCA サイクルに基づいた行政運営が行われています。			
3	公共施設等マネジメントの推進	市民 1 人あたりの公共施設等維持管理費	2,915 円	3,000 円	☆
		公共施設（建築物）総数	159 施設	154 施設	
公共施設に係る行政コストの縮減を図りつつ、公共サービスのパフォーマンス向上がなされています。					
4	情報の適切な管理・提供	個人情報漏えい件数	1 件	0 件	
		基幹系システム（税・住民基本台帳）の安定稼働率	99.9%	100%	
		庁内ネットワークの安定稼働率	99.9%	100%	
市の情報が適切に管理された中で、ICT などの環境整備が促進されることで、市民サービスが安定的・効率的に提供されています。					
5	効果的・効率的な組織体制の構築	適材適所の人材配置がなされていると思う市職員の割合	70.1%	80.0%	
		民間活力導入件数	83 件	90 件	
民間活力の導入も含めた、効果的・効率的な組織を実現します。					
6	市民に応える人材の育成	職員の対応や仕事ぶりに満足している市民の割合	80.3%	85.0%	
		資質が向上していると思う市職員の割合	70.9%	80.0%	
		質の高い業務を遂行していると思う市職員の割合	72.8%	80.0%	
市職員の資質向上が図られ、質の高い業務が行われています。					

資料

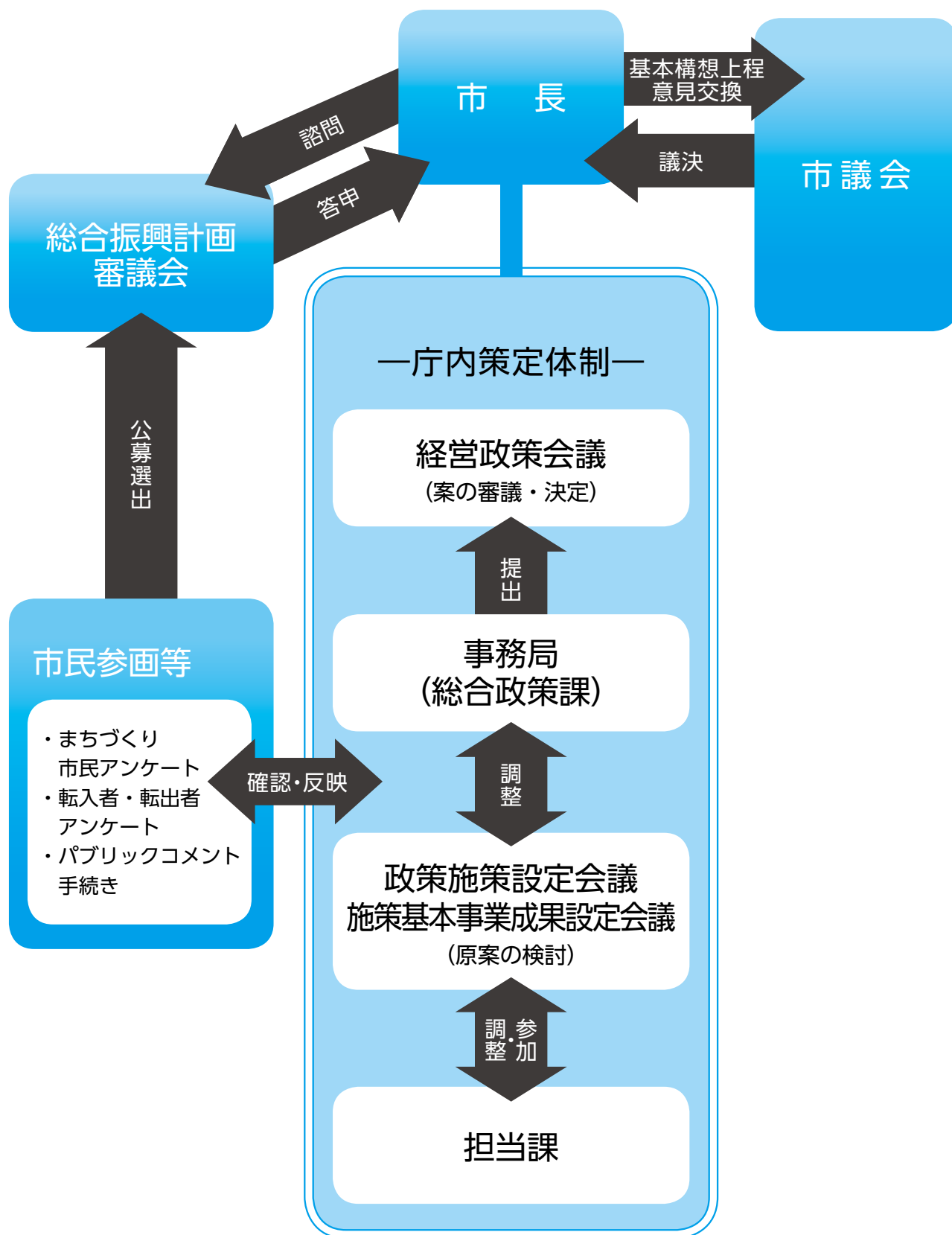
- I 第6次鴻巣市総合振興計画 策定経緯
- II 鴻巣市自治基本条例
- III 鴻巣市総合振興計画審議会条例
- IV 鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿
- V 第6次鴻巣市総合振興計画(案)について(諮問)
- VI 第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)について(答申)
- VII 第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)について(答申)
- VIII 用語解説

第6次鴻巣市総合振興計画 策定経緯

年度	日程	会議名等	内容
平成 27年度	4月1日	第6次鴻巣市総合振興計画 策定作業開始	
	4月15日～5月7日	平成27年度まちづくり市民アンケート	18歳以上の市民4,000人を無作為に選びアンケートを実施
	8月17日～ 9月4日	転入・転出者アンケート	平成26年度中に鴻巣市に転入・転出した日本人世帯主4,225人を対象にアンケートを実施
	9月8日	第12回経営政策会議	アンケート等の基礎調査内容の確認と、政策施策設定会議、施策基本事業成果設定会議内容を審議
	10月5日、7日、13日	政策施策設定会議	政策及び施策体系の検討
	11月4日	第16回経営政策会議	政策施策設定会議内容を踏まえた政策・施策体系と、重点分野設定の方向性を審議
	11月16日、17日、 25日、26日	施策基本事業成果設定会議	施策及び基本事業の体系及び成果指標を検討
	12月17日	第19回経営政策会議	鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について審議
	1月18日	部長・副部長会議	施策及び基本事業体系と基本事業重点分野の検討
	1月20日	土地利用構想調整会議（第1回）	土地利用構想に係る部課による検討会議
	2月2日	第22回経営政策会議	施策及び基本事業体系の審議
	2月12日	土地利用構想調整会議（第2回）	土地利用構想に係る部課による検討会議
	3月22日～ 4月22日	鴻巣市総合振興計画審議会委員の公募	募集人数6名（24名応募）
	3月24日	鴻巣市議会3月定例会全員協議会	第6次鴻巣市総合振興計画策定の方向性とスケジュールについて説明
平成 28年度	4月6日	土地利用構想三役会議	土地利用構想に関する三役協議
	4月15日～ 5月9日	平成28年度まちづくり市民アンケート	18歳以上の市民4,000人を無作為に選びアンケートを実施
	4月20日	土地利用構想調整会議（第3回）	土地利用構想に係る部課による検討会議
	4月22日	土地利用構想三役会議	土地利用構想に関する三役協議
	5月10日	第4回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想（素案）の審議
	5月18日～ 6月17日	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）	意見者：12名、意見数：29件
	6月21日	第7回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想（案）の審議
	6月22日	鴻巣市議会6月定例会全員協議会	第6次鴻巣市総合振興計画策定方針及び基本構想（素案）について説明

年度	日程	会議名等	内容
平成 28年度	6月25日	第1回鴻巣市総合振興計画審議会	1) 第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案) 2) 第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案) の諮問
	7月5日	第8回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)の審議
	7月9日	第2回鴻巣市総合振興計画審議会	基本構想(案)の審議
	7月19日	第9回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)の審議
	8月6日	第3回鴻巣市総合振興計画審議会	前期基本計画(案)の審議(分科会審議)
	8月20日	第4回鴻巣市総合振興計画審議会	前期基本計画(案)の審議(分科会審議)
	8月22日～ 9月21日	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)に対する 意見公募(パブリックコメント)	意見者: 8名、意見数: 48件
	9月10日	第5回鴻巣市総合振興計画審議会	前期基本計画(案)の審議(分科会審議)
	9月27日	鴻巣市議会9月定例会全員協議会	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)について 説明
	10月15日	第6回鴻巣市総合振興計画審議会	基本構想(案)の審議
	10月27日	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)について 鴻巣市総合振興計画審議会から答申	審議会正副会長から市長に答申
	11月1日	第16回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)の審議
	11月5日	第7回鴻巣市総合振興計画審議会	前期基本計画(案)の審議
	11月25日	鴻巣市議会12月定例会	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)を議案上 程(議案第90号)
	12月10日	第8回鴻巣市総合振興計画審議会	前期基本計画(案)の審議
	12月15日	鴻巣市議会12月定例会	第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)を議決 (議決第100号)
	1月10日	第20回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)の審議
	1月16日～ 2月14日	第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)に 対する意見公募(パブリックコメント)	意見者: 2名、意見数: 5件
	2月18日	第9回鴻巣市総合振興計画審議会 第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)に ついて答申	前期基本計画(案)の審議 審議会から市長に答申
	3月7日	第24回経営政策会議	第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画(案)の審議
	3月24日	第6次鴻巣市総合振興計画 策定	

(参考：策定体制 体系図)



鴻巣市自治基本条例

○鴻巣市自治基本条例

平成 24 年 6 月 28 日条例第 24 号

前 文

鴻巣市は、埼玉県のおぼ中央部に位置しています。
その歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで、遡ることができます。
江戸時代に入って中山道が定められると、交通の要衝となり、県内屈指の宿場として繁栄し、また、旅人が休息する間（あい）の宿（しゅく）としても栄えました。

そして同時代には、人形作りが始められるとともに新田開発も進み、伝統工芸と美しく豊かな田園が、今日に受け継がれています。
鴻巣市は、まちづくりを支える「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、貴重な財産を有しています。
こうした先人たちの築き上げてきた豊かで恵まれたまちを次の世代へと引き継いでいくため、市民及び市を挙げて、市民自治の実現を目指します。
そもそも、まちづくりの主役は市民であり、市民が主体であります。市民は、自らのために、決定し、行動し、その成果を享受するとともに、その責任も市民自らが負うものです。

一方、まちづくりが、広域にわたったり、大規模なものであったり、高い専門性を有することなどから、個々の市民自らの努力はもとより、地域を中心とする多くの市民が共に助け合ってもなお、解決が容易ではない課題が存在することも事実です。
そのため、市民は、必要な財源を負担し、それらの課題の解決を市に信託し、市は、それぞれの果たすべき役割、与えられた権限及びその責任を十分に自覚し、市民の信託に応えなければなりません。
市民及び市は、この基本理念を尊重し、情勢の変化に適応した市民自治が確立されるよう、不断の努力を重ねていきます。
ここに、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市の責務並びにまちづくりに関する制度、仕組みその他の基本的事項を定めることにより、参加及び協働によるまちづくりの推進を図り、もって活力に満ちた暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する個人をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体及び市内に通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) まちづくり 住みよい、豊かで活力のあるまちをつくるためのすべての公共的活動をいう。
- (4) 参加 市の施策について、計画、実施、評価等に主体的に加わることをいう。
- (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任の下、対等な立場で連携し、及び協力することをいう。
- (6) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

第 2 章 基本原則

(基本原則)

- 第 3 条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報について共有することを原則とする。
2 市長その他の執行機関は、市民に参加の機会の充実を図ることを原則とする。
3 市民及び市は、それぞれの立場を理解して信頼関係を深め、協働によるまちづくりを推進することを原則とする。

第 3 章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

- 第 4 条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。
2 市民は、まちづくりの主体として参加する権利を有する。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、主体的にまちづくりに加わり、自らが持つ経験、知識及び能力を活用して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。
2 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

第 4 章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

- 第 6 条 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。
2 議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。
3 議会は、議会に関する情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

- 第 7 条 議員は、市民の意思を把握し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供しよう努めなければならない。
3 議員は、政策立案能力を発揮するために常に自己研さんに励むものとする。

第 5 章 市長等の責務

(市長の責務)

- 第 8 条 市長は、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
2 市長は、市民の意見を適切に反映させた市政を実現するため必要な施策を講ずるものとする。
3 市長は、効率的な市政運営を図るため、適切な人員の配置に努めるとともに職員の能力を向上させ、職員を指揮監督するものとする。

(市長を除く執行機関の責務)

- 第 9 条 市長を除く執行機関は、その設置目的に応じた権限と責任において、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
(職員の責務)

- 第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。
3 職員は、積極的に市民と連携し、まちづくりを推進するものとする。

第 6 章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開、提供及び共有)

- 第 11 条 市は、市民に対し、適正に市政に関する情報の公開及び提供を行わなければならない。
2 市民及び市は、まちづくりを推進するため、情報を共有するものとする。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

(個人情報の保護)

第12条 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、当該個人情報を保護しなければならない。

第7章 参加及び協働

(参加及び協働の推進)

第13条 市民及び市は、参加及び協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市長その他の執行機関は、参加によるまちづくりを推進するに当たり、市民が様々な参加の機会を得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長その他の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民の自主的及び自立的な活動を尊重するものとする。

(審議会等の委員の選任)

第14条 市長その他の執行機関は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するときは、公募による市民を加えるよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第15条 市長その他の執行機関は、市の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除きその内容を公表し、市民に意見を求めなければならない。

(コミュニティ)

第16条 市民は、自治会、町内会その他の地域で活動する公共性の高い団体に加わるよう努めなければならない。

2 市長その他の執行機関は、前項の団体の自主的及び自立的な活動を尊重し、必要な支援をしなければならない。

3 市長その他の執行機関は、第1項の団体以外の団体が行う公共的活動を支援することができる。

(住民投票)

第17条 本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その旨を公表し、意見を付けて議会に付議しなければならない。

3 議員及び市長は、住民投票に関する発議を行うことができる。

4 市民及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

5 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 市政運営

(基本構想)

第18条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。

(行政手続)

第19条 市長その他の執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(説明責任)

第20条 市長その他の執行機関は、施策の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長その他の執行機関は、市民の意見、要望等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、適切に処理しなければならない。

(財政運営)

第22条 市長は、健全な財政運営に努め、財政に関する事項を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(施策に関する評価)

第23条 市長その他の執行機関は、施策の必要性、効率性等を数値等で客観的に把握して評価しなければならない。この場合において、評価の実施に当たっては、市民に意見を求めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、評価の結果を市民に公表するとともに、その結果を市政に反映させるものとする。

第9章 危機管理

(危機管理)

第24条 市は、地震、水害、火災その他の不測の事態（以下「災害等」という。）の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を守るための計画及び市民との情報共有の仕組みを整備するものとする。

2 市民は、災害等の発生時に互いに助け合えるよう、日常的な交流に努めるものとする。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るよう努めなければならない。

第10章 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第25条 市は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と対等な立場で連携し、及び協力するよう努めなければならない。

2 市は、国及び県に対し施策の改善等に関する意見又は提案を行うものとする。

第11章 この条例の見直し

(この条例の見直し)

第26条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、この条例の規定について検証し、必要に応じてこの条例を見直さなければならない。

(自治基本条例審議会の設置)

第27条 市長は、前条の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより鴻巣市自治基本条例審議会を設置する。

第12章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治に関する基本的な規範であり、市民及び市は、この条例を尊重するものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

第13章 事業者等への準用

(事業者等への準用)

第29条 第2条第5号、第3条、第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第19条から第24条まで及び前条の規定については、事業者等について準用する。この場合において、「市民」とあるのは「事業者等」と読み替えるものとする。

2 事業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を深く自覚し、地域社会との連携及び協力を図り、まちづくりに貢献するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

鴻巣市総合振興計画審議会条例

○鴻巣市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、鴻巣市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関する事項を調査し、及び審議するため、鴻巣市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者 9 人以内

(2) 公募による市民 6 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

序

論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

鴻巣市総合振興計画審議会委員名簿

任期：平成 28 年 6 月 25 日から
平成 29 年 2 月 18 日まで

氏 名	委員 区分	所属・役職名など	備 考
内 田 知 宏	識見	昭和女子大学講師、人間総合科学大学講師、東京立正短期大学講師、復興庁本庁政策調査官	会 長
酒 巻 貞 夫	公募	公募選出	副会長
吉 田 浩 子	公募	//	
今 井 真美子	公募	//	
関 口 知 子	公募	//	
武 井 彩 乃	公募	//	
山 口 航 大	公募	//	
寺 崎 孝 雄	識見	環境衛生連合会（常任理事）	
鵜 飼 浩 美	識見	社会福祉協議会（参事）	
細 沼 孝	識見	民生委員・児童委員協議会連合会（副会長）	
丸 山 まゆみ	識見	教育委員会（委員）	
田 尻 要	識見	ものづくり大学大学院教授 都市計画審議会（会長）	
鈴 木 将 浩	識見	鴻巣北本青年会議所（副理事長）	
石 渡 健 司	識見	農業委員会（会長）	
羽 鳥 守	識見	自治会連合会（監事）	

第6次鴻巣市総合振興計画（案）について（諮問）

鴻 総 政 第 44 号

平成 28 年 6 月 25 日

鴻巣市総合振興計画審議会 会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久

第6次鴻巣市総合振興計画（案）について（諮問）

このことについて、鴻巣市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想（案）
- 2 第6次鴻巣市総合振興計画前期基本計画（案）

序
論

基本
構想

基本
計画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想（案）について（答申）

平成 28 年 10 月 27 日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市総合振興計画審議会
会 長 内 田 知 宏

第6次鴻巣市総合振興計画 基本構想（案）について（答申）

平成 28 年 6 月 25 日付け鴻総政第 44 号で諮問を受けた、第6次鴻巣市総合振興計画基本構想（案）について、当審議会で慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

答 申

当審議会は、平成 28 年 6 月 25 日に「第6次鴻巣市総合振興計画における基本構想（案）」について諮問を受け、計 6 回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

諮問された計画案は、第 1 章の「将来都市像」及び、第 2 章の「将来人口」、第 3 章の「土地利用構想」、第 4 章の「政策展開の方向」の全てにおいて、おおむね適正な計画であると認められます。

少子高齢化、人口減少社会の本格的到来の中、全国の市区町村が自治体の存続をかけ様々な取組を行っています。鴻巣市においても、時代の潮流へ果敢にチャレンジし、「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりに取り組む必要があります。

是非とも、まちの総合力を更にもう一段と高め、市民全体を巻き込んだ「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の発展的実現に向け、不断の努力を望みます。

なお、各委員から今後のまちづくりについて、諸般にわたる意見・要望がありましたので別紙のとおり付記します。

第1章：将来都市像について

10年後の市の目指す姿として本将来都市像は、市民が変わらず共感でき継承すべき姿として適切と認められます。

なお、基本理念には、市民生活への安全・安心への配慮とともに、本市の豊かな自然環境を念頭ににした生物多様性の視点が加わるよう、検討いただきたい。

第2章：将来人口について

将来人口が減少することを受け入れざるを得ないが、少しでも目標人口を上回るよう、人口減少の抑制に積極的に努められたい。

なお、将来人口の設定については、適正な市民負担による市民サービスの提供を前提に、必要な人口規模など設定根拠と目指す姿を、より市民にわかりやすく伝える工夫に努められたい。

第3章：土地利用構想について

土地利用構想におけるゾーニング設定は概ね適切であるものの、以下について考慮願いたい。

①ゾーン説明について

各ゾーン別土地利用構想はあくまで土地利用の中心となる考え方を示したものであり、制限や限定的利用を示唆するものではないことを明記すること。

②住宅地ゾーンについて

住宅地ゾーンにおける転入者の増加については、既存住宅などのリノベーションの視点が重要であり、施策の実現を図られたい。

また、住宅地形成に不可欠な商業系を中心とする生活利便施設の立地促進も行うよう、努められたい。

③商業・業務地ゾーンについて

市の顔として商業地ゾーンには、「遊び、楽しみ」を盛り込んだ「ワクワク消費」を喚起できる仕組みが必要であり、ゾーン内で滞在し、買い物をしたいと思わせる「魅力」を形成することが不可欠である。その為の施策推進を積極的に図られたい。

また、新規創業・雇用の場としても活用が望めるよう、シェアードオフィスなどの積極的な誘致を図り、ゾーンの活性化に努められたい。

④工業・流通地ゾーンについて

既存企業を繋ぎ止める視点と新規企業の誘致の視点は、ゾーン構成において当然あるべき姿勢である。

特に、新規企業の誘致にあたっては、産業によって市域経済への影響が異なるが、鴻巣市が目指す視点として、雇用増加・職住近接の視点が重要と考えられる。環境面にも配慮しながら、住宅地ゾーンなどと連携した土地利用の検討を図られたい。

⑤農業・集落地ゾーンについて

一部の集落地においては、少子高齢化の流れが住宅地ゾーンよりも顕著であり、コミュニティの維持が難しくなっている。開発などの規制緩和、農地転用の弾力化、移住促進や、体験型農業を契機とする定住促進といった観点による、人口増加に繋がる施策展開も図られたい。

第4章：政策展開の方向について

①政策1：安全・安心に関する政策

市民が安心して生活を営むためには、行政だけではなく市民参画がなされなければその実現は難しい。平成27年における県内40市中第2位の低い犯罪発生率など、安心して暮らせる環境形成は、まさに市民参画の意識が高まった結果と言える。

今後とも、市民と事業者と行政の役割を明確にし、一体となって様々なリスクマネジメントを進めることで、「安全かつ安心に暮らせるまちづくり」を推進されたい。

②政策2：保健・福祉・医療に関する政策

少子高齢社会の到来を本格的に迎え、本政策の重要性は今まで以上に高い。

全ての市民にとって健康で充実した市民生活が営めるように、そして、高齢者世代にやさしく、若い世代が将来において魅力と感じられる各種サービスの充実に努められたい。

また地域医療体制の充実に向け、総合的な医療施設の誘致実現に積極的に取り組まれたい。

③政策3：教育・文化に関する政策

学校・家庭・地域・関係団体などの連携を深め、地域に根ざした特色ある学校教育を進めるとともに、多様で特徴的な学習活動を通じ、全ての世代が学び輝くことができるひとづくりを進められたい。

④政策4：都市基盤に関する政策

鴻巣市の持つ「都市の活力」と「豊かな自然」が共存できるよう、調和とバランスに配慮したまちづくりを行うことが、選ばれるまちに繋がるものと考えられる。

各地域・各事業の特色と魅力を高め、産業政策とも連携し、将来の礎となる取組を進められたい。

また、まちの機能を良いサイクルで循環・更新させるためには、「公共ストック」のみならず、住宅など「民間ストック」の更新を行いやすくするための対策が不可欠であり、積極的に行うことを明記されたい。

⑤政策5：産業に関する政策

産業のグローバル化や情報通信技術の発達に伴う産業構造自体の大きな変化や、圏央道の県内開通及び、上尾道路の開通予定などを新たなチャンスと捉え、今後の産業政策の展開による「地域経済の拡大と賑わいの創出」を推進することは、今後10年間の最重要課題とも言える。

積極的なヒアリングを通じ、既存・新規企業などのニーズを的確に掴むことで、土地利用構想に定めるゾーンを基盤に、特に『雇用創出による定住促進』に繋げる施策推進を、重点的に図られたい。

⑥政策6：市民協働・行政運営に関する政策

少子高齢化・人口減少社会において、特に市民協働による「住民参加型」の取組を進めることが重要である。

中心的役割を担う自治会を中心とする地域内の繋がりだけでなく、民間企業やNPOなど、地域を越えた組織間・政策間の連携を強化することで、情報交換や交流の場の提供など、様々な活動の支援と参加促進に努められたい。

また、市民活動の場の整備・保全に民間活力を積極的に導入することや、鴻巣市の認知度向上のため「シティプロモーション」の推進を行うなど、市や様々な団体の特性を最大限活用し、効率的・効果的な行財政運営を実現されたい。

その他事項について

第5次鴻巣市総合振興計画において示された「総合的な医療施設」の誘致については、将来の鴻巣市にとって必要不可欠な施設であることは、審議会の総意である。

場所・規模・費用など多角的に検証した上で、市民の理解のもと、積極的に取り組んでいただきたい。



審議会審議風景



審議会 内田会長（左）・酒巻副会長（右）から
原口市長へ基本構想（案）の答申

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画（案）について（答申）

平成 29 年 2 月 18 日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市総合振興計画審議会
会 長 内 田 知 宏

第6次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画（案）について（答申）

平成 28 年 6 月 25 日付け鴻総政第 44 号で諮問を受けた、第 6 次鴻巣市総合振興計画前期基本計画（案）について、当審議会では慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

答 申

当審議会は、平成 28 年 6 月 25 日に「第 6 次鴻巣市総合振興計画における基本構想（案）」及び「前期基本計画（案）」について諮問を受け、平成 28 年 10 月 27 日に「基本構想（案）」について答申を行ったところです。

「前期基本計画（案）」については、これまでの「基本構想（案）」での議論を踏まえ、合わせて全 9 回の会議において慎重に審議を行ってまいりました。

審議の結果、「基本構想（案）」を実現する手段として「前期基本計画（案）」に示されているそれぞれの施策が、目標及び達成度を成果指標として「見える化」し、「何を」「いつまでに」「どこまで」、進めていくのか、また進んでいるのかを明確にした、おおむね適正な計画と認められます。

「本基本計画（案）」に示された目標は、今後行政や市民、様々な主体がともに達成を目指していくものであり、特に重点分野として設定した基本事業を優先し、着実な推進を行うことが、新しい総合振興計画に、より一貫性を持たせることになります。

計画の実施や評価にあたっては、誰もが身近なものとなるようわかりやすい説明と積極的な情報公開に努められるとともに、成果指標の一層の実現を図られることを要望いたします。

最後に、各委員から今後のまちづくりについて、諸般にわたる意見・要望がありましたので別紙のとおり付記します。

第2章：施策別計画について

【共通事項】

成果指標について、算定方法をより明確化するとともに、国・県平均の併記や、基準値・上限値などモノサシとなるものを載せるなど、成果へのイメージがしやすいよう努められたい。

また、用語解説に当たっては、番号を振るなど、配慮されたい。

【施策別計画】

「施策1－1：生活環境の整備」

方向性に示す「個人意識の改善」や「解決方法の提示」については特に重要であり具体的な事業の充実に努められたい。

「施策1－2：上水道の安定供給」

現在の高い成果指標を維持できるよう努めるとともに、緊急時にも品質を維持した安全な水を供給できるよう努められたい。

「施策1－3：污水处理の推進」

成果指標「污水处理人口普及率」について、特に合併処理浄化槽の普及は個人負担の問題もあるが、100%に近づけるよう積極的な働き掛けを行うよう努められたい。

「施策1－4：資源循環型社会・低炭素社会の形成」

目指す姿の実現には、何より「ごみ排出」の絶対量を減らすことが第1優先であり、4R活動の推進にあたって、特にソフト事業による充実に努められたい。

「施策1－5：交通環境の充実」

「基本事業2：持続性のある生活交通の確保と利用促進」におけるコミュニティバスの運行については、利用実態からも再検討の時期に来ていると考えられる。費用対効果を含めた今後の「持続性のある生活交通の確保策」を早急に示すことに努められたい。

「施策1－6：防犯対策の推進」

「犯罪の少ない安心なまち」というブランドが定着し続けるよう、市民・地域の目による犯罪抑制を狙った、各種団体との連携活動の強化や質の向上に積極的に努められたい。

また、「基本事業2：地域防犯体制の充実」として空家対策を定めているが、活用の視点について、他の施策と連携し解消を推進することを、検討されたい。

「施策1－7：防災・減災対策の推進」

危機時において行政は市民の誘導役であり、方向性に示す「リスク対応力の高い庁内体制の構築」のもと、様々なケースを想定した検討を図り、市民への周知を図られたい。

また、ハザードマップなどは、市民の目につきやすく危機時の指針となる特に重要なものであることから、より精緻な情報を伝えられるよう工夫に努められたい。

「施策2－1：健康づくりの推進」

医療費負担の増加は市の健全な財政運営にも直結することから、「基本事業1：健康長寿のための生活習慣の実践」「基本事業2：疾病の早期発見・発病及び重症化予防」に対し、気軽に参加できる仕組みを検討し成果指標の向上を図られたい。

また、自殺対策など心の健康を意識した取組の必要性が明示されていないことから、内容の再検討を図られたい。

さらに、基本構想（案）の答申にも記載したとおり、「基本事業3：地域医療提供体制の整備」にあたっては、場所・規模・費用など多角的に検証した上で、市民の理解のもと、「総合的な医療施設」の誘致に向け積極的に取り組んでいただきたい。

「施策2－2：地域福祉の推進」

施策推進にあたり「担い手の確保の難しさ」を改善することが、目指す姿を実現するための重要な視点であり、課題と方向性の整理が不足しているといえる。課題を的確に認識し、普及・啓発などを含め積極的な確保に努められたい。

「施策2－3：子ども・子育て支援の充実」

「基本事業3：放課後の居場所づくり」における成果指標「放課後の居場所がないと思う小学生保護者の割合」の高い現状値に、もっと課題意識を持ち基本事業の充実を講じられたい。

また、「基本事業2：子育て不安の軽減」における成果指標「児童虐待など相談件数」は増加ではなく減少に、「基本事業4：母子保健の推進」における「乳幼児健診の平均受診率」「予防接種率」は100%を目標とするよう再検討願いたい。

「施策2－4：高齢者福祉の推進」

取り巻く現状の記載のとおり、本施策の推進は中心となる医療や地域福祉以外の、やりがい・生きがいに繋がる他の施策との連携が必要である。基本事業のそれぞれが重要であるが、介護を必要とする人への支援と介護する側の支援を両輪とし、高齢者に住みよい生活環境を提供できるよう努められたい。

「施策2－5：障がい者（児）福祉の充実」

障害者差別解消法施行に基づき、施策目標として差別解消を測る成果指標の検討を求めるとともに、市民啓発の充実に努められたい。

「施策2－6：セーフティネットの推進」

就労支援への積極的なサポートは、自立支援が中心であり、「施策5－1：商工業の振興」とも連携し、フォローアップの充実に努められたい。

「施策3－1：学校教育の充実」

経験豊かな高齢者の力を借りるなど、学校以外の場でも「知・徳・体」を育む事業の充実を図られたい。

また、「基本事業5：小中学校適正規模・適正配置の推進」にあたっては、児童・生徒の目線に立ち、メリット・デメリットを十分精査の上、市民理解のもと進められたい。

「施策3－2：市民文化・生涯学習の充実」

「基本事業1：生涯学習機会の充実」においては、就労に直結した講座や、土日、夜間といった様々な人が集まれるような場の機会を多く検討いただきたい。

また、伝統文化を含め市民への認知と愛着を促す取組が不足していることから、他施策と連動し向上に努められたい。

さらに、「基本事業5：国際交流の推進」においては、推進することで何を市民が得るのか、成果指標と方向性が明確化するように努められたい。

「施策3－3：スポーツの振興」

「施策2－1：健康づくりの推進」と連動し、日常的な健康づくりの取組と競技スポーツが連携し、市民に参加しやすい様々な受け皿を提供できるよう努められたい。

「施策3－4：人権尊重の推進」

人権教育の積み重ねが、いわゆる弱者対策へと結びつくものであり、心の健康への取組と連動し解消に向け尽力されたい。

「施策4－1：調和と魅力ある土地利用の推進」

本施策の実現においては、求める土地利用をいかに誘導し、利用してもらうことができるかが重要であり、そのためには土地権利者や民間企業などへの積極的な係わり合いが必要である。

都市のコンパクト化は人口減少社会を背景に不可避といえる中で、いかに効率的・効果的に誘導していくかを十分に認識しながら、緑を中心に、まちの立地特性に応じた付加価値を高めるための土地利用誘導方策や、新旧住民がお互い共通の理念のもと、まちづくりに取り組めるような機会の提供といった、ソフト面での取組支援の充実も併せて図られたい。

一方で、市街化調整区域への取組に成果指標が見られないため、検討を願いたい。

「施策4－2：道路の整備」

自動車・自転車・歩行者がそれぞれ安全・快適に利用できるよう、特に子どもたちの通学路や、高齢者などが集う施設へのアクセス道路、災害発生時の緊急避難路の役割を担う路線を優先した整備に取り組まれたい。

「施策4－3：雨水対策の推進」

雨水を貴重な資源として捉え「再生利用」の視点を基本事業に盛り込むことを検討されたい。

また、雨水対策には農地の持つ保水機能も重要な視点であり、施策推進の考え方に盛り込まれることを検討されたい。

「施策4－4：市街地の整備」

「市街地の整備」の対象・定義が不明瞭であり、表現の補足を検討されたい。

そして、市街地再開発事業や土地区画整理事業は整備された後に有効に使われているかが重要であることから、賑わいなどを測る成果指標の検討を進められたい。

また、「基本事業3：駅周辺の利便性の向上」については、駅の安全対策を方向性としていることから、「駅及び駅周辺の利便性の向上」に改めるよう検討されたい。

「施策4－5：公園・緑の整備と保全」

公園については利用されることで、最大限の効果を発揮するものであり、「活用度」について成果指標で定めることを検討されたい。

また、良好な状態を保つためには、主に利用する近隣住民などの協力は不可欠であり、取組方向性には行政による事故予防管理の徹底のほか、利用者による適正な使用の啓発や、地域活動による身近な場所の手入れや不具合箇所の報告など、一体となった取組を明記されたい。

さらに、「郊外農地」や「緑化された宅地」なども身近な緑としてふれあう礎であり、公園以外の要素に対し市の取組方向性の明記と成果指標の設定を求められたい。その際には、「施策1－1：生活環境の整備」における環境保全の取組や「施策5－2：農業の振興」における花き産業との連携など、資源活用型の成果指標の設定を考慮されたい。

「施策5－1：商工業の振興」

本施策の振興は、鴻巣市の未来を担う上で、正に最重要に取り組むべき施策である。既存の各産業従事者や創業希望者に対し、より積極的な対話を重ねながら「実態把握」と「課題検討」に努め、市で商工業を行うことがメリットに繋がるように個別事業の充実を図られたい。

特に、第4次産業革命と呼ばれるIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などの技術革新は、全ての産業革新の共通基盤となりえるものであり、地域に新しい活力を生み、そこから相乗的な効果が生まれるものである。市としても、既存産業の生産力向上の支援として、このような技術革新を促進する事業を検討し企業定着を促すとともに、未来志向を持った新規創業支援や新規産業誘致を進め、「市の発展に繋がる産業や人材の確保」を明確化した事業を行われたい。

また、商店街などの空洞化も進展する中、「買い物弱者」が増加している実情を踏まえ、支援策の充実に努められたい。

なお、「留置」の表現は、マイナスイメージを喚起するため、改められたい。

「施策5－2：農業の振興」

「花き産業」は、規模・担い手の状況からも、当該施策の振興を牽引する主力産業であり、成果指標を設けた方向性を明記されたい。

また、本施策の課題解決には、「積極的な担い手の確保」と「集約化の推進による、生産効率の向上」「他の産地に負けない競争力の向上」が不可欠な視点である。体験農業などによる「きっかけづくり」とともに、付加価値化や流通販路の開拓といった、市内農作物の価値を高め事業採算を高める工夫に従事者と共に積極的に検討し、「鴻巣ブランド」の認知と充実に向けた事業に取り組まれたい。

「施策5－3：観光の振興」

施策の目指す姿は妥当であるものの、「市の認知度」及び「地域経済の活性」を測る成果指標について設定することを検討されたい。

また、施策推進においては、「回遊性」を重視し、様々なイベントや資源を有効的に結びつけ、滞在することを楽しみと思える事業や仕掛けを充実化されたい。特に、歴史資源については有効な観光資源であり、PR方法によって起爆ともなりえることから、積極的に事業を検討されたい。

「施策6－1：コミュニティ活動の推進」

地域コミュニティが担う役割の重要性に対し、その核となる自治会への参加率の低下は憂慮すべき状況であり、仕組みの再構築が求められる。待ちの姿勢ではなく、行政も積極的に関わり取組を一体的に実施することで、必要性の認知と参加の機運向上を図られたい。

また、自治会以外の組織の充実化も積極的に取り組み、市民活動の推進を図られたい。

「施策6－2：開かれた市政の推進」

「基本事業5：シティプロモーションの推進」は重要な事業であり、民間資金の活用や、無料配信動画の活用、市外の人も巻き込む参加型の取組などを実践することで、積極的な知名度・好感度向上を図られたい。

また、情報は利用されることで効果を生むものであり、市民が利用することを想定した広報や情報公開の推進に努められたい。

「施策6－3：効率的な行財政運営の推進」

全ての施策推進の大前提として、財政の健全化は堅持すべきものであり、市民サービスに過度な低下を及ぼすことなく行財政運営を図られたい。

特に「基本事業3：公共施設等のマネジメント推進」については、方向性としては妥当であるものの、効率面だけの判断ではなく民間活力なども活用し、サービス低下に陥らないよう配慮願いたい。



審議会 酒巻副会長より原口市長へ
前期基本計画（案）の答申



全審議終了後の委員の皆さん

用語解説

用 語	説 明	掲載ページ
いきいき先生	市費臨時職員として教育活動の補助・支援を行う職員のことで、平成28年度は市内27校に58名配置しています。	76
意見公募 (パブリックコメント)	行政が政策立案する際に、市民などの意見をあらかじめ聞いておき、それを反映させる手法のことです。	102
一時（いっとき）集合場所	災害の確認や指定避難所、指定緊急避難場所に避難する前に、地域の住民が集まり、安否確認等を行う場所であり、集会所や寺社、小規模公園等を、自治会と自主防災組織が指定します。	63
雨水幹線	主に市街地の道路や側溝からの雨水排水を集めながら流下する、雨水排除面積が20ha以上の管渠等のことです。	88
エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのことです。	14

用 語	説 明	掲載ページ
学校応援団	保護者や地域住民による学校の教育活動を支援する組織のことで、市内27校すべてに設置されています。	77
合併処理浄化槽	家庭から出るすべての汚水（トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等）を処理する浄化槽のことです。	54
仮換地	土地区画整理事業において、土地の区画形質の変更や公共施設の新設などの工事をするために必要なとき、又は換地処分を行う必要がある場合に、従前の宅地についてその宅地に代わって、仮に使用し、又は収益することができる土地のことです。	91
かんがい排水路	農地に安定した水を送るための水路のことです。	97
環境基準	空気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法により定められているものです。	50
幹線道路	市道の骨格道路として、国道や県道などに連絡する道路のことです。	28、32、59、86
義務的経費	地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている、人件費・扶助費及び公債費の3つからなる経費のことです。	19、104
グローバリゼーション	ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大する（地球規模化する）ことです。	79
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。国・県では95%以上になると要注意としています。	26、104
健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のことで、埼玉県では65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間として、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間から、平均寿命を引いて算出します。	26、37、64
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建築物の敷地・構造・用途・形態などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上を図る手法のことです。	85
公共空地	一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地のことで、公園・運動場・霊園などがあります。	84、91
公共下水道	家庭から出るすべての汚水（トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等）や事業所などの排水を道路に埋めてある下水管渠に流し、終末処理場に集めて化学的に処理し、きれいな水にして河川などに放流する施設のことです。	26、54
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画で、公共施設等の現況及び将来の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めたものです。	104
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当するものです。	18、26、30、37、68

用 語	説 明	掲載ページ
耕作放棄地	過去 1 年以上耕作せず、今後も数年間再び作付けされる予定のない土地のことです。	26、96
コウノトリ	コウノトリ目コウノトリ科の大型の水鳥です。完全な肉食で、水田や河川、湿地といった水辺生態系ピラミッドの頂点に立つコウノトリは、豊かな自然環境のシンボルです。	33、92
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した、①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律、の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことです。	68

さ行

用 語	説 明	掲載ページ
埼玉県小・中学校 学力・学習状況調査	小 4～小 6 の国語・算数、中 1～中 3 の国語・数学、中 2 と中 3 の英語を対象に行われる県内一斉の調査です。毎年 4 月に実施しています。	76
市街化区域	都市計画法第 7 条に規定される、既に市街地を形成している区域と、今後おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。	26、84、90
市街化調整区域	都市計画法第 7 条に規定される、市街化を抑制すべき区域で、開発行為は原則として抑制される区域のことです。	55、84
市街地開発事業	都市計画法第 12 条に規定される、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業のことです。	90
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行い、健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のことです。	17、32、84、90
自主防犯パトロール グループ	原則 5 名以上で組織され、児童の登下校時の見守り活動や地域の防犯パトロール、危険個所の点検などボランティアによる地域防犯活動を行っているグループのことを言います。	60
自治基本条例	まちづくりの基本的な考え方や進め方、それらを実現するための仕組みやルールなどを定めた条例のことです。(資料Ⅱ参照)	3、28、41、100
シティプロモーション	物産や観光、住まい情報をはじめ地域の魅力を内外に PR することで、地域イメージのブランド化を図り、定住人口の増加や地域活性化に結びつける取組のことを言います。	41、102
支部社会福祉協議会	社会福祉協議会、市（行政）、関係機関などと協働し、自治会や町内会を包括する小地域の住民相互による支援活動を推進する住民組織を言います。	66
市民後見人	判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された一般市民のことです。	66
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、原則、市町村単位で設置されており、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられています。	66
使用収益開始率	仮換地を指定した土地が画地確定され、使用収益を開始した面積の率のことです。土地区画整理事業の進捗状況と言えるものです。	91
小中一貫教育	小中学校の円滑な接続を重視し、9 年間を見通した教育課程を編成して行う系統的な教育のことです。	76
新体力テスト	50 m 走やボール投げなどの測定を毎年全学年で実施し、体力・運動能力を調査しています。	77
新地方公会計制度	発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、ストック（どれだけの資産を蓄えているか）やフロー（資金がどのように動いたか、その流れ）を明らかにし、現金主義を補完した制度のことです。	104
水洗化	くみ取り式トイレを水洗トイレに改造することだけではなく、排水設備を設置して生活雑排水を下水道へ流せるようにすることです。また、浄化槽を廃止して排水設備を下水道へ接続することです。	54
水洗化率	公共下水道処理区域内人口ないし農業集落排水処理区域内人口に対する、その区域内での水洗化済みの人口の割合のことです。	55

序
論

基本
構想

基本
計画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

用 語	説 明	掲載ページ
水道施設利用率	水道施設の能力に対しどの程度利用しているかを示すもので、値が大きいほど施設を利用しているものですが、一方では予備的な能力が無いということにもなります。	53
水道事業営業収支比率	営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、水道事業の収益性を表す指標のことで、収益的収支が最終的に黒字であるためには、100%を一定程度上回っている必要があります。	53
水道料金回収率	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、経営状況の健全性を表す指標のことで、100%を下回っている場合、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。	53
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称です。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、さらに脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などは、いずれも生活習慣病であるとされています。	26、64
生活道路	幹線道路以外の地域の身近な道路のことで、	86
生物多様性	人間も含めた、たくさんの種類の生きものの全てが複雑に関わり合って存在していることです。	14、93
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が、それぞれの体力・年齢・目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、世代や年齢・種目・技術レベルといった3つの多様性と受益者負担、地域住民の自主運営という特徴を併せ持ったスポーツクラブのことで、	81
総トリハロメタン濃度水質基準比率	給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す指標のことで、	53
ゾーン 30	生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速 30 km の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内を抜け道として通過する行為の抑制などを図る生活道路対策のことで、主に通学路を中心に区域（ゾーン）を設定します。	58

た行

用 語	説 明	掲載ページ
第 4 次産業革命	IoT（Internet of Things の略で、様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと）、ビッグデータ（巨大で複雑なデータ集合の集積物）、ロボット、人工知能（AI）等に代表される、近年の急速な技術革新の総称のことで、	94
単独処理浄化槽	トイレの排水のみを処理する浄化槽のことで、平成 13 年 4 月以降、新設での設置はできないこととなっています。	55
地域経済循環率	地域の経済活動を把握するための「生産（付加価値額）」「分配（所得）」「支出（所得からの支出）」のうち、「生産（付加価値額）」を「分配（所得）」で割った値であり、地域経済の自立度を表します。	21
地域経済分析システム（RESAS）	国が運用するビッグデータを活用した地域経済などの見える化システムのことで、「地域経済分析システム」の英語表記（Regional Economy (and) Society Analyzing System）の、頭文字をとった略称が「RESAS」です。	21、91
地域コーディネーター	地域福祉推進のために活動している人たちの相談に応じ、支部福祉委員会を開催するほか、地区内の福祉見守り員を統括し、市社会福祉協議会や福祉見守り員との連絡調整を行う人材のことで、	66
地域包括ケアシステム	地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携・協力して、住まい・医療・介護・予防・生活支援について、一人一人のニーズに応じた包括的なサービスを行う仕組みのことで、	70
地区計画	それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために、まちづくりの方針やその方針に沿った道路・公園などの配置、建物の用途や形態の制限をきめ細かく定めるものです。	85
地産地消	地域で生産された農作物や水産物を、その地域で消費することです。	97
調整池（雨水調整池）	集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川に入る前に一時的に溜める池のことで、	88
貯留浸透施設	宅地の雨水を一時貯留し、効率よく地下に浸透させて水害を防ぐ施設のことで、地下水の保全も図ることができます。	89
都市公園	地方自治体が都市計画区域内に設置する、都市公園法に定める公園又は緑地のことで、	26、92

用 語	説 明	掲載ページ
土地区画整理事業	道路、公園、広場、河川等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更、及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。	17、32、84、88、90

な行

用 語	説 明	掲載ページ
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者、又は法人のことです。	96
農業集落排水	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農業用排水の水質汚濁を防止する施設のことです。	54
農地所有適格法人	農地を耕作する権利を有する法人、又は農地を保有できる法人のことです。	96
農地中間管理機構	耕作を続けることが難しい農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける機関です。	96

は行

用 語	説 明	掲載ページ
福祉見守り員	暮らしの場において生活福祉問題を見つけ、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などに連絡するなどの地区福祉活動を実践する人材のことです。	66
圃場	作物を栽培する田畑・農園のことです。	96

ま行

用 語	説 明	掲載ページ
マイナンバー・マイナンバー制度	平成 27 年 10 月から国民一人一人に個人番号が付番された、社会保障・税番号（マイナンバー）制度のことで、住民票を有する全ての方に 12 桁の個人番号（マイナンバー）を付番し、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関などに存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されます。	15、104
未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期にわたり利用されていない土地のことです。	84
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。社会奉仕の精神を持ち地域の中で福祉に関する身近な相談に応じ、ボランティアで支援する方です。なお、民生委員は児童委員を兼ねています。	66

や行

用 語	説 明	掲載ページ
有収水量 有収率	水道事業、下水道事業、農業集落排水事業において、料金徴収の対象となった水量を「有収水量」、全水量に対する有収水量の割合が「有収率」です。有収率は一般に 100%に近いほど良いとされています。	52、53、55
要介護認定	介護保険制度において、介護サービスの利用を希望する人が介護保険の対象となるか、どのくらいの介護を必要とするかを判定するものです。認定区分は最も軽度の要支援 1、要支援 2 から、要介護 1、要介護 2、要介護 3、要介護 4、最も介護を必要とされる要介護 5 の、7 段階に分けられます。	26、70
要援護高齢者	加齢や疾病等により身体上又は精神上の障害があり、日常生活を営むのに支障のある高齢者のことです。	70
4R	ごみの量を減らそう（Reduce）、必要ないものは断ろう（Refuse）、繰り返し使おう（Reuse）、資源として生かそう（Recycle）という、資源を大切に使うためのポイントとなる行動のことです。	14、56

わ行

用 語	説 明	掲載ページ
ワークライフバランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活を実現することです。	94

序
論

基本
構想

基本
計画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

資
料

用 語	説 明	掲載ページ
埼玉県多様な働き方実践企業	埼玉県が認定する、仕事と子育てなどの両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど、複数の働き方を実践している企業を言います。	95

アルファ
ベット

用 語	説 明	掲載ページ
BOD (生物化学的酸素要求量)	水の中の有機物（汚れの原因）を微生物が分解するのに使われる酸素の量で、水の汚れを示す代表的指標のことです。	84
GIS (地理情報システム)	Geographic Information System の略であり、位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステムのことです。	15
SNS（ソーシャル・ネット ワーキング・サービス）	Social Network Service の略であり、人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービスのことです。	15、82
SS（浮遊物質）	水の中に浮遊している不溶性の物質の量で、水の濁りを示す指標のことです。公共下水道は下水道法施行令第6条による放流水質の技術上の基準にて、40 mg/ℓ以下の定めがあります。	54

第6次鴻巣市総合振興計画

発 行 平成 29 年 3 月

企画・編集 鴻巣市 企画部 総合政策課

埼玉県鴻巣市中央1-1

TEL 048-541-1321

FAX 048-543-5480

<http://www.city.kounosu.saitama.jp/>

